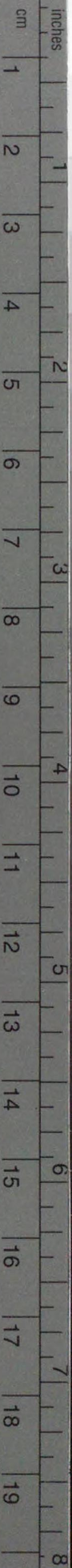


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
0	1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	25	26

R
343.8
KA186k2

BZ-4-04
UK000965

29. 7. 24

5
L

7-963

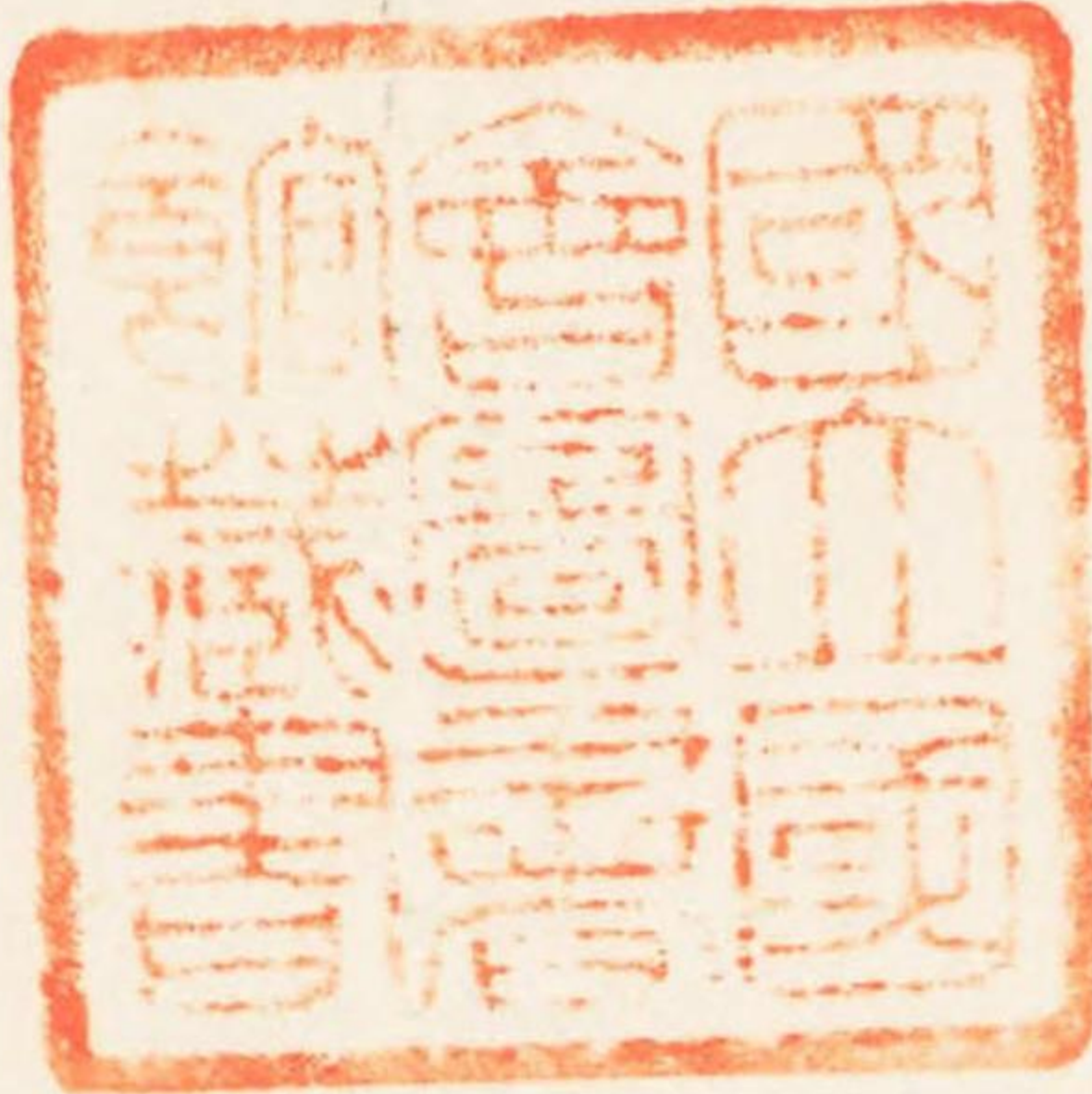
R343, P
KA186K2

昭和二十五年
度決算検査報告

会
計
檢
査
院

昭和二十五年年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一頁
第一節 歳入歳出決算	一
第一歳入	二
第二歳出	二
第三 国債及び借入金	三
第二節 国庫金及び国有財産	四
第一 国庫金	四
第二 国有財産	五
第三節 政府関係機関その他の団体	六
第四節 不当事項及び是正事項	六
第一 概要	六
第二 収納未済	九
第三 契約の締結	一〇



UK 965

第四	不急不用又は不経済な経費の使用	一一
第五	物品の経理	一二
第六	公共事業費	一二
第七	架空の名義による支拂その他不法の経理	一四
第八	職員の不正行為	一五
第二章	国の会計	一六
第一節	決算の検査確認	一六
第一	一般会計	一六
第二	特別会計	一七
第三	昭和二十四年度以前の未確認額の検査確認	二一
第二節	決算額と日本銀行証明額との対照	二二
第一	一般会計	二二
第二	特別会計	二二
第三節	予備費の支出に対する国会の承諾	二四
第四節	各所管別の不当事項及び是正事項	二六

第一	裁判所	二六
不当事項		二六
(一) 一般会計		二七
不正行為		二七
職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔宇都宮地方裁判所〕(一)		二七
第二	総理府	二七
不当事項		二八
(一) 一般会計		二八
予算経理		二八
警察予備隊の経費で特に必要のない施設をしたもの〔仙台外四警察管区本部〕(二)―(六)		二八
経理のびん乱しているもの〔警察予備隊第二管区総監部〕(七)		二九
物件		三〇
物品の購入に当り処置当を得ないもの〔警察予備隊総監部〕(八)―(一一)		三〇
役務		三三
架空の庫移補償費を支拂つたもの〔警察予備隊第一管区総監部〕(一二)		三三

不正行為 三三

職員の不作為に因り国に損害を與えたもの〔警察予備隊第二管区總監部外一箇所〕(二三)(一四) 三三

その他 三四

地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの〔地方財政委員会〕(一五) 三四

(終戦処理関係の分) 三五

不当事項 三六

(一般会計) 三六

未收金 三六

過拂金の回収に当り処置当を得ないもの〔東京、仙台両特別調達局〕(一六)(一七) 三六

予算経理 三七

接收不動産借料の経理がびん乱しているもの〔福岡特別調達局〕(一八) 三七

工事 三八

工事費過拂金等の徴收処置当を得ないもの〔同〕(一九) 三八

工事費の支拂に当り処置当を得ないもの〔大阪、福岡両特別調達局〕(二〇)(二一) 三九

官給資材の返納が著しく遅延しているもの〔東京外二特別調達局〕(二二)(二四) 四〇

物件 四一

木材の売渡に關し処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(二五) 四一

解除物件の売渡及び管理当を得ないもの〔東京外五特別調達局〕(二六)―(三九) 四二

石炭の購入に当り処置当を得ないもの〔東京外四特別調達局〕(四〇)―(四五) 五〇

特殊木箱の購入価格高価に失するもの〔特別調達庁、東京特別調達局〕(四六) 五三

連合国軍に使用された資材の補償金支拂に当り処置当を得ないもの〔東京特別調達局〕(四七) 五四

シートの購入に当り処置当を得ないもの〔同〕(四八) 五五

けん銃用革袋の購入価格当を得ないもの〔特別調達庁〕(四九) 五六

自動車用ほろの購入契約更改に当り処置当を得ないもの〔同〕(五〇) 五七

役務 五八

接收した家具什器の借料支拂に当り処置当を得ないもの〔札幌特別調達局〕(五一) 五八

味入ドラムかん等の海上輸送代金支拂に当り処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(五二) 五九

石油類受拂役務費の支拂当を得ないもの〔横浜、福岡両特別調達局〕(五三)(五四) 六一

ドラムかん修理代金の算定当を得ないもの〔呉特別調達局〕(五五) 六三

バス運行料金の決定に当り処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(五六) 六四

洗たく役務の解約を遅延しむだな手持補償金を支拂つたもの〔名古屋特別調達局、愛知県〕(五七) 六五

石炭がら処理代金の支拂に当り処置当を得ないもの〔札幌特別調達局〕(五八) 六六

不正行為……………六八

職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの〔東京特別調達局外三箇所〕(五九)―(六一)……………六八

その他……………六九

連合国軍関係使用人の給與支拂に当り処置当を得ないもの〔特別調達庁〕(六三)……………六九

退職手当等の支拂に当り所得税の源泉徴收処置当を得ないもの〔東京都千代田外四涉外労務管理事務所〕(六四)……………七一

ホテル焼失補償金の支拂に当り処置当を得ないもの〔福岡特別調達局〕(六五)……………七一

是正させた事項……………七二

物件……………七二

官給資材代金の徴收処置当を得ないもの〔札幌特別調達局〕(六六)……………七二

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………七二

第三法務府……………七四

不当事項……………七四

(一) 一般会計……………七四

租税……………七四

登録税の賦課当を得ないもの〔東京法務局〕(六七)……………七四

未收金……………七五

刑務所収入の徴收処置当を得ないもの〔府中外七刑務所〕(六八)―(七五)……………七五

予算経理……………七六

予算の使用当を得ないもの〔法務府外三三箇所〕(七六)……………七六

会計経理をみだつたもの〔神戸刑務所〕(七七)……………七七

不正行為……………七八

職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの〔足立区検察庁外二五箇所〕(七八)―(一〇三)……………七八

その他……………八一

刑務所作業の実施に当り処置当を得ないもの〔長崎刑務所〕(一〇四)……………八一

第四大蔵省……………八二

不当事項……………八三

(一) 一般会計……………八三

予算経理……………八三

架空の名義により支拂つたもの〔東京外三国税局、日本橋外四〇税務署〕(一〇五)―(一一二)……………八三

物品売渡代金をそのまま使用したもの〔広島国税局〕(一一三)……………八四

国有財産売渡代金等をそのまま使用したもの〔中国財務局尾道出張所〕(一一四)……………八五

物件

八五

物件……………

国有財産の管理及び処分に関し処置当を得ないもの〔関東外九財務局〕(一一五)―(一二二)……………八五

国有財産の管理当を得ないもの〔関東、東海両財務局〕(一四二)―(一四四)……………九〇

こん、包用木材の管理当を得ないもの〔東海財務局〕(一四五)……………九一

物件の管理当を得ないもの〔中国、南九州両財務局〕(一四六)―(一四七)……………九二

機械の使用料が低価に過ぎたもの〔東北財務局〕(一四八)……………九三

鉄くず等の売渡に当り処置当を得ないもの〔関東財務局外五箇所〕(一四九)―(一五九)……………九四

古軌條を低価に売り渡したものの〔関東財務局〕(一六〇)……………一〇四

鉛製品の売渡価格低価に失するもの〔関東財務局横浜財務部〕(一六一)……………一〇五

自動車掛秤量機の売渡価格低価に失するもの〔近畿財務局〕(一六二)……………一〇六

国有財産の売渡に当り処置当を得ないもの〔四国財務局〕(一六三)……………一〇七

船舶の売渡条件に違背しているのにそのまま放置していたもの〔中国財務局〕(一六四)……………一〇七

建物の売渡に関し処置当を得ないもの〔北九州財務局〕(一六五)……………一〇八

その他の……………一〇九

差押物件処分委託費の決定に当り処置当を得ないもの〔大阪国税局〕(一六六)……………一〇九

(造幣庁特別会計)……………一〇九

財務諸表

一〇九

財務諸表の表示が適確でないもの〔造幣庁〕(一六七)……………一〇九

(印刷庁特別会計)

一〇

物件……………一〇

黄銅板の製造に当り処置当を得ないもの〔印刷庁〕(一六八)……………一〇

一一

財務諸表……………一一

一一

財務諸表の表示が適確でないもの〔同〕(一六九)……………一一

(財産税等収入金特別会計)

一一

物件……………一一

物納財産売渡代金の徴収処置当を得ないもの〔関東外三財務局〕(一七〇)―(一七六)……………一一

(大蔵省預金部特別会計)
(財産税等収入金特別会計)

一一三

不正行為……………一一三

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔東海財務局外三箇所、神田外五三稅務署〕(一七七)―(一三四)……………一一四

一一〇

是正させた事項……………一一〇

租 税 一一〇

租税の徴收過不足を是正させたもの〔福岡外二二四税務署〕(一三三五)―(四九三)..... 一一〇

源泉徴收所得税の未徴收分を徴收させたもの〔麴町外二三税務署〕(四九四)―(五一七)..... 一三五

延滞金の未徴收分を徴收させたもの〔芝外三税務署〕(五一八)―(五二二)..... 一三七

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 一三八

第五 文 部 省 一三八

不 当 事 項 一三八

(一 般 会 計) 一三九

未 收 金 一三九

病院収入の取扱当を得ないもの〔名古屋大学医学部附属病院外一箇所〕(五二二)―(五二三)..... 一三九

予 算 経 理 一四〇

予算をこえて薬品類を購入したもの〔北海道外四大学〕(五二四)..... 一四〇

経費の年度区分をみだつたもの〔名古屋、熊本両大学〕(五二五)―(五二六)..... 一四〇

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔愛知外二県〕(五二七)―(五二九)..... 一四一

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 一四二

第六 厚 生 省 一四二

不 当 事 項 一四二

(一 般 会 計) 一四三

未 收 金 一四三

超過補助金の回収を遅延しているもの〔厚生省〕(五三〇)..... 一四三

病院収入の取扱当を得ないもの〔国立宮崎療養所分院国立日向療養所〕(五三一)..... 一四三

国の負担金が超過交付となつてゐるもの〔神奈川県〕(五三二)..... 一四四

予 算 経 理 一四四

架空の名義により支出したもの〔厚生省、国立療養所大湊病院〕(五三三)―(五三四)..... 一四四

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔宮城外四県〕(五三五)―(五三九)..... 一四五

(厚生保険特別会計) 一四六

予 算 経 理 一四七

歳入の年度区分をみだつたもの〔厚生省保険局〕(五四〇)..... 一四七

物 件 一四七

印刷物の購入又は検収に当り処置当を得ないもの〔同〕(五四一)..... 一四七

(船員保険特別会計) 一四八

そ の 他 一四九

保養委託費等の支拂に当り処置当を得ないもの〔厚生省保険局〕(五四二)……………一四九

(国立病院特別会計)……………一五〇

未 收 金……………一五〇

病院収入の取扱当を得ないもの〔国立別府病院〕(五四三)……………一五〇

予 算 経 理……………一五〇

会計経理をみだつたもの〔国立大阪病院〕(五四四)……………一五〇

(一) 般 会 計……………一五一

〔厚生保険特別会計〕……………一五一

〔船員保険特別会計〕……………一五一

〔国立病院特別会計〕……………一五一

不 正 行 為……………一五一

職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの〔国立登別病院外七箇所〕(五四五)―(五五二)……………一五一

是正させられた事項……………一五三

未 收 金……………一五三

健康保険及び厚生年金保険料の徴收不足を是正させたもの〔青森県外一都府県〕(五五三)―(五六四)……………一五三

船員保険料の徴收不足を是正させたもの〔東京都外二県〕(五六五)―(五六七)……………一五四

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………一五四

第七 農 林 省……………一五五

不 当 事 項……………一五五

(一) 般 会 計……………一五五

予 算 経 理……………一五五

架空の名義により支拂つたもの〔農林省青森外二統計調査事務所〕(五六八)……………一五五

予算をこえて工事を施行したもの〔仙台、金沢両農地事務局〕(五六九)―(五七一)……………一五六

予算の使用当を得ないもの〔農林省十津川紀の川農業水利事業所、岡山農地事務局〕(五七二)―(五七三)……………一五七

経費の年度区分をみだつたもの〔金沢外三農地事務局〕(五七四)―(五七八)……………一五八

工 事……………一五九

工事の施行に当り処置当を得ないもの〔仙台、熊本両農地事務局〕(五七九)―(五八二)……………一五九

工事費の積算当を得ないもの〔岡山農地事務局〕(五八三)……………一六三

工事契約の更改当を得ないもの〔仙台農地事務局〕(五八四)……………一六三

委託工事に当り処置当を得ないもの〔仙台、東京両農地事務局〕(五八五)―(五八七)……………一六四

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔農林省、熊本農地事務局、北海道外三県〕(五八八)―(五九四)……………一六六

補助工事に当り処置当を得ないもの〔福島、熊本両県〕(五九五)―(五九六)……………一七二

物 件……………一七三

工費用物件の購入処置当を得ないもの〔東京、金沢両農地事務局〕(五九七)―(五九九)……………一七三
(食糧管理特別会計)……………一七五

未 收 金……………一七五

輸入とうもろこし粉の売渡に当り処置当を得ないもの〔埼玉食糧事務所〕(六〇〇)……………一七五

物 件……………一七六

加工用でん粉の売渡及び売渡後の処置当を得ないもの〔食糧庁〕(六〇一)……………一七六

甘しよでん粉の売買に当り処置当を得ないもの〔茨城外一八食糧事務所〕(六〇二)……………一七七

玄そばの売渡に当り処置当を得ないもの〔青森外一三食糧事務所〕(六〇三)……………一七八

甘しよ粉の購入に当り処置当を得ないもの〔食糧庁〕(六〇四)……………一七九

食糧の管理当を得ないもの〔宮城外九食糧事務所〕(六〇五)―(六一四)……………一七九

役 務……………一八一

食糧の運送に当り処置当を得ないもの〔食糧庁〕(六一五)―(六一七)……………一八一

(国有林野事業特別会計)……………一八二

工 事……………一八三

工事費の精算に当り処置当を得ないもの〔都城営林署〕(六一八)……………一八三

物 件……………一八四

バルブ用材の売渡に当り処置当を得ないもの〔釧路、上士幌両営林署〕(六一九)……………一八四

そ の 他……………一八五

オガリット製造工場の新設当を得ないもの〔秋田、前橋両営林局〕(六二〇)……………一八五

(一) 般 会 計
(国有林野事業特別会計)……………一八六
(国营競馬特別会計)……………一八六

不正行為……………一八六

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔京都競馬事務所小倉競馬場外二箇所〕(六二一)―(六二三)……………一八六

是正させた事項……………一八七

未 收 金……………一八七

賠償金を徴収していなかったもの〔食糧庁〕(六二四)……………一八七

物 件……………一八八

食糧の売渡に当り価格の決定を誤つたもの〔神奈川外二食糧事務所〕(六二五)―(六二七)……………一八八

役 務……………一八八

輸送料金の徴収に当り処置当を得ないもの〔名寄外四営林署〕(六二八)……………一八八

財 務 諸 表……………一八九

財務諸表の過誤を是正させたもの〔林野庁〕(六二九)―(六三二)……………一八九

その他の……………一九一

米穀買入価格加算額等を過拂したものの〔青森外三食糧事務所〕(六三三)―(六三六)……………一九一

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………一九一

第八 通商産業省……………一九三

不当事項……………一九三

(一般会計)……………一九三

予算経理……………一九三

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔通商産業省〕(六三七)……………一九三

物件……………一九四

不急の物品を購入したもの〔工業技術庁〕(六三八)……………一九四

不正行為……………一九五

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔四国通商産業局外二箇所〕(六三九)―(六四一)……………一九五

(貿易特別会計)……………一九六

物件……………一九六

輸入故衣料の売渡に当り処置当を得ないもの〔通商産業省〕(六四二)……………一九六

その他の……………一九七

清算勘定の整理に当り処置当を得ないもの〔同〕(六四三)……………一九七

(米国対日援助物資等処理特別会計)……………一九八

未収金……………一九八

物品の売渡に当り処置当を得ないもの〔通商産業省臨時通商業務局〕(六四四)……………一九八

是正させた事項……………一九九

物件……………一九九

干甘しよの購入に当り検収当を得ないもの〔東京通商産業局〕(六四五)……………一九九

第九 運輸省……………一九九

不当事項……………二〇一

(一般会計)……………二〇一

予算経理……………二〇一

経費の年度区分をみだつたもの〔航空庁〕(六四六)……………二〇一

工事……………二〇一

灯台関係工事の施行に当り処置当を得ないもの〔海上保安庁、各管区海上保安本部〕(六四七)―(六五七)……………二〇一

港湾工事の効果についての審査不十分なもの〔岩手、徳島両県〕(六五八)―(六六〇)……………二〇六

災害復旧工事の原形超過工事費等を全額国庫負担の対象としたため負担金の超過交付をきたしたもの〔神奈川県外一府四県〕(六六一)―(六六八)……………二〇八

港湾事業費補助金の返納を要するもの〔東京都、大阪府、福岡県〕(六六九)―(六七二)……………二一〇

不正行為……………二一〇

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔東京管区气象台外一箇所〕(六七二)―(六七三)……………二一〇

第十 郵 政 省

不当事項……………二一四

(郵政事業特別会計)

未 收 金……………二二四

解約による違約金の収納に至らないもの〔郵政省〕(六七四)……………二二四

簡易生命保険募集手当の返納が遅延しているもの〔各郵政局〕(六七五)―(六七六)……………二二四

予 算 経 理……………二二六

渡切経費の経理当を得ないもの〔同〕(六七七)……………二二六

架空の名義により支出したものの〔東京鉄道郵便局〕(六七八)……………二二六

物 件

郵袋の調達及び管理当を得ないもの〔郵政省、東京中央外二郵便局〕(六七九)―(六八四)……………二二七

被服類の調達及び受拂経理等当を得ないもの〔郵政省、広島、熊本両郵政局〕(六八五)―(六八九)……………二二〇

式紙類その他の調達及び受拂経理等当を得ないもの〔郵政省、東京外三郵政局〕(六九〇)―(六九五)……………二二三

役 務

郵便専用自動車請負料の見積が当を得ないもの〔名古屋外四郵政局〕(六九六)―(七〇一)……………二二七

資 金 管 理

貯金利子の元加組入を受けていないもの〔郵政省貯金局〕(七〇二)……………二三〇

財 務 諸 表

未収金の計上をもらしたものの〔郵政省〕(七〇三)……………二三三

経費に計上すべきものを未達科目で処理したものの〔同〕(七〇四)……………二三三

減価償却費を過少に計上しているもの〔東京外三郵政局〕(七〇五)……………二三三

工作材料の年度末残額の決算処理が適当でないもの〔長野外三郵政局〕(七〇六)……………二三三

固定資産の計上額を誤つたものの〔札幌郵政局〕(七〇七)……………二三三

不正行為……………二三三

職員的不正行為に因る欠損を補てんしたもの〔郵政省貯金局〕(七〇八)―(七二八)……………二三三

(簡易生命保険及郵便年金特別会計) 二三五

その他 二三五

保険金額の制限を超過して契約し保険金を支拂つたもの〔東京、岐阜両地方簡易保険局〕(七二九) 二三五

(郵政事業特別会計) 二三七

(簡易生命保険及郵便年金特別会計) 二三七

不正行為 二三七

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔大宮桜木町外三郵便局〕(七三〇)―(七三三) 二三七

第十一 電気通信省 二三八

不当事項 二三八

(電気通信事業特別会計) 二三八

予算経理 二三八

架空の名義により支拂いこれのみだりに使用したもの〔電気通信省施設局建設部〕(七三四)―(七四五) 二三八

架空の名義により支拂つたもの〔尾道海底線工事事務所〕(七四六) 二四三

工事 二四四

予算の使用計画当を得ないもの〔電気通信省施設局建設部外三箇所〕(七四七)―(七五一) 二四六

工事の施行に当り計画当を得ないもの〔電気通信研究所〕(七五二) 二四八

工事の設計当を得ないもの〔関東、北海道両電気通信局〕(七五三)―(七五四) 二四九

工事の施行時期当を得なかつたため不経済な支出となつたもの〔北海道電気通信局〕(七五五) 二五〇

工事設計どおり施行されていないもの〔東海電気通信局〕(七五六) 二五一

工事の進捗よくが、行しその完成が著しく遅延したもの〔近畿電気通信局〕(七五七) 二五二

工事が未完成であるのに代金の全額を支拂つたもの〔電気通信研究所〕(七五八) 二五二

物件 二五三

不必要に高価な特別規格品を購入したもの〔九州電気通信資材部〕(七五九) 二五四

物品を高価に購入したもの〔電気通信省施設局資材部〕(七六〇) 二五五

物品の検收処置当を得ないもの〔同〕(七六一) 二五五

物品の売渡に当り処置当を得ないもの〔関東、近畿両電気通信資材部〕(七六二)―(七六三) 二五六

物品の購入に当り契約手続当を得ないもの〔電気通信研究所〕(七六四) 二五七

役務 二五八

物品運送費が高価なもの〔電気通信省施設局建設部外三箇所〕(七六五)―(七六八) 二五八

青写真焼付料の高価に失するもの〔電気通信省施設局建設部〕(七六九) 二六一

入夫賃高価に失するもの〔電気通信研究所〕(七七〇) 二六一

財務諸表 二六三

経費の支弁勘定科目及び固定資産の計理当を得ないもの〔電気通信省経理局外五箇所〕(七七二)……………二六四
 経費の年度区分に関する計理当を得ないもの〔信越電気通信局、東京丸の内電気通信管理所外九箇所〕(七七二)……………二六五
 未収金に計上しなかつたもの〔電気通信省経理局、東京丸の内電気通信研究所〕(七七三)……………二六五
 未拂金に計上しなかつたもの〔電気通信省経理局〕(七七四)……………二六六
 余剰物品について正規の処理がとられていないもの〔電気通信研究所、関東、九州西電気通信局〕(七七五)……………二六六
 不正行為……………二六七
 職員的不正行為に因り国に損害を興えたもの〔東京丸の内電気通信管理所外九箇所〕(七七六)―(七八五)……………二六七

第十二 労働省

不当事項……………二六八

(一般会計)……………二六八

未収金……………二六八

失業対策事業費補助金の超過交付となつてゐるもの〔東京都〕(七八六)……………二六八

予算経理……………二六九

補助金の精算に当り処置当を得ないもの〔宮崎県〕(七八七)……………二六九

(失業保険特別会計)……………二七〇

予算経理……………二七〇

架空の名義により支出したものの〔東京都、大阪府〕(七八八)―(七八九)……………二七〇

(労働者災害補償保険特別会計)……………二七一

不正行為……………二七一

職員的不正行為に因り国に損害を興えたもの〔吉原労働基準監督署外八箇所〕(七九〇)―(七九八)……………二七一

是正させた事項……………二七二

未収金……………二七二

労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道外一五労働基準局〕(七九九)―(八一四)……………二七二

失業保険料等の徴収不足を是正させたもの〔青森県外一七都府県〕(八一五)―(八三二)……………二七四

第十三 建設省

不当事項……………二七五

(一般会計)……………二七五

予算経理……………二七五

直轄工事の経理が著しくびん乱してゐるもの〔東北外四地方建設局〕(八三三)―(八六八)……………二七五

経費の年度区分をみだつたもの〔関東地方建設局〕(八六九)……………二八一

北海道における河川事業費の使用当を得ないもの〔石狩川治水事務所、旭川土木現業所〕(八七〇)―(八七二)……………二八二

工 事……………二八四

警察予備隊營繕工事の施行に当り処置当を得ないもの〔九州地方建設局〕(八七三)……………二八四

河川直轄工事の施行に当り処置当を得ないもの〔関東外二地方建設局〕(八七四)―(八七六)……………二八四

河川の改修及び原形超過工事在全額国庫負担の災害復旧工事として施行したもの〔関東、中国四国両地方建設局〕(八七七)―(八八〇)……………二八六

北海道における河川工事の施行当を得ないもの〔旭川土木現業所〕(八八一)―(八八二)……………二八八

使用不可能な機械類をしゅう集したものの〔東北地方建設局〕(八八三)……………二八九

災害復旧工事の原形超過工事費を全額国庫負担の対象としたため負担金の超過交付をきたしたもの〔北海道外四四都府県〕(八八四)―(九二八)……………二九〇

災害復旧国庫負担の対象外とすべき工事に対して負担金を交付したものの〔北海道外三二都府県〕(九二九)―(九八一)二九三

中小河川改良工事費国庫負担金の交付に關し処置当を得ないもの〔和歌山県〕(九八二)……………三〇五

道路改良工事費国庫負担金の交付に關し処置当を得ないもの〔同〕(九八三)……………三〇六

砂防事業費国庫負担金の交付に当り処置当を得ないもの〔香川県〕(九八四)……………三〇七

不正行為……………三〇八

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔中部、九州両地方建設局〕(九八五)―(九八六)……………三〇八

是正させた事項……………三〇九

工 事……………三〇九

警察予備隊營繕工事の施行に当り処置当を得ないもの〔建設省管理局營繕部外二箇所〕(九八七)―(九八九)……………三〇九

第十四 經濟安定本部……………三一〇

不当事項……………三一〇

(一般會計)……………三一〇

予 算 経 理……………三一〇

架空の名義により支出したものの〔東京外二地方經濟調査局〕(九九〇)―(九九二)……………三一〇

不正行為……………三一〇

職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの〔經濟調査庁〕(九九三)……………三一〇

第五節 會計事務職員に対する懲戒処分及要求……………三一〇

第六節 會計事務職員に対する検定……………三一〇

第一 出納職員に対する検定……………三一〇

第二 予算執行職員等に対する検定……………三一〇

第七節 檢察庁に対する通告……………三一〇

第三章 政府關係機關その他の団体の會計……………三一六

第一節 決算の検査完了 三二六

第一 政府関係機関の会計 三二六

第二 昭和二十四年度検査未了額の検査完了 三二八

第二節 各団体別の不当事項及び是正事項 三二八

第一 日本専売公社 三二八

不当事項 三二八

予算経理 三二八

代金の支拂に当り事実合致しない経理をしたもの〔日本専売公社広島、福岡両地方局〕(九九四)(九九五) 三二八

物件 三二九

不急の物品を購入したもの〔日本専売公社、同京都工場〕(九九六)(九九七) 三二九

不急の物品を購入し検収処置も当を得ないもの〔日本専売公社〕(九九八) 三三一

役務 三三二

倉庫の利用よろしきを得ないもの〔日本専売公社東京地方局、同本所外二出張所〕(九九九)(一〇〇一) 三三三

塩の回送費で不経済と認められるもの〔日本専売公社札幌地方局外二箇所〕(一〇〇二)(一〇〇三) 三三五

塩回送賃率の算出が当を得ないもの〔日本専売公社東京地方局、同横浜支局〕(一〇〇四) 三三七

回送経費の不経済と認められるもの〔日本専売公社大阪地方局、同富士宮出張所〕(一〇〇五) 三三八

資金管理 三三九

製造たばこ売渡代金の経理当を得ないもの〔日本専売公社函館外二支局、同芝外八出張所〕(一〇〇六) 三三九

財務諸表 三三〇

資産の部 固定資産〔日本専売公社、同水戸外三地方局〕(一〇〇七) 三三〇

資産の部 たな卸資産〔日本専売公社、同仙台外二地方局〕(一〇〇八) 三三一

資本及び負債の部 引当金〔日本専売公社防府工場、同大阪地方局〕(一〇〇九) 三三二

不正行為 三三三

職員的不正行為に因り公社に損害を興えたもの〔日本専売公社東京病院外四箇所〕(一〇一〇)(一〇一四) 三三三

その他 三三四

輸入塩の購入価額算定に当り輸入諸掛の見積当を得ないもの〔日本専売公社〕(一〇一五) 三三四

是正させた事項 三三六

その他 三三六

第二 日本国有鉄道 三三八

塩の包装費を過拂したものなどを是正させたもの〔日本専売公社仙台、熊本両地方局外二箇所〕(一〇一六)(一〇一九) 三三六

不当事項 三四四

未 收 金 三四四

収納処置緩漫に失すると認められるもの〔日本国有鉄道札幌地方経理事務所〕(一〇二〇)..... 三四四

徴収決定が遅れていたもの〔日本国有鉄道仙台、熊本両地方経理事務所〕(一〇二一)(一〇二二)..... 三四四

正規の手続によらないで自動車運送料を収納しているもの〔日本国有鉄道関東自動車営業事務所長野原営業所〕(一〇二三)..... 三四五

予 算 経 理 三四六

会計経理をみだつたもの〔日本国有鉄道青函鉄道管理局青森建築区〕(一〇二四)..... 三四六

工 事 三四六

工事計画当を得ないもの〔日本国有鉄道四国鉄道管理局外二箇所〕(一〇二五)(一〇二六)..... 三四六

工事の施行当を得ないもの〔日本国有鉄道大阪工事事務所〕(一〇二七)..... 三四八

坑道開さくについてその緊要性を認め難いもの〔日本国有鉄道志免鉱業所〕(一〇二八)..... 三四九

不経済な機械修理を実施したもの〔同〕(一〇二九)..... 三五二

物 件 三五三

物件売渡の数量及び代金の算定当を得ないもの〔日本国有鉄道東京地方資材事務所〕(一〇三〇)..... 三五三

物品売渡に当り処置当を得ないもの〔日本国有鉄道広島地方資材事務所、同志免鉱業所〕(一〇三一)(一〇三二)..... 三五四

賃貸料の低価なもの〔日本国有鉄道高崎鉄道管理局〕(一〇三三)..... 三五五

随意契約により物件を高価に購入したもの〔日本国有鉄道東京地方資材事務所〕(一〇三四)..... 三五六

資材の管理当を得ないため損害を招いたもの〔日本国有鉄道東京地方資材事務所外一箇所〕(一〇三五)―(一〇四一)三五七

資 金 管 理 三五九

収納金の預託が著しく遅延しているもの〔日本国有鉄道金沢地方経理事務所〕(一〇四二)..... 三五九

財 務 諸 表 三五九

資 産 勘 定 三六〇

固 定 資 産 三六〇

資本的支出を損費負担としたものでその回収処置がとられていないもの〔日本国有鉄道経理局、同釧路外一三地方経理事務所〕(一〇四三)..... 三六一

請願工事等の寄附受財産の受入がされていないもの〔日本国有鉄道新潟外四地方経理事務所〕(一〇四四)..... 三六二

固定資産勘定の貸借記入を重複し又は脱漏していたもの〔日本国有鉄道釧路外一二地方経理事務所〕(一〇四五)..... 三六三

勘定科目を間違えて計理していたもの〔日本国有鉄道経理局、同函館、盛岡両地方経理事務所〕(一〇四六)..... 三六四

作業資産〔日本国有鉄道盛岡外九地方経理事務所〕(一〇四七)..... 三六五

流動資産〔日本国有鉄道仙台外一七地方経理事務所〕(一〇四八)..... 三六七

負 債 勘 定 三六八

短期負債〔日本国有鉄道経理局、同仙台外四地方経理事務所〕(一〇四九)..... 三六八

二九

二八

未整理項目〔日本国有鉄道経理局〕(一〇五〇).....三六九

損益勘定.....三七〇

利益勘定〔日本国有鉄道札幌外四地方経理事務所〕(一〇五一).....三七〇

損失勘定〔日本国有鉄道仙台外三地方経理事務所〕(一〇五二).....三七〇

不正行為.....三七二

職員的不正行為に因り日本国有鉄道に損害を與えたもの〔日本国有鉄道旭川鉄道管理局〕(一〇五三).....三七二

その他.....三七二

鈺害復旧費を要求していなかつたもの〔日本国有鉄道熊本鉄道管理局〕(一〇五四).....三七二

第三公 団.....三七三

不当事項.....三七四

価格調整公団.....三七四

不正行為.....三七四

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔価格調整公団〕(一〇五五).....三七四

食糧配給公団.....三七四

未 收 金.....三七四

商品代金の回收処置当を得ないもの〔食糧配給公団秋田外四県支局〕(一〇五六)―(一〇六〇).....三七四

商品の販売処置当を得ないため代金の回収に至らないもの〔食糧配給公団諸類澱粉近畿支局澱粉部〕(一〇六一).....三七六

物 件.....三七七

商品の売渡処置当を得ないもの〔食糧配給公団諸類澱粉東海支局澱粉部〕(一〇六二).....三七七

資 金 管 理.....三七七

資金の管理当を得ないもの〔食糧配給公団包装資材神戸支局〕(一〇六三).....三七七

不正行為.....三七八

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔食糧配給公団北海道支局外一八箇所〕(一〇六四)―(一〇八二).....三七八

肥料配給公団.....三八〇

資 金 管 理.....三八〇

資金の管理当を得ないもの〔肥料配給公団名古屋支部〕(一〇八三).....三八〇

不正行為.....三八一

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔肥料配給公団札幌外四支部〕(一〇八四)―(一〇八八).....三八一

食料品配給公団.....三八二

不正行為.....三八二

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔食料品配給公団清算事務所北海道、福岡両支部〕(一〇八九)―(一〇九〇)三八二

油糧砂糖配給公団……………三八三

未 收 金……………三八三

商品代金の回収処置当を得ないもの〔油糧砂糖配給公団砂糖西部支部〕(一〇九一)……………三八三

物 件……………三八三

職員のために商品をほしのままに売り渡されたもの〔油糧砂糖配給公団油糧関西支部〕(一〇九二)……………三八三

資 金 管 理……………三八四

資金の管理当を得ないもの〔油糧砂糖配給公団油糧関西、九州両支部〕(一〇九三)(一〇九四)……………三八四

不正行為……………三八五

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔油糧砂糖配給公団、同油糧関西支部〕(一〇九五)(一〇九六)……………三八五

産業復興公団……………三八五

物 件……………三八五

物資の管理当を得ないもの〔産業復興公団〕(一〇九七)……………三八五

配 炭 公 団……………三八六

不正行為……………三八六

職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの〔配炭公団清算事務所小樽、四国両支部〕(一〇九八)(一〇九九)……………三八六

是正させた事項……………三八七

食糧配給公団……………三八七

財 務 諸 表……………三八七

商品受拂等の決算処置当を得ないもの〔食糧配給公団宮城、愛媛両県支局〕(一一〇〇)……………三八七

鉱工品貿易公団……………三八八

物 件……………三八八

商品の売渡に当り処置当を得ないもの〔鉱工品貿易公団機械鉱産部〕(一一〇一)……………三八八

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況……………三八九

第四 復興金融金庫……………三九一

不 当 事 項……………三九一

そ の 他……………三九一

復興金融金庫の債権保全処置当を得ないもの〔復興金融金庫〕(一一〇二)(一一〇七)……………三九一

第五 連合国軍人等住宅公社……………三九二

不 当 事 項……………三九三

工 事……………三九三

工事の施行に当り処置当を得ないもの〔連合国軍人等住宅公社仙台、横浜両支部〕(一一〇八)(一一〇九)……………三九三

不正行為……………二九六

職員的不正行為に因り公社に損害を興えたもの〔連合国軍人等住宅公社名古屋支部〕(一一一〇)……………三九六

是正させた事項……………二九七

工事……………三九七

工事用電力及び用水料金の精算処置当を得ないもの〔連合国軍人等住宅公社東京支部〕(一一一一)……………三九七

第六 商工組合中央金庫……………三九七

不当事項……………三九七

資金管理……………三九七

資金の管理当を得ないもの〔商工組合中央金庫八王子出張所〕(一一一二)……………三九七

第七 郵政省共済組合……………三九八

不当事項……………三九八

不正行為……………三九八

職員的不正行為に因り共済組合に損害を興えたもの〔郵政省共済組合東京郵政局部局〕(一一一三)……………三九八

第三節 会計事務職員に対する検定……………三九九

第一 出納職員に対する検定……………三九九

第二 公団等の予算執行職員等に対する検定……………四〇〇

附 表……………四〇一

第一 昭和二十五年年度一般会計決算未確認額表……………四〇一

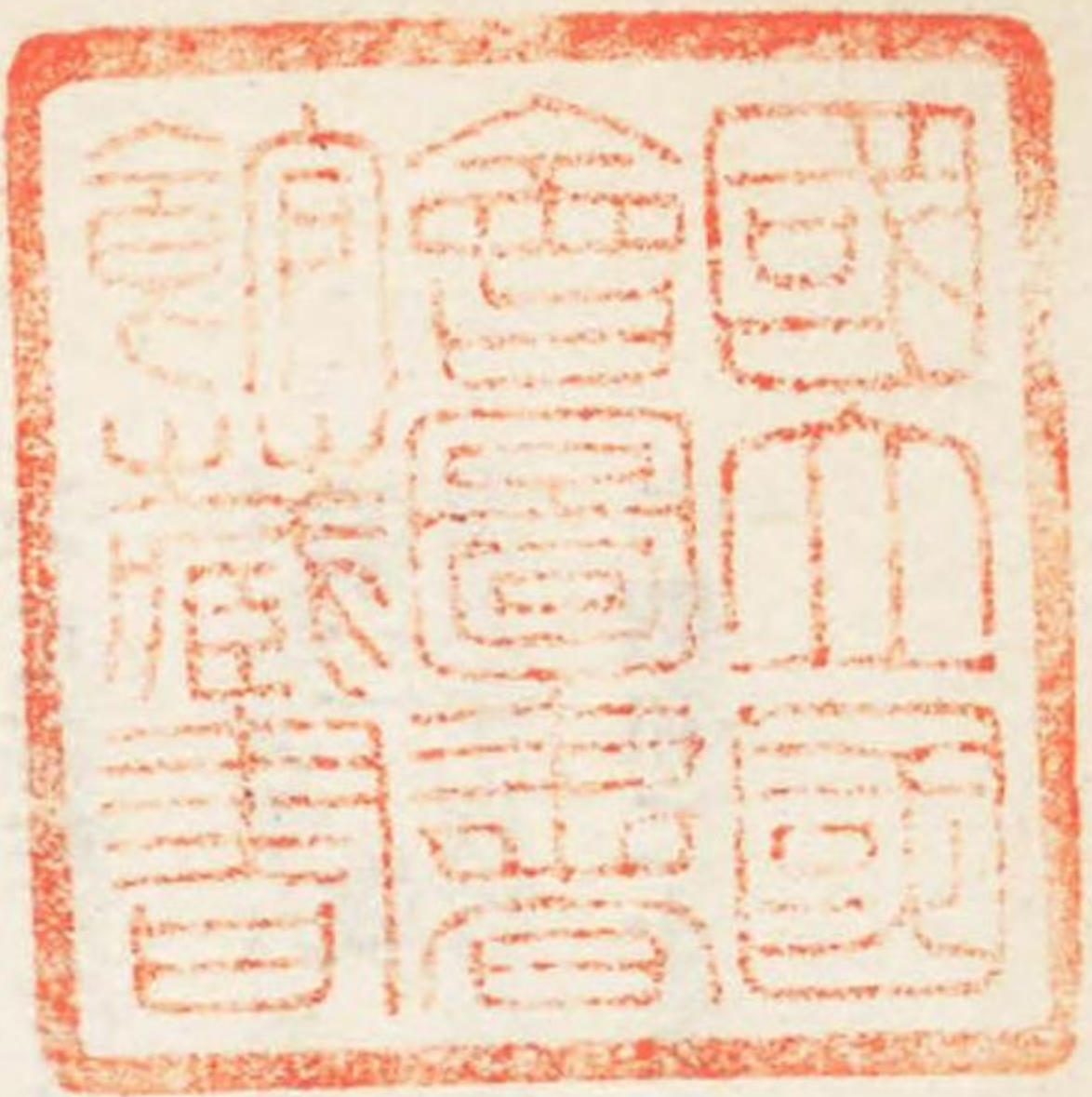
第二 昭和二十五年年度各特別会計決算未確認額表……………四一七

第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表……………四二三

第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表……………四三六

第五 昭和二十五年年度政府関係機関決算検査未完了額表……………四四〇

第六 既往年度政府関係機関決算検査未完了額中検査完了額表……………四四一



第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十條の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九條の規定に基づき、昭和二十五年年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する懲戒処分を要求及び検定、検察庁への通告事項等の外、会計検査院法その他の法律により検査を行っているものの検査事項を掲記した。

第一節 歳入歳出決算

昭和二十五年年度歳入歳出決算は、二十六年十一月二十八日本院においてこれを受領し、その検査を了して二十七年一月十八日内閣に回付した。

一般会計決算額及び各特別会計決算額の総計は左のとおり

歳	一般会計		特別会計(三)		総計
	入	出	入	出	
歳入	七二六、七九二	六三三、二九四	二、〇九二、〇七九	一、九〇〇、〇二九	二、八〇八、八七二
歳入超過	八三、四九七		一九二、〇五〇		二七五、五四八

であつて、一般会計の歳入超過は八百三十四億九千七百九十一億六千三百余万円に比べると二百四十三億三千四百余万円の増加を示している。

又、各会計間の重複額等を控除し、純計額を概算するときは、歳入一兆九千八百九十一億円、歳出一兆八千四百億円で、前年度に比べ歳入において三千六百二十二億円、歳出において二千三百六十六億円の増加となつてゐる。

第一 歳入

昭和二十五年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり七千六百六十七億九千二百余万円であるが、収納未済額は五百六十二億六千七百余万円で、その徴收決定済額に対する割合は約七〇%に当り、前年度の約一二%五に比べて好転している。

第二 歳出

昭和二十五年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり六千三百三十二億九千四百余万円であるが、予算執行

の結果、予算の翌年度に繰り越された額は三百七十億六千九百九十九万円で、そのおもなものは終戦処理費百八十四億八千四百余万円、価格調整費七十七億六千二百余万円、司法及警察費六十七億八千四百余万円、行政部費二十七億九千八百余万円、又、不用となつた額は百三十一億六千九百九十九万円で、そのおもなものは終戦処理費六十億千九百九十九万円、産業経費十七億九千八百余万円、社会及労働施設費十三億三千三百余万円、行政部費十二億千八百余万円である。

第三 国債及び借入金

国債は、昭和二十五年度首現在額二千九百七十七億三千四百余万円で、これに年度内における農地及び不正保有物資等の買入代金等として交付した国債等九億五千二百余万円を加え、償還額等五百六億七千九百九十九万円を控除すると、年度末現在額は二千四百二十億八百余万円となり、前年度末に比べ四百九十七億二千六百余万円が減少し、又、借入金は年度首現在額八百八十四億九千四百余万円であつて、年度中に日本銀行から六百二十四億七千二百余万円、大蔵省預金部から二十億六千六百余万円を借り入れたが、六百六十億七千五百余万円を償還したので、年度末現在額は八百六十九億五千七百九十九万円となり、前年度末に比べ十五億三千六百余万円減少している。

第二節 国庫金及び国有財産

第一 国庫金

昭和二十六年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は左のとおり

種別	二十六年三月末現在	二十五年三月末現在	差引増減
当座預金	一一八、八九七 <small>百万円</small>	二四、一四八 <small>百万円</small>	九四、七四九 <small>百万円</small>
一般預金	一〇二、七六〇	二二、二〇一	八〇、五五九
一部預金	一六、一三七	一、九四六	一四、一九〇
別口預金	四、四三六	五、四九〇	△一、〇五三
指定預金	一五、〇一二	一五、〇一二	〇
指 定 預 金	二七八	四〇八	△一三〇
小額紙幣引換準備預金	五四、七一九	二二	五四、六九八
援助資金預金	一九三、三四五	四五、〇八一	一四八、二六三
計			

であつて、これを前年同期に比べると、当座預金と援助資金預金の増加が特に著しい。これは主として、前者については外国為替特別会計において日銀ユーザンス制度により外国為替売拂収入が多かつたことに因るものであり、後者については米国対日援助見返資金特別会計において債務償還費を使用しなかつたためである。

なお、国庫余裕金の特別会計への繰替使用額は年間二千八百三十三億千八百万円に上り、前年度の千九百三十四億三千八百万円に比べ八百九十八億八千万円を増加している。

第二 国有財産

昭和二十五年国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は、二千七百十六億四千五百余万円であつて、前年度末現在額二千五百二十七億八千八百余万円に比べ百八十八億五千七百余万円の純増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において三百九十一億四千六百余万円、普通財産において二百三十六億二千二百余万円計六百二十七億六千八百余万円あり、他方、減少額が行政財産において九十五億九千七百余万円、普通財産において三百四十三億千四百余万円計四百三十九億千余万円あつたためである。

いま、その増減のおもなものを示せば、増において工作物及び機械器具の新増設二百四億七千余万円、出資による有価証券類九十七億九千七百余万円、建物の新増築八十三億四千八百余万円等があり、減において出資金の回収二百五十五億五千六百余万円、土地建物その他の誤び、訂正四十六億千七百余万円等がある。

又、昭和二十五年国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は七千余万円であつて、前年度末無償貸付額三千余万円に比べ、三千九百余万円の増加を示している。

第三節 政府関係機関その他の団体

昭和二十六年十二月において会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行つてゐるものは、政府関係機関二四、銀行及び各種金庫一〇、都道府県その他七八計一二二である。

二十五年政府関係機関収入支出決算額の総計は、収入一兆千三百五十一億五千六百余万円、支出九千八百七十五億六千七百余万円で、差引収入超過千四百七十五億八千八百余万円に上り、これを前年度の収入超過千二百九十三億七千二百余万円に比べると百八十二億千六百余万円の増加を示している。

第四節 不当事項及び是正事項

第一 概要

本院において、昭和二十五年十二月から二十六年十一月までの間に、国及び政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書及び証拠書類を検査したものは十七万七千余冊、七千四百余万枚である。

又、実地検査を施行した箇所は二千五百九十箇所、全検査箇所の約二四％に當つてゐる。しかして、建設省所管の災害復旧公共事業費の使用、失業保険等の保険料の徴收等特定事項に対し特別検査を行い、又、日本国有鉄道に當つては証拠書類の提出を省略しすべて実地検査によつた。

会計検査に伴い関係者に対し質問を發したものは一万七千余件である。

このようにして検査をした結果、ここに不当事項及び是正事項として掲記するものを所管別、団体別にあげると

所管又は団体	租税	未收金	予算	工事	物件	役務	資金	財務	不正	その他	計
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
裁判所		二	七六		三三	九			六	四	六五
総務府	一	八	二		三三				二六	一	三八
法務府											
大蔵省	二八七 二八七	七	一〇		五二			二	五八	一	四一七 二八七
文部省		二	六								八
厚生省			九								八
農林省		二	一	一九	二二			四	三	四	三三 二五 六九
通商産業省		一	一		三三	四			三	一	三九 二九
運輸省				二五					二		二八
郵政省		三	二		一七	六	一	五	二五	一	六〇

五億四千余万円、病院収入三億二千余万円、官有財産売却代二億三千九百余万円、官有財産貸付料一億三千九百余万円である。収納未済額の徴収決定済額に対する割合は約七〇%に当り、前年度の約一二%五に比べると相当好転しているが、国の財政の現状にかんがみその徴収の促進については、なお一段の努力の要があるものと認められる。

特別会計の収納未済額は三百二億八百余万円で、そのおもなものは食糧管理の食糧売却代七十五億六千三百余万円、米国対日援助物資等処理の援助物資売却等収入五十六億七千九百余万円、厚生保険の保険料収入二十二億六千三百余万円、失業保険の保険料収入八億三千三百余万円、財産税等収入金の租税及び財産収入六億五千五百余万円、労働者災害補償保険の保険料収入四億千三百余万円であるが、一般会計及び特別会計を合計すれば、その収納未済額は八百六十四億七千五百余万円となり、更に貿易特別会計の繊維、鉱工品両貿易公団に対する二十四億五百余万円など徴収決定をしていないものを考慮すれば、事実上の収納未済額はなお多額に上るものと認められる。

第三 契約の締結

売買契約をする場合は競争に付するのを原則とするのに、ことさら多数の口数に分割して随意契約により多量の物件を購入したもの、競争入札に付して落札に至らず数箇月を経て売り渡す場合は再度競争契約に付すべきで

あるのに理由もなく随意契約で売り渡したものなどがあり、いずれも違法な経理であるばかりでなく、高価に購入し又は低価に売り渡され不利益をきたしている。

随意契約、競争契約のいずれの場合においても、予定価格の積算については市場価格、前回の入札状況等を調査すべきであるのに、十分な調査を行わないで單に業者の見積価格、従前の契約価格、他工事の予定価格等によつたため、高価な対価を支拂い又は低価に売り渡したものが少くない。

又、履行が長期にわたる契約を締結する場合は、契約後に数量の増加をきたす等により当初契約単価では著しく不利となる場合もあり、契約に弾力條項をあらかじめ定めておき、契約後事情の変更に伴いすみやかに契約単価の改訂等の処置をとるべきであるのに、契約にこのような條項を定めることなく又は改訂の処置をとらなかつたため不利となつた事例も見受けられる。

第四 不急不用又は不経済な経費の使用

計画よろしきを得ず又は調査不十分などのため、不急不用の工事を施行したり、不急不用の船舶、機械その他の物品を購入し、そのため遊休化したり又は多量の在庫を生じたりしている事例が多い。又、年度末に予算の余裕あるに乗じて、具体的な使用計画もないのに又は翌年度以降に使用する目的で、多量の不急の物品を購入している事例がある外、検収当を得ないため粗悪な物品を購入したり、計画よろしきを得ないためむだな運送料、倉

庫料等を支拂つたりしているなど、経費を不経済に使用している事例も少くない。不急不用の経費の使用は、経費の年度所属をみだることとなる場合があるばかりでなく、予算使用の効率上當を得ないものであつて、予算の執行に當つては計画、調査の万全を期し、検収等にも十分の注意が望ましい。

第五 物品の経理

物品の経理については、従来から現金に比べとかく軽視される傾向が少くない。

物品出納簿の記帳整理が十分でなく、現品を確認する処置がとられないまま、帳簿上の在高と現品保有高とが符合しなかつたり、故意に帳簿外に保有してこれを使用したりしているもの、又、保管上の注意不十分のため亡失、損及び品質低下を生じさせ、ことにほしいまに關係職員により領得又は処分された事例が多い。物品の出納保管については、特に制規による適確な処理と周到の注意が望ましい。

又、工事、製造に當り、必要以上に多量の材料を交付して業者に利得させることとなつたり、交付材料としての取扱をすれば有利であると認められるのにこれを不用物品として低價に売り渡しているもの、あるいは精算に當り回収すべき交付材料をそのまま放置し又は後に至つて低價にこれを処分したものであるが、材料の交付に當つては調査の万全を期し、且つ、精算後の残材料についても適切な処置をとることが望ましい。

第六 公共事業費

公共事業費の昭和二十五年度支出済額は千二十三億九千三百余万円で、九億九千七百余万円を翌年度に繰り越し、一億千五百余万円を不用額としている。

右支出済額の内訳は事務費二十一億六千四百余万円、一般公共事業費五百五億千百余万円、災害復旧公共事業費四百九十七億千七百余万円で、事業のおもなものは建設省所管の道路河川改修及び災害復旧工事、農林省所管の各種改良工事及び災害復旧工事、運輸省所管の港湾改修及び災害復旧工事その他である。

本事業の実施についてその経理状況を見るに、国の直営工事において架空の経理を行つて資金をねん出しこれを他に使用するなどしたものが四億円以上に上つている。

又、地方公共団体が施行した災害復旧工事において原形を超過して施行したと認められるものが工事費六億円、これがため国庫負担金の超過交付となつた額が二億円に上つており、これは災害復旧事業は補助率が高いこと及び本事業は緊急を要するためいわゆる机上査定が多く予算化が容易であることなどのため、補助を受ける側の原形の算定が過大に失する傾向があることに因ると思われるが、今後は査定を厳正にし、負担の公正を期すべきものと認められる。

右の外、被災事実が認められないのに災害復旧に便乗して改良工事を施行したり、設計だけを作製して実際には工事を施行しなかつたり、予算消化を図るため必要以上の機械を購入してこれをほとんど使用しないで放置したり、その他予算を目的外に使用したものなどがある。

次に、工事の施行状況を見るに、設計に対して出来形不足のもの、計画又は施行が不良のため工事の手もとどりと及び工事費の増大をきたしたものと及び工事箇所状況、施行の方法について調査が不十分のため工事費を徒費する結果をきたしたものと等留意すべき事項が多い。

国家財政において、一般会計歳出決算額の一六%をこえる本費において上記のような不当事項が跡を断たないのは遺憾であり、予算の効率的使用を図る要がある。

第七 架空の名義による支拂その他不法の経理

経費使用の事実がないのにその事実があつたように関係書類を作製して支拂に立てるなどの方法によりその金額を別途に経理して使用する事例については、既に昭和二十三、二十四両年度決算検査報告に掲記したところであるが、後述のとおり、なおその跡を断たないばかりでなく、関係庁の数においても金額においても著しく増加している。その最も著しいものは、工事費からの架空の人夫賃、材料購入費等の名義で支拂に立て又は借入金をするなどの方法により別途に資金を保有し、これを工事請負代金、労力費、材料費、給料、諸手当、借入金返済、食糧費等に使用したもので、地方建設局の工事事務所、電気通信省施設局建設部等において多数の事例が見受けられ、その他税務署等においても架空の自動車借上料等の名義で支拂に立てるなどの方法により別途資金を保有し食糧費等に使用しており、これら事実にあわなない経理をしたものは総額五億円に上つている。

このような事実にあわなない経理をしたのは、工事さえ施行すれば足りるものとして経理についての手續、制限等に関する諸規定を軽んじたこと、その他予算に認められていない経費に使用しようとしたことなどによるものであるが、このような経理は予算又は会計法規に反するばかりでなく、不正行為の誘因ともなるもので、厳にこれを戒め遵法精神の高揚に努めるべきである。

第八 職員の不正行為

会計事務に関係ある職員が不正行為に因り国又は政府関係機関その他に損害を與えたもので本検査報告に掲げたものは一九三件、その金額は二億七百十余万円に上り、昭和二十六年十月末現在補てんされた額は四千百五十余万円である。

不正行為の多いのは公団の七千三百六十余万円、税務署の二千百九十余万円、検察庁の千百九十余万円で、その態様としては関係職員が収納した商品代金、税金等の収入金、領置金等の歳入歳出外現金又は物品を領得したもの、あるいは債権者に対する支拂金額に付掛し又は架空の名義により支出した金額を領得したものが多い。

右は、会計事務職員の責任觀念の低下、上司の監督の不徹底、監査の不十分に因るものと思われ、その防止対策としては会計事務職員の資質の向上を図り、責任觀念を高揚し、会計経理の監督を厳にするなど適切な処置を講ずることが必要であると認められる。

第二章 国の会計

第一節 決算の検査確認

第一 一般会計

歳入	決算額	未確認額
歳入	七一六、七九二、七二二、五五〇・〇一	八九、四九二、一五九
歳出	六三三、二九四、九〇四、二八二・九二	二、六六八、七二五、四二二
区		
前金拂の精算未了		二七七、六三六、一二二
概算拂の精算未了		一一八、三一九、六一七
質問に対する回答未済	四一、一八二、二〇五	二〇、九三三、五一〇
証明済調査中	四二、七四五、五〇八	一、八七三、八五〇、七三一
回答済調査中	五、〇一〇、〇〇〇	三二四、七〇三、二二五
犯罪に關し調査中	五五四、四四六	五三、二八二、二〇七
計	八九、四九二、一五九	二、六六八、七二五、四二二

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

であり、その款項の金額は附表第一のとおりである。

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入金で、昭和二十一年勅令第百十号の規定により、二十五年一度一般会計の歳入に掲記すべき金額三、三七九、六八六円四五は、前記歳入決算額に包含されていないが、これを検査確認した。

第二 特別会計

所管及び会計名	歳入	歳出	同士のうち未確認額
総府	六三、八九六、七三三、二九三八七	五八二、一〇三、五九九、五四三	
外務省	三、九七九、六三三、〇三〇	二、九三三、六三三、二一〇	110,000,000
法務省	二、二二五、四一、九三八二四	二、〇四九、八五二、九六〇六八	
大蔵省	三、三三八、四八七、六八〇〇三	二、九三七、五五〇、一九五七三	
造幣寮	三、四三六、四二四、五七五九	二、五四九、三三八、二八〇五	
印刷局	二、五八九、九四、六九七、二四四七一	二、五三三、七三三、三八七、四二〇九	
大蔵省預金部	四、五四七、一六四、三三二、七四	三、九一八、七〇四、三二七	
国債整理基金	三、八三〇、三六、五五六〇九	三、三三八、〇〇三、二七五一九	
貴金属	一七、六一五、一五、七七八〇	八、四三〇、一四〇、六五〇〇	三九〇,〇〇〇
財産税等収入金			
米国対日援助見返資金			

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管及び会計名	決算		同上的うち未確認額
	入歳	出歳	
厚生省 厚生保険	一五、三六七、四〇〇、五八八、八八九	一五、三三五、九三三、九四〇、八七	六〇〇,〇〇〇
健康保険	一四、五二四、八三三、九一五、六三	一、三六九、五七八、一五七、一八	四〇〇,〇〇〇
年金勘定	九四九、八三九、七六六、三三	九四二、三三一、七四〇、八〇	一、七三三、三六九
船舶業務勘定	一、四四二、三四五、七〇、六六	一、四二九、〇七三、八六五、八七	三、七三三、三九七
国立病院	四、〇一〇、三三六、〇三六、六四	三、七九四、七二一、七六七、五九	一、九七、八八六
農林省 農業共済再保険	四、五七、八七六、五五五、二七、六三	四、五二二、八二六、五四四、九六、六一	四、八七、五二八
食糧管理	五、一三三、七六七、九九五、六四	五、〇〇二、〇五五、七〇八、五〇	一、三三、〇〇〇,〇〇〇
農業 勘定	四八七、六四二、六三六、二六	四八七、一九五、五四一、四七	
家畜 勘定	二、九八四、五、九二七、〇〇	二、八〇六、七、七八九、七	
業務 勘定	一、六、九一九、三一九、〇四	一、五、六一三、八〇〇、〇〇	
森林火災保険	一、六七、七、五三三、三七	一、五五、七〇一、〇三八、九五	
漁船再保険	六、四三八、一九一、四二、五三	五、八八二、一九八、〇一六、〇五	
自作農創設特別措置	一、四四、五、六〇七、三三二、四七	一、三九一、七六〇、九五八、〇〇	
開拓者資金融通	一、七、三四四、六二五、二六八、六二	一、四八、九〇、六七、六一〇、九五	
国有林野事業	三、六〇六、四七四、一五〇、〇〇	三、五九五、八八五、四三〇、〇〇	
国営競馬	一、三、九八三、九六六、二六	一、三、九八三、九六六、二六	
投票券 勘定			
通商産業省 業務 勘定			
アルコール専売事業	三、三三、七八二、六三四、四八	二、五〇七、九一七、七九三、三〇	二四、五八八、四三五
不正保有物資等特別措置	一、二、四七、三六八、五七〇、九〇	一、二、四七、三六八、五七〇、九〇	
貿易	一、五九、一九五、二四一、九〇四、二〇	一、五一、五二二、九九六、三三四、八六	四〇七、一九三、二〇九
米国対日援助物資等処理	一、四四、六四二、〇四六、二〇七、五〇	一、四〇、五五二、四九一、四四〇、四四	九三、四、九五八、一五八
輸出信用保険	一、〇八、八三三、七四一、〇〇	四八、七六八、五三三、〇〇	
特別鉅害復旧	四六、三三九、二八八、〇〇	一、六五、三六八、三三六、〇〇	一、六五、三六七、七九九
中小企業信用保険	五〇一、六八〇、一三三、〇〇	八八八、一五二、〇〇	
郵政省 政事 勘定	五、三七七、九九三、四三二、一一	五、三八九、三三三、四一、五三六、五五	四、一〇、五二、三五八
簡易生命保険及郵便年金	三、六〇、二五、四〇三、六五〇、〇四	一、五〇、五五、四〇、六四六、六六、一六	
年金 勘定	四、二、八五〇、六〇六、六六	三、五一一、一四六、四七三、七七	
電気通信省 電気通信事業	五、五、五四一、六〇三、九八二、五七	五、五、九七〇、八〇一、五九九、七七	五八、七八〇、〇〇〇
労働者災害補償保険	九、四〇二、四〇二、六〇、九四	九、〇一四、〇四四、二八三、六五	八四二、一九九
失業保険	一、八、二四、〇八七、四七〇、七	一、五、八六六、七〇一、二〇、七	二、六〇〇、〇〇〇
計	二、〇、九二、七、九一七、七、八一〇	一、九、〇〇、〇二九、九、七二一、三三、五	一、三、六三、五四一、三、六七

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管 会計名	事由	歳入	歳出	金額
法務府	解散団体財産収入金			二〇、〇〇〇、〇〇〇
	証明済調査中			円
	歳入			
	歳出			

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管	会計名	事由	歳入	歳入出	金額		
大蔵省	財産税等収入金	質問に対する回答未済	歳	入	三五〇、〇〇〇		
		回答済調査中	歳	入	四〇、〇〇〇		
		証明済調査中	歳	出	三六九、二七九、九〇七		
		回答済調査中	歳	出	二〇、九九五、〇〇〇		
		犯罪に関し調査中	歳	出	五〇、〇〇〇、〇〇〇		
		厚生省	健康保険	証明済調査中	歳	入	六〇〇、〇〇〇
				証明済調査中	歳	入	四〇〇、〇〇〇
				回答済調査中	歳	出	一、七七三、三六九
				証明済調査中	歳	出	三三、七三二、三九七
				回答済調査中	歳	出	一九七、二八六
農林省	農業共済再保険	概算拂の精算未了	歳	出	一三五、〇〇〇、〇〇〇		
		犯罪に関し調査中	歳	出	二、〇〇〇、〇〇〇		
		質問に対する回答未済	歳	出	九〇八、六〇〇		
		質問に対する回答未済	歳	入	二、三、六七九、八三五		
		質問に対する回答未済	歳	入	四〇七、一九三、二〇九		
通商産業省	貿易	質問に対する回答未済	歳	出	四六、九二二、二二二		
		質問に対する回答未済	歳	出	九三四、九五八、一五八		
		回答済調査中	歳	入	二一、二四〇、三三九		
		回答済調査中	歳	入	一、〇〇四、八二三		
		特別飢害復旧	歳	出	一六五、三六七、七九四		

郵政省	郵政事業	質問に対する回答未済	歳	出	一七三、四七三、一八八
		回答済調査中	歳	出	二三六、三七九、〇七〇
		犯罪に関し調査中	歳	出	一、二〇〇、〇〇〇
		証明済調査中	歳	出	二五、八〇〇、〇〇〇
		質問に対する回答未済	歳	出	三一、三八〇、〇〇〇
電気通信省	電気通信事業	質問に対する回答未済	歳	出	一、六〇〇、〇〇〇
		回答済調査中	歳	出	五〇〇、〇〇〇
		証明済調査中	歳	出	三四二、九一九
		証明済調査中	歳	出	七〇〇、〇〇〇
		犯罪に関し調査中	歳	出	一、八〇〇、〇〇〇
労働省	労働者災害補償保険	証明済調査中	歳	出	三、四二二、九一九
		証明済調査中	歳	出	七〇〇、〇〇〇
		犯罪に関し調査中	歳	出	一、八〇〇、〇〇〇
		証明済調査中	歳	出	三、四二二、九一九
		犯罪に関し調査中	歳	出	七〇〇、〇〇〇

第三 昭和二十四年度以前の未確認額の検査確認

昭和二十四年度以前の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算のうち、検査未確認にしていたもので、その後検査確認したものは、附表第三及び第四のとおりであるが、なお検査確認するに至らないものは合計七六、六三二、六九七円である。

第二節 決算額と日本銀行証明額との対照

第一 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

歳入 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
七二六、七九二、七二二、五五〇・〇一	七二六、七七九、一四五、〇四七・六八	一三、五七七、五〇二・三三三
右は		一六、八六八、九八二・七八
		九二、一三〇・〇〇

出納閉鎖期までに日本銀行に拂込未済のもの 一六、八六八、九八二・七八
 二十五年度歳入を二十六年歳入として誤納したもの 九二、一三〇・〇〇

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し一六、九六一、二二二四七八減となつてゐるが、他方

二十六年度歳入を二十五年歳入として誤納したもの 三、九二四・〇〇
 決算額に包含されていない元臨時軍事費特別会計所屬の歳入金を二十五年歳入として拂い込んだもの 三、三七九、六八六・四五

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し三、三八三、六一〇四四五増となつてゐるので、差引前記のとおり
 一三、五七七、五〇二四三三の差減を生じたものである。

第二特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、左の不符合がある。

所管及び会計名	歳入 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増 △減	事 由
大 蔵 省	三、八三〇、三六、五五六・〇九	三、八二九、八八〇、六八・三九	△ 二五七、九四七・七〇	出納閉鎖期までに日本銀行に拂込未済のもの
厚 生 省	四、〇一〇、三六、〇三三・六四	四、〇一〇、二九、〇六一・六四	△ 一〇六、九五二・〇〇	同
農 林 省	六、四三八、一九一、四二二・五三	六、四三八、一九一、四二二・八〇	・二七	前年度において出納閉鎖期までに拂込未済であつたものを二十五年 度において拂い込んだもの
自作農創設特別措置	一七、三四四、六五、三六・六三	一七、三三七、一一三、三〇・四四	△ 七、五三三、〇四八・八	出納閉鎖期までに日本銀行に拂込未済のもの
国有林野事業	四、九三六、二五八、二六・二六	四、九三六、三九四、二六・三六	九六、〇〇〇・〇〇	二十六年歳入を二十五年歳入として誤納したもの
国 営 競 馬	一四四、六四二、〇四六、一〇七・五〇	一四四、七五一、九二四、〇〇一・五〇	一〇九、八七七、七五・〇〇	同
通商産業省 米国対日援助物資等処 理	九、四〇二、四〇二、六〇・九四	九、四〇二、四一八、二四一・〇〇	一五、六〇〇・〇六	二十六年歳入を二十五年歳入として誤納したもの 一五、〇〇〇・〇〇 徴収決定外誤納 二七四・〇〇 出納閉鎖期までに日本銀行に拂込未済のもの △ 一〇七四・〇〇 同 △ 三、六九一、八四六・〇〇 前年度において出納閉鎖期までに拂込未済であつたものを二十五年 度において拂い込んだもの 二、二二五、九七三・四八
労働者災害補償保険	一八、二二四、〇八七、四〇・七二	一八、二二三、五一一、五八・五九	△ 一、五五五、八七二・三三	同
失 業 保 險				

なお、郵政事業、電気通信事業両特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入又は歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第三節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和二十五、二十六両年度における予備費使用決定額で、まだ国会の承諾を得る手続きをとっていないものは左のとおりである。

一、二十五年分

(1) 一般会計		使用決定額	所
総務省	府	三六、一二九	厚生省
文部省	府	一〇、〇〇〇	農林省
(2) 特別会計		使用決定額	所
総務省	府	四、〇八〇、五五九	厚生省
外務省	省		農林省
会計	替		

二、二十六年分(二十六年十二月三十一日まで)

(1) 一般会計		使用決定額	所
厚生省	省	八九三、八〇七	厚生省
農林省	省	六三、七九二	農林省
農林省	省	三、五〇〇	農林省
農林省	省	四、六〇〇	農林省
農林省	省	一、〇二二、二三一	農林省
農林省	省	二、六三四	農林省
農林省	省	四〇、八八八	農林省
農林省	省	八七六、九八〇	農林省
農林省	省	一、〇七八	農林省
農林省	省	一、五〇四、一〇二	農林省
農林省	省	八、五〇四、一七一	農林省

(1) 一般会計		使用決定額	所
厚生省	省	八五、〇〇〇	厚生省
農林省	省	二一四、七一六	農林省
農林省	省	七九、六一一	農林省
農林省	省	九五、三一一	農林省
農林省	省	三六、五四八	農林省
農林省	省	五、三二二	農林省
農林省	省	八一五、九三二	農林省

(2) 特別会計

所管	會計名	使用決定額 千円
総務省	外国為替	四二、三三〇
大蔵省	造幣	二二、五〇〇
厚生省	印刷	一三、二五五
厚生省	生保	三四、八三〇
厚生省	業務	一一、一〇〇
厚生省	立病	一、〇〇〇、〇〇〇
厚生省	食糧	二、〇〇〇、〇〇〇
農林省	国有林野事業	二七、一六九
農林省	輸出信用保険	三、五二八
通商産業省	郵政事業	八七〇、九一二
通商産業省	電気通信事業	一一、二五三
通商産業省	労働者災害補償保険	三、二七一、八七七

第四節 各所管別の不当事項及び是正事項

第一 裁判所

不当事項

(一) 一般会計

不正行為

(一) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

宇都宮地方裁判所で、昭和二十五年三月から二十六年三月までの間に、会計課勤務裁判所事務官塚田某外一名により歳出金及び前渡資金をほしのままに領得されたものが五三七、一一六円（うち二十六年十月末現在補てんされた額二六四、二二〇円）ある。

第二 総理府

警察予備隊経費

警察予備隊は、警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）によつて創設され、同令附則第二項により二十五年度に限りその経費二百億円を国債費から移用されたもので、年度内支出済額百三十二億百余万元円、翌年度繰越額六十七億七千六百余万元円、不用額二千百余万元円となつてゐるが、右の支出は二十五年十一月三十日これを警察予備隊に引き継ぐまでの間国家地方警察が取り扱い十九億九千三百余万元円を支出し、又、施設のおもなものは

建設省に支出委任しこれに当らせている。

翌年度繰越額のおもなものは被服、車両等の物品費三十八億六千二百余万円、施設費二十八億五千余万円、このように多額を繰り越したのは主として国内の製造能力がぼろ、大な需要に應ぜられなかつたため、特に通信機械等にあつては年度内納入皆無の状況である。

不当事項

(一) 一般会計

予算経理 (二) (七)

(二) 警察予備隊の経費で特に必要のない施設をしたもの

(六) (部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費
仙台外四警察管区本部で、昭和二十五年八月から十月までの間に、警察予備隊員が警察学校に入校滞在中の用に供するため施行した工事のうち、左の九工事八、〇八一、八三六円は、予備隊員の收容が一時的でもあり、特にその必要がなかつたものであるか、又は警察学校の在来の施設等を利用すれば足りたもので、ひつきよう警察予備隊に名をかりて警察学校の施設をしたものと認められる。

警察管区本部	工 事	金 額	契約年月日	完成年月日	支出年月日
(二) 仙 台	仙台管区警察学校倉庫物置及び貯炭場新築	一、六三〇、〇〇〇円	二五、九、一	二五、九、三〇	二五、一、一八
(三) 東 京	東京管区警察学校渡廊下改築	一、四四九、〇〇〇	〃	〃	〃
	同校生徒寮六棟外装	六七三、〇〇〇	〃	〃	〃
	同校自動車庫改修	七六〇、〇〇〇	〃	〃	〃
(四) 大 阪	大阪管区警察学校倉庫新築	一、二六八、〇〇〇	〃	〃	〃
(五) 広 島	広島管区警察学校倉庫外部及び生徒寮天井塗装	九七一、二三六	〃	〃	〃
(六) 福 岡	福岡管区警察学校庁舎増築	八一七、六〇〇	〃	〃	〃
	同校旧管理舎階下内部改修	二五六、〇〇〇	〃	〃	〃
	同校郵便整理事務室新築	二五七、〇〇〇	〃	〃	〃
計		八、〇八一、八三六			

(七) 經理のびん乱しているもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費
警察予備隊第二管区総監部で、会計課勤務一等警察士齊藤某が主任資金前渡官吏として昭和二十五年十二月から二十六年三月までの間に、債権者に交付すべき小切手及び歳入歳出外現金として取り扱うべき契約保証金を中央信託銀行札幌支店に自己名義の預金とし、その間一部を他に一時流用し、債権者に対する支拂は同銀行の小切手をもつてするなど正規の取扱をしなかつたものが二四、三八六、四六〇円に達するばかりでなく、又、

部外者と共謀し二十六年五月小切手用紙及び官印を盗用して小切手を偽造し九四三、四一〇円を領得したものである。

物 件

(一八) 物品の購入に当り処置当を得ないもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

(八) 警察予備隊総隊総監部で、昭和二十六年一月十三日内外通商株式会社外二会社からスキー及びスキー杖一、五〇〇組を四、〇四二、五〇〇円で購入したものである。

右は、一組の購入価格二、六九五円で、そのうちには物品税相当額として生産者価格の二〇%、四〇〇円三二が加算されているが、同品に対する物品税は同年一月一日から一〇%に引き下げられたものであるから、これによつて購入すべきであるのに、旧税率により購入し三〇〇、二四〇円高価に支拂つていたので注意したところ、七月回収の手續をとつた。

なお、本件購入品の外、同年二月内外通商株式会社からスキー杖だけ一、五〇〇組を七四二、五〇〇円で購入しているが、スキー杖は既にスキーと同数購入済であるから、予備を考慮しても更にこのように多数購入する必要はなかつたものと認められる。

(九) 同総隊総監部で、昭和二十六年二月ハン商会からエチルアルコール(九〇%)一八〇かん(五ガロンかん入)を二、一八七、九〇〇円で購入したものである。

右は、消毒用として一かん、単価二二、一五五円で購入し越中島部隊に納入させたものであるが、当時東京における市場価格は一かん、単価一〇、〇〇〇円を出なかつたものと認められ、同月同総隊総監部で田辺製薬株式会社から真駒内部隊外二九部隊納として購入した同種品の単価一〇、三二〇円に比べても本件は一、八三五円高価である状況で、仲介業者の見積をそのまま認めて購入したのは当を得ない。

いま仮に、一かん、単価一〇、〇〇〇円として計算すれば、本件購入価格との間に三十八万余円の開差を生ずるものである。

(一〇) 同総隊総監部で、昭和二十六年三月中川メリヤス株式会社から購入した保安腕章二、〇〇〇個の代金として五五〇、〇〇〇円を支拂つたものがある。

右は、同月八日随意契約によりフェルト地で長さ三三糎五、幅一三糎のものを単価二七五円で購入し、翌九日に検収したこととしているが、その実、現品は既に同年二月十二日及び十六日納入されており、しかも長さ三三糎五、幅一糎で仕様書と寸法を異にするものであるのに、検収を了したのは当を得ない。

なお、同会社は本件の製作を大阪市小西マーク店に一個、単価一一〇円で下請けさせた状況である。

(一一) 同総隊総監部で、昭和二十六年三月東都靴産業株式会社から本底回り縫付機六台、本底回り仕上機六台

二、〇四六、六〇〇円を購入したものである。

右は、靴製造用として購入したものであるが、そのためには他に底革打抜機等各種の機械を要するのこれらを購入する計画もなく、予備隊内で製靴する方針さえ定まつていないのにひとり本品を購入したもので、現にこん包のまま宇治補給廠に保管されている。

役 務

(一一) 架空の庫移補償費を支拂つたもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

警察予備隊第一管区総監部で、昭和二十六年四月株式会社蔵前倉庫及び都商事株式会社に対し倉庫撤去に伴う補償費として六、六九八、一二二円を支拂つたものがある。

右は、警察予備隊第一管区総監部庁舎建設に當つて買収した東京都練馬区所在の土地七五、二八八坪のうちにあつた国有の練馬倉庫を撤去するため、同倉庫の一時使用者である前記両会社に対し会社の支出した整地費、建物工事費等の外、更に在庫貨物の庫移に要する経費を補償したものであるが、このうち庫移補償費四、六五〇、四七〇円は次のとおり架空の庫移に対し支拂つたものでその処置著しく当を得ない。

(1) 株式会社蔵前倉庫に対する分は二、八二六、四七〇円で、同会社がその保管貨物八、〇〇〇屯を他に庫移する経費として五、二〇〇、〇〇〇円を要求したのに対し査定の上支拂つたものであるが、本院で調査したところによれば在庫貨物はすべて寄託者の負担で引取を完了しており、同会社が他に庫移した事実は全くなかつた状況である。

(2) 都商事株式会社に対する分は一、八二四、〇〇〇円で、同会社が保管貨物三、八〇〇屯を江東区所在佐賀町倉庫に庫移する経費として一、八五二、五〇〇円を要求したのに対し支拂つたものであるが、本院で調査したところによれば在庫貨物は東京特別調達局の解除物件で、二十六年七月末日までに同局及び買受人においてそれぞれ運賃を負担して引取を完了しており、同会社が佐賀町倉庫に庫移した事実は全くなく、わずかに場内移換等の作業を行い八二、二八三円を使用したに過ぎない状況である。

不正行為

(一三) 職員の不行為に因り国に損害を與えたもの

(一四)

警察予備隊第二管区総監部外一箇所で、昭和二十五年五月から二十六年九月までの間に、関係職員により職

員俸給、前渡資金等をほしいるに領得されたものが、左のとおり二件計一、五四五、五五七円(うち二十六年十月末現在補てんされた額四六、六〇〇円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一三) 警察予備隊第二管区總監部	會計課 三等警察士補 齊藤 某	二五、一一年 二六、四 四まで	三三二、三三八円
(一四) 国家地方警察青森県本部	警務部人事裝備課 警察事務官 宮 某	二五、五 二六、九 五から 九まで	一、二二四、二二九 一、五四五、五五七

その他の他

(一五) 地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの

(部)地方財政費 (款)地方財政平衡交付金 (項)地方財政平衡交付金
 地方財政委員会で、昭和二十五年度の道府県分地方財政平衡交付金を交付するに当り、その基準財政需要額一〇一、九一七、〇七〇、〇〇〇円が基準財政収入額三四、九四〇、六九〇、〇〇〇円をこえる六六、九七六、三八〇、〇〇〇円を交付基準額とし、六五、六五〇、八三四、〇〇〇円を各道府県の交付基準額にあん分し普通交付金として交付したものであるが、会計検査の結果によれば、計算上複雑困難な事情もあるが、測定單位の数值

及び計算等に誤りがあつたため、左のとおり交付基準額を増額すべきものが四九、四二四、〇〇〇円、交付基準額を減額すべきものが一二六、二二〇、〇〇〇円あり、ひいて交付金額に均衡を欠いた結果をきたしている。

道府県名	増額すべき基準額	減額すべき基準額	道府県名	増額すべき基準額	減額すべき基準額
北海道	七、〇八八千円		福井県	一、四四九千円	
青森県	三三、〇八六		山梨県	九三六	
岩手県	五一九		長野県	一〇	
宮城県	一、四三〇		岐阜県	六一七	
山形県	一、七八八		静岡県	六一七	
福島県	八三六		愛知県	一七、七七七	
茨城県	四、四一四		三重県	一四、一六四	
栃木県	四、四〇四		滋賀県	六	
群馬県	五三七		京都府	二四	
埼玉県	九、五八六		兵庫県	一、一〇〇	
千葉県	一一一		奈良県	三二八	
神奈川県	三三四		和歌山県	一〇、六一六	
新潟県	二四〇		鳥取県	二、三三九	
富山県	四五九		島根県	九三八	
石川県	一、八〇六		岡山県	四、七六二	
計			計	四九、四二四	一二六、二二〇

(終戦処理関係の分)

終戦処理事業費の昭和二十五年度支出済額は九百五十六億四千余万円で、百八十四億八千余万円で翌年度

に繰り越し、五十九億八千八百余万円を不用額としている。

右支出済額のうちおもなものは労務費四百四十六億千二百余万円、役務関係経費二百九十億二千九百余万円及び需品費百九十二億千百余万円であつて、これを前年度に比べると労務費及び需品費は増加し、役務関係経費は著しく減少している。

しかして、これらの経理は労務費の支給については改善されたものもあるが、役務の提供、物品の調達に当り契約又は検収適当を欠いた事例が多く、そのうち不当と認められた事項は次のとおりである。

不 当 事 項

(一) 般 会 計

未 收 金

(二六) 過拂金の回収に当り処置当を得ないもの

(部)特別収入 (款)終戦処理収入 (項)終戦処理収入

(一六) 東京特別調達局で、昭和二十五年度末において過拂金で収納未済となつてゐるものが四、六八六、八六八円

あるが、右は沼崎製作所から納入させた床板の不合格による過拂金三、四八二、六二九円その他物品納入など一四件に関するもので、いずれも二十三年三月から二十四年四月までの間に返納の処置をとることができたのに、同局ではこれに対しようやく二十五年四月から二十六年二月までの間に徴収決定を了したもので、二十六年十月末現在三、九九二、〇二四円がまだ回収に至つていないのはその処置著しく緩慢である。

(一七) 仙台特別調達局で、昭和二十三年四月から二十四年十二月までの間に、東北配電株式会社に対し、連合国軍用電気料金の支拂に当り、特別高圧料金で支拂うべきを高圧料金で支拂つたため、二、一六六、三七五円が過拂となつてゐるのに、二十六年十月末現在まだ回収されていない。

予 算 経 理

(一八) 接收不動産借料の経理がびん乱しているもの

(部)特別収入 (款)終戦処理収入 (項)終戦処理収入

福岡特別調達局で、接收不動産借料の概算拂に対する返納金のうち経理びん乱により収納に至らないものが八九一、八三二円ある。

右は、昭和二十三年三月の覚書により中央発出の調達要求書によらない借料を六月末までに支拂うこととなつたため、同月一応概算により一六、八〇七、九二九円を支出し、別途保管の上逐次債権者に支拂つた残額八九一、

八三一円は国庫に返納を要するにかかわらず、二十六年四月本院会計実地検査当時なお返納に至らなかつたものであるが、同局においては右千六百余万円を保管中二十三年九月雇宮本某により一、五〇〇、〇〇〇円をせつ取され、うち二五〇、〇〇〇円はなお回収に至っていないものがあり、又、二十三年九月以降二十四年一月までの間出張旅費及び年末貸付金等に一、八五二、二九一円を流用し二十六年二月ようやく回収している状況で、二年有余を経過した会計実地検査当時なお前記金額の返納ができないばかりでなく、預金利子一三五、四七六円は当然国庫に納付すべきであるのに、うち七七、七一円を会議費等に費消している。

工 事（一九）—（二四）

（一九） 工事費過拂金等の徴収処置当を得ないもの

（部）特別収入（款）終戦処理収入（項）終戦処理収入

福岡特別調達局で、昭和二十三年十二月北口建設工業株式会社に請け負わせ、二十四年六月完成した西戸崎地区住宅給炭機すえ付及び還水管新設工事代金の過拂金及び官給材料売渡代金でまだ収納に至らないものが次のとおりある。

(1) 右工事は、当初契約額一一、九二〇、〇二三円であつたところ、うち給炭機すえ付は二十四年五月一二基を四基に減ずる変更があつたのに、契約更改の手續をとらず、九月までに契約総額に対し九、九二二、〇〇〇

円を支拂つたため精算額八、九八七、一〇四円に対し九三三、八九五円の過拂金を生ずるに至つたものであるが、右過拂金については二十五年十月に至りようやく回収の手續をとつた状況で、工事費の支拂が適當でなかつたばかりでなく、過拂金に対する回収が著しく緩慢である。

(2) 工事完成後一箇年余を経た二十五年八月に至り官給材料である鉄管二二、七〇五呎及びその附属品の過拂分につき請負人から亡失を事由として売渡申請があつたのに対し、工事が完成した二十四年六月当時の統制額により代金六四一、九一六円を徴収決定したものがあつたが、長期間にわたりこのように多量の残材について適当な処理をしなかつたのは当を得ない。

(二〇) 工事費の支拂に当り処置当を得ないもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）技術部費

(二〇) 大阪特別調達局で、昭和二十五年九月株式会社鴻池組に請け負わせた西宮市津門ショップ木造建物二八棟災害復旧工事精算代金として三九、六五一、六〇〇円を支出したものがあつた。

右は、概算契約を締結し工事完了後二十六年四月前記金額で精算を了したもので、そのうち建物八棟屋根ふき替三、一四六坪の工事費五、二〇九、二五九円は、一六吋角スレートぶき坪当り単価一、五九四円ないし一、七三八円として支拂つているが、二十六年八月本院会計実地検査の際調査するに、実際は一四吋厚型スレートで施

行されており、その市場価格により本件坪当り単価を計算すれば一、〇九八円ないし一、三二八円程度で、その工事費は運賃を含め四、〇六九、三三四円となり、これに比べ本件は諸経費をあわせ一、三六七、九〇九円が過大に支拂われているので注意したところ、右金額を回収することとした。

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

(三一) 福岡特別調達局で、昭和二十五年三月三建工業株式会社に請け負わせた大根地山兵舎その他新設工事費として五月から九月までの間に五、一八六、八五九円を支出したものである。

右工事費のうちには、設計変更により追加した道路工事の法切取盤下工事として硬土一、〇五九立米、転石交り鬼真砂一、二二八立米、硬岩五九三立米計二、八七二立米の切取工事費九九九、五六三円が計上されているが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査するに、実際施行した切取土量は硬土七九〇立米、転石交り鬼真砂一、〇〇八立米、硬岩四五二立米計二、二五一立米で、この工事費は七八五、八三〇円に相当し、これに比べ右切取工事費は諸経費等を含め三〇六、八八五円が過大に支拂われているので注意したところ、十一月同額を回収することとした。

(三二) 官給資材の返納が著しく遅延しているもの

(三三)

東京外二特別調達局で、工事請負人に各種工費用として昭和二十一年度以降官給した資材のうち残材となつたもので、長期にわたつて放置しまだ返納処置のとられていないものが左のとおり五、五五〇、二二九円ある。

特別調達局	工 事 名	数	量	工事完成時評価額	工 期	業 者 名
(三三) 東	京 横田地区住宅工事外二三件		ガス管外四一四点	五、一六三、三四三	二三年三月	義合祥建設工業株式会社
(三三) 仙	台 多賀城住宅工事外七件		耐火れんが外四六点	一八三、七三二	二二年六月から七まで	株式会社大林組外五会社
(三四) 名	古 屋 各務原住宅工事外四件		ボックス弁外三二点	二〇三、一六三	二三年三月から一まで	合資会社竹脇組外一会社

物 件 (二五)―(五〇)

(二五) 木材の売渡に關し処置当を得ないもの

(部)特別収入 (款)終戦処理収入 (項)終戦処理収入

横浜特別調達局で、昭和二十五年六月熱海市に対し、随意契約により釜利谷集積所所在の木材一、四八二石を五六〇、〇〇〇円で売り渡したものである。

右は、杉八分板八〇八石、石当り四〇〇円、杉一寸板一四一石、同四八〇円、松一寸板五三二石、同三〇〇円計一、四八二石を五五〇、九三三円と算定し、前記金額によつて売り渡したものであるが、本件木材は二十四年七月末から十月中ごろまでの間に石当り平均杉材は二、一〇三円、松材は一、四九三円をもつて購入し、その

管理もよく、ほとんど新品同様のものであるばかりでなく、二十五年二月田浦集積所所在の五七七石を他に売り渡したものは、低価な松板材が四四一石を占めていたのに石当り一、一二六円であり、又、本件とともに釜利谷集積所に保管していた杉八分板一、一五八石のうち本件を除いた三四九石を四月石当り一、二〇〇円で他に売り渡している状況に徴し、本件売渡価格は著しく低価に失したものである。

(二六) 解除物件の売渡及び管理当を得ないもの (三九)

(部)特別収入 (款)解除物件処理収入 (項)解除物件処理収入

東京外五特別調達局で、解除物件の処理に關し、価格の積算当を得ないため低価に売り渡したものの、現品を引き渡し代金の収納に至らないもの、引取輸送費を過大に支拂つたものなどその処置当を得ないと認められるものが次のとおりある。

(一) 連合国軍関係工事用として売り渡した物件の売渡価格低価に失したものの

(二六) 東京、仙台両特別調達局で、工事請負人に対し連合国軍関係工事用資材として解除物件を売り渡すに當り、既に精算済の工事請負代金又は工事費見積内訳書中の当該物件の価格よりも著しく低価に売り渡したものが左のとおりある。

特別調達局	品名	数量	売渡価格	工事費中の当該物件の価格	差額	工事精算又は契約年月	売渡年月	売渡先
東京	鑄鉄異型管	一八、四九匹	五七、〇六四円	五五、七五四円	一、三一〇円	二五、一年	二五、七年	藤原工業株式会社

同	アスファルト ルーフィング等	五〇五本	三三〇、〇〇〇	五八、三〇〇	二七一、七〇〇	二五、三年	二六、五年	鹿島建設株式会社
同	各種厚型スレー ト	三、七四〇枚	一〇〇、〇〇〇	四六、七〇七	五三、二九三	二四、二年	二五、二年	桑島土建運輸株式会社
仙台	鑄鉄管等	六九三、八四七	一、六〇二、一七七	九八、三三九	一、五〇三、八三八	二五、四年	二五、四年から 六まで	日本鋪道株式会社 社外五会社
計			九七〇、九一一	三、三三三、二六六	六三七、六四五			

(二二) 解除物件の売渡価格低価に過ぎたもの

(二七) 東京特別調達局で、昭和二十五年五月関西配電株式会社に随意契約により変電所用機械器具を八、〇九〇、〇七一円で売り渡している。

右の機械器具は、大阪府西茨木及び京都府上賀茂両地区連合国軍用変電所新設工事が中止となつたため不用品となり、二十二年九月以降おおむね同会社に保管させていたもので、予定価格を時価評価額二九、三九〇、三二一三円から損耗、変質等による減額二五%又は二八%、需要度による減額五〇%(絶縁油は二五%)を控除して七、四四二、六四六円と決定し、前記価額で売り渡したものである。しかし、本品は新規に購入後搬送されたまま引続き保管させ、二十四年三月ごろから再三同会社が変電所新設に必要なものとして買受申込を行つていたものであるから著しく損耗、変質があつたものとは認められないし、特に需要度による減額五〇%までを考慮するの要はなく、現に、同会社も当初は一二、七七四、九〇〇円をもつて買受申込を行つた状況で、本件売渡価額は低廉に失したものと認められる。

なお、本件は同会社が二十四年三月ごろから二十五年一月までに再三前記金額で買受を申し込んだのに対し、同局ではその売却を決定せず日を経過したところ、二十五年三月京都特別調達局で誤つてそのうち変圧器四台（同会社の買受申込価額二〇九五、〇〇〇円）を八三六、〇〇〇円で他の業者に売り渡すこととしたので、東京特別調達局では直ちにその契約を解除させたが、同会社は京都特別調達局で決定した低価な売渡予定額を知り右申込価額による買受に応じなかつたもので、ひつきよう、売渡の決定遅延し、事務連絡の徹底を欠いたため著しく低価に売り渡すのやむなきに至つたものと認められる。

(二八) 同局で、昭和二十五年五月排水鉛管一二、一四七呎（五七、〇六〇疋）を相模興業株式会社に京都市水道局の用に供するものとして随意契約により、損耗、変質、需要度による減額及び引取経費を計三五%と見て予定価格を二、三八七、九四九円（平均屯当り四一、八四九円）とし二、三九〇、〇〇〇円で売り渡しているが、当時鉛の市場価格は純度九九%の古鉛屯当り六〇、〇〇〇円程度、鉛地金屯当り六八、〇〇〇円程度であり、これに比べ本件は純度九九%の未使用品であるのにかんがみ、売渡価格は著しく低価に過ぎたものと認められ、前記会社は右物件を京都市の水道工事に使用しないで五月三、一三四、七九〇円で他に転売している状況である。

(二九) 仙台特別調達局で、昭和二十六年五月より、戸式窓日よけ一、一八九個外一八二品目を、予定価格五八九、〇八九円として一般競争に付し、仙台市高橋某に五九八、〇〇〇円で売り渡しているが、右は、同年二月同日よけだけを予定価格七七三、三四三円として一般競争により一、〇八〇、〇〇〇円で落札したところ、五月解約され

たので、改めてこれに木製卓上ランプ外一八一品目を加え、予定価格を右日よけについては四〇六、四九五円、卓上ランプ等については一八二、五九四円として入札に付したものである。しかし、右四〇六、四九五円は二月入札の際における十番札四五二、〇〇〇円よりも下回るばかりでなく、日よけはアルミニウム製で、くず化しても約五屯七その価格九十万円を下らないものであり、これに他の多数品目を加え予定価格を前記五八九、〇八九円としたのは著しく低価と認められる。

(三〇) 横浜特別調達局で、昭和二十五年五月日本塗工及び川田鋳業両株式会社各種板ガラス九九、一二九枚を随意契約により五、三五二、四〇四円で売り渡しているが、そのうち日本塗工の分は予定価格（統制額の二九%）四一、七〇一、〇二七円とし一、八七一、二八三円で売り渡したものであり、又、川田鋳業の分は予定価格（統制額の二五%）三、二二三、四七五円とし買受申込価格三、四八〇、一二二円で売り渡したものである。しかし、本件契約当時板ガラスの市場価格は統制額を上回つていたばかりでなく、本品は新品であるからこのように高率の減額をする必要はなかつたものと認められる。

(三一) 京都特別調達局で、昭和二十五年五月福井県機械金属工業協同組合に随意契約によりラジエーターバルブ等二二、一八七個及び排水金物六〇本を七七〇、〇〇〇円で売り渡しているが、右は、同組合が請け負つた福井県下の水道及び下水工専用資材として買受申込があつたのに対し予定価格を七六九、七〇〇円として前記価格で売り渡したものである。しかし、予定価格の積算を見ると、時価に対し需要度、損耗、変質等による減額を

九五又は九六%としてきわめて低価に算定しているが、本件は新品同様のものであり、且つ、買受人において使用する目的も定まつているのであるから、特にこのように高率の減額をして売り渡したのは処置当を得ない。

(三三二) 吳特別調達局で、昭和二十五年七月高知市小川某に随意契約により各種ケーブル類一九、〇三五米を一、一七〇、〇〇〇円で売り渡しているが、右は、同年三月予定価格を二十三年七月当時のケーブル販売価格の統制額を基礎とし、価値減平均六九%四を減額して一、一六四、〇九六円と算定し、競争入札に付したところ落札者がなく、その後三箇月余を経過した七月に至り当初の入札に参加しなかつた前記小川某に当初の予定価格とほぼ同価格で売り渡したものである。しかし、この間ケーブル類の主要部分を占める非鉄金属類の市場価格は値上りを続け、本件予定価格作成当時に比べ四〇%程度の値上りをきたしていたばかりでなく、四月及び六月減価率を平均八三%五又は七三%七として競争に付し売り渡したケーブル類は、それぞれ予定価格の二・四倍又は二・九倍で落札している状況にかんがみ、これより品質程度がはるかに良好な本件は予定価格の算定著しく低価に失したものと認められる。

(三三三) 同局で、昭和二十五年九月吳市灘田某に鋼板製貯水タンク二八三個を予定価格八六一、一八三円とし随意契約により八六五、〇〇〇円で売り渡しているが、右は、同年三月主材料である鋼板の価格を二十四年九月の統制額屯当り一六、四三〇円ないし一七、〇七〇円により計算し、これに加工費等を加えた新品価格から品質の低下等を考慮の上八五%値引して予定価格を決定したものである。しかし、鋼板価格の統制額は二十五年一月二二、三〇〇円ないし二二、三〇〇円に改訂されたにかかわらず、旧統制額により、且つ、著しく高率の値引をしたため本件は屯当り三、〇〇〇円程度となり、当時の鉄くずの統制額屯当り四、五〇〇円を下回る結果となつてい

る状況である。

(三四) 福岡特別調達局で、昭和二十五年六月広島市宮本某に建築金具及び管工事部品木ねじ外一一品目を予定価格一七二、一八五円とし随意契約により同額で売り渡しているが、右は、二十四年十二月予定価格を時価評価額四、八一、九八四円から需要度、損耗度等による減額を行ない、三〇二、三四九円とし一般競争に付したところ入札希望がなかつたので、二十五年六月に至り更に多額を減額し、その予定価格を前記のように一三%程度に引き下げて売り渡したものである。しかし、当初の入札時から六箇月を経た本件契約時においては右物品の主材料である非鉄金属二次製品は約三〇%値上りしている状況であり、又、この間本件物品の損耗が増大したものと認められなければならず、本件物品はこれをそのままくずとして売つても二一屯余時価四十六万円を下らないものと認められ、本件売渡価格は著しく低価に失するものである。

(三) 代金徴収前に現品を引き渡し代金の収納に至らないもの

(三五) 東京特別調達局で、昭和二十五年十月から二十六年三月までの間に、東京都下村某にガスよう接棒外二四品目を随意契約により三、八〇〇、〇〇〇円で売り渡したが、右は、契約保証金として一、五一五、〇〇〇円を受

領しただけで物件を引き渡したもので、その後わずかに三三五、〇〇〇円を収納したにとどまり、残額は収納が困難となつている。

又、二十三年九月株式会社小島電機製作所外六会社から購入した変圧器六六台をそのままそれぞれ会社に保管させていたところ不用となり購入価格で売り渡したが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査するに、代金の徴收決定に至らないものが株式会社城東電機製作所外二会社二六台分三五六、六七九円、代金の収納に至らないものが株式会社小島電機製作所外三会社四〇台分四八四、八五七円あつたので注意したが、その後十月現在六六、一二二円を収納したにとどまつている。

(四) 引取輸送に当り過大な空車回送料を支拂つたもの

(三六) 東京特別調達局で、昭和二十五年五月から二十六年六月までの間に、随意契約により共和物産株式会社に請け負わせた解除物件引取輸送の代金一三、三一〇、一八四円（うち二十六年分三八六、七二六円）のうち、空車回送料として二、三七〇、〇二六円（うち二十六年分一一六、八八七円）を支出しているが、右は、二十五年二月から二十六年三月までの間に、横浜市内及び神奈川県野辺の倉庫で調達解除になつたポイラー等一三、三五八屯を引き取り、横浜及び川崎市内の倉庫まで輸送した際の空車回送料で、東京に営業所を有する同会社から前記倉庫までの回送距離四二軒ないし七二軒につき精算により全使用台数に対し空車回送料を支拂つたものである。しかし、本件役務については、もよりの自動車を使用するものとして回送料を計算すれば足り、い

ま仮に、回送距離を横浜特別調達局契約の例にならい一一軒ないし三五軒とし空車回送料を支拂つたとすれば、百四十五万余円を節減することができたものである。

(三七) 仙台特別調達局で、日本通運株式会社仙台支社外二会社に右と同種の役務を請け負わせ、昭和二十五年中引取輸送代金二、五〇〇、一九八円を支出しているが、そのうち空車回送料四三六、一八八円は回送距離から三軒を控除して支拂う取扱であるのにこれを控除しなかつたり、実際に使用した台数に対してだけ支拂うべきであるのに輸送回数によつて支拂つたため、一九九、二九三円が過拂となつているので注意したところ、これを回収することとした。

(三八) 横浜特別調達局で、昭和二十五年四月及び十月東海産業株式会社と右と同種の役務を請け負わせ、引取輸送代金として九三二、七六八円を支出しているが、そのうち空車回送料二六三、一一〇円は回送距離を往路又は復路のいずれかによるべきであるのにこれを併算し、又は実際に使用した台数に対してだけ支拂うべきであるのに輸送回数によつて支拂つたため、一六六、四四四円が過拂となつているので注意したところ、これを回収することとした。

(五) 解除された零細物件の処理当を得ないもの

(三九) 東京特別調達局で、昭和二十五年一月から二十六年三月までの間に、都商事株式会社外一二会社に保管寄託した解除物件のうち最低料金である保管料一口一期（半月）三元、入庫荷役料一口一〇円に満たない価格僅少

の零細物件に対し最低料金に切り上げ支拂つたものが保管料四二四、三一九円、荷役料二一〇、七六〇円ある。
右は、中古のスプーン、ナイフ、なべ類、くずかご、衣類掛等の小雑品及び破損した小家具類等延約二万千口
に対するもので、これを一個ずつ又は少量を一口として保管寄託し、前記最低料金を支拂つたものであるが、
これら売り渡しても寄託経費に相当する収入を期待できないことは明らかであるばかりでなく、この種の物
品は寄託の処置をとらず直ちに売り渡すなど経費の節減を図るべきものと認められる。

(四〇)
(四五) 石炭の購入に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)技術部費

昭和二十五年度中連合国軍用として購入した石炭は、二百十万余屯契約金額六十一億二千五百余万円に上
つてゐるが、納入されたものの炭質カロリーにおいて不適格品があり、又、数量の不足、納入の遅延が判明し
ていてもこれに対する処置は特別調達局に全く権限がないものとして契約條項による代金減額の処置を講ずる
ことなく、二十五年十月契約上特別調達局においても納入品の検査をすることとなつた後もなお同様の取扱を
してあり、その他購入に当り処置当を得ないと認められるものが本院会計実地検査の結果判明したものでだけ
も次のとおり東京外四特別調達局において多数存する状況である。

(四〇) 東京特別調達局で、昭和二十五年十二月常磐石炭販売株式会社から芝浦補給部倉庫納として五、三〇〇屯

を購入し、その代金として一八、四七〇、五〇〇円を支出したものがあつたが、その規格は全部中塊炭であるのに
対し、うち三、三六二屯が粉炭で納入されているのに高価な中塊炭の契約価格をそのまま支拂つてゐる。

なお、二十六年四月同会社から中塊炭五、七八五屯、二七、〇七三、八〇〇円を購入したものについてもうち
二、九八一屯が粉炭で納入されている。

(四一) 同局で、昭和二十五年十二月喜清商事株式会社外八会社から朝霞地区外一八箇所納として五二、七二六屯
を購入し、その代金として二〇二、四五〇、八八五円を支出したものがあつたが、契約規格によれば五、五〇〇カ
ロリー以上であるのに、これに満たないものが納入されたにかかわらず契約価格をそのまま支拂つたものが三
一件約千五百屯あり、これに対し契約條項により減額を要する金額が約四百五十五万円に達してゐる。

(四二) 仙台特別調達局で、昭和二十五年九月から十二月までの間に、株式会社太陽商社外五会社から一一四、五
二八屯を購入し、その代金として三二六、四八七、二九〇円を支出したものがあつたが、そのうちには軍側の検査
又は同局の検査において契約規格に適合しないカロリー不足品納入の事実が判明したのに、契約條項による代
金減額の処置をしていないものが二十六年六月本院会計実地検査当時二一件約一万六千七百屯、減額を要する
額約千八百六十四万円ある外、納入遅延の分に対する違約金の徴収をしていないものが二七件約七万二千四百
屯その違約金約二千四十七万円に上つてゐる。

右の外、同局で、二十五年九月指名競争により興北産業株式会社と三沢地区外一箇所納として一九、四〇〇

屯、四四、二七〇、〇〇〇円購入の契約をしたところ、同会社はこのように大量な石炭納入の経験に乏しくわずか四〇〇屯を納入したに過ぎなかつたため十一月契約を解除し、改めて残余の一九、〇〇〇屯を七〇、七三〇、〇〇〇円で他会社から購入したものがあり、右解約に伴い二十六年一月賠償金二七、四九七、一一八円を徴収することとしたが、収納の見込も立たない状況で、大量の石炭を購入するに当り不適當な業者を選定し、このよ
うな事態に至つたのは処置当を得ない。

(四三) 横浜特別調達局で、昭和二十五年七月から二十六年三月までの間に、東海産業株式会社から武山地区外七箇所納として塊炭四、〇四〇屯、中塊炭一一五、五六二屯、粉炭一、一〇〇屯計一二〇、七〇二屯を購入し、その代金として三五二、一〇二、三八〇円を支出したものがあつたが、納入の実績は塊炭一六、九二四屯、中塊炭六四、一二七屯、粉炭三九、六〇六屯計一二〇、六五七屯で契約規格と著しく相違するばかりでなく、四五屯(約二十一万円)の納入不足を生じているのに契約代金をそのまま支拂つたものである。

なお、二十六年四月及び七月に同会社外一会社から購入した座間地区外六箇所納のもの一五、九四〇屯、七五、二三六、四七五円はうち一二、二六〇屯を単価の高い中塊炭で納入することとして契約したのに実際納入された同品はようやく五、九一六屯にとどまり、残余はおおむね粉炭で納入されている。

(四四) 名古屋特別調達局で、昭和二十五年六月及び十二月株式会社太陽商社外二会社から岐阜地区外一箇所納として中塊炭一一、四五八屯を二八、二〇一、五六〇円で、又、粉炭四、四六一屯を一一、二七七、四〇八円で購入し

たものがあるが、そのうち中塊炭一〇、七六八屯が納入された岐阜地区について納入実績を調査したところ、三、四八三屯が粉炭で納入されているのに代金は高価な中塊炭の契約価格をそのまま支拂つている。

又、本件石炭について軍側の検収又は同局の検査の結果カロリーが契約規格に満たないものがあるのに、契約條項による代金減額の処置をしていないものが、二十六年七月本院会計実地検査当時において中塊炭及び粉炭をあわせ六件三千百余屯あり、その金額は約九百十九万円になつている。

なお、二十六年四月及び五月同会社外一会社から岐阜地区納として中塊炭四、五五〇屯を購入し、その代金として二九、七〇八、五〇〇円を支拂つたもののうち一、八八七屯が粉炭で納入されている。

(四五) 福岡特別調達局で、昭和二十五年五月から十月までの間に、九州石炭株式会社外五会社から四二、二三二屯を購入し、その代金として一〇四、七七四、三二七円を支出しているが、同様カロリーが契約規格に満たないことが明らかであるのに、契約條項による代金減額の処置をしていないものが二四件約二千三百屯その金額約四百九十三万円になつている。

(四六) 特殊木箱の購入価格高価に失するもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

特別調達庁及び東京特別調達局で、昭和二十五年二月から六月までの間に、昭和木材工業株式会社外一〇会社から購入した特殊木箱一七、四〇〇個の代金として九七、九四八、九四八円(うち二十四年度分九四、二八一、七

〇〇円)を支出したものである。

右価格の内訳について、主材料である杉板材の歩留りを見ると、表面かんな仕上げによる歩減り一四%、長さの調整その他による歩減り二六%とし、結局歩留りを六〇%としている。しかし、かんな仕上げするのは木箱の外側だけであるのに、当て木、底、さん等までかんな仕上げを要するものとして歩減りを一四%としたのは多きに過ぎ、又、長さの調整その他による歩減りも他の木箱については大体一〇%程度としている状況であつて、たとえ規格において幾分相違しているとしても本件は歩減りの算定大きに過ぎ、結局歩留り六〇%は著しく過少に失するものと認められる。いま、これを本件と同一規格品の他の購買例における製造業者の原価計算について見ると、七〇%から八〇%としている状況であつて、仮に、歩留り七〇%として計算すれば諸経費を含め約五百三十万円節減することができた計算である。

(四七) 連合国軍に使用された資材の補償金支拂に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

東京特別調達局で、昭和二十五年六月昭和飛行機工業株式会社に連合国軍に拂出使用された鋼棒外二、三七一品目の補償金として一五三、六六二、一二〇円を支出したものである。

右は、二十年九月二日連合国軍が同会社東京製作所の土地、建物などを接收してから、二十四年十一月三十日までの間に軍が使用のため拂い出した同製作所所在資材の補償金として二十五年三月二十二日發出された確

認調達要求書に基き支拂つたもので、同局ではその金額の算出に当り二十三年三月三十一日までに拂い出した分については同日現在、その後には拂い出した分については二十四年十一月二十三日現在の統制額、統制額のないものについてはこれに準じた価額(以下單に統制額という。)により算出したものであるが、本件は二十年九月二日同会社の土地、建物などが接收された際、事実上右資材も連合国軍の管理下におかれその後逐次使用のため拂い出されたものであるから、少くとも現実に拂い出された時に調達されたものと認めるべきであり、補償金額は拂出時の統制額により算出し支拂うのが相当と認められ、現に、本件と同様の松下飛行機株式会社の事例においてもこれによつて前記のように單に二期に区分して一五三、六六二、一二〇円を支拂つたのはその処置当を得ない。しかして、右資材は二十一年二月八日以前拂出の分についてはその拂出時期別の数量などが明らかでないから、便宜二月八日現在の統制額により計算して支拂つたものとすれば、同日以前拂出の分についても約八千九百万円を節減することができたものである。

(四八) シーツの購入に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

東京特別調達局で、昭和二十五年三月株式会社高島屋大阪支店及び江南株式会社から購入した綿白シーツダブル六、〇〇〇枚、シングル一四、九一五枚の代金として一四、〇五六、四六六円を支出したものである。

右は、同年二月発出された調達要求に基きダブル六、〇〇〇枚、シングル一八、〇〇〇枚を調達するに当り、原系の割当について通商産業省に照会したところ、ダブル二、四四一枚、シングル六、九一五枚は原反を江南株式会社が所有しているからこれもあわせて利用されたい旨の回答があつたので、三月、手持のあるものと新たに原系の手当を要するものとに分けて入札を行い、手持のある右会社及び株式会社高島屋大阪支店から前記合計二〇、九一五枚を購入し、原系の割当を要するものから別途にシングル三、〇八五枚を契約したものである。

しかし、調達要求に基く割当については優先的に取り扱うのが通例で、しかも当時市場価格は下落をたどり、現に、入札においては、原系の手当を要するもの入札単価はダブル五八一円八八、シングル四四九円八五ないし五二一円八〇、手持のあるもの入札単価はダブル六九七円八〇及び七三五円、シングル六五八円九〇及び六六五円で著しく開差がある状況であるから、入札に当つては手持のあるものとなひものとに区分することなく入札に付し購入すべきであるのに、前記の方法により多数を高価な価格で購入したのはその処置当を得ない。

(四九) けん銃用革袋の購入価格当を得ないもの

(昭和二十四年度) (大蔵省) (一般会計) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理需品費
特別調達庁で、昭和二十四年八月、日本ベルト株式会社外三会社から随意契約により購入したけん銃用革袋五吋型三四、〇〇〇個の代金として五一、三〇六、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右購入価格の算定に当つては、製品一個当りの牛革所要量を一疋〇五八として製品単価を一、五〇九円と決定したものであるが、製品一個の重量は〇・三六疋程度に過ぎず、且つ、前記会社が本品製造用として通商産業省から配給を受け実際に購入した牛革の量も一個当り〇・八疋程度であり、又、特別調達庁で本件とほぼ同時期に関西皮革貿易製品製作所から同一規格品一八、五〇〇個を購入するに当つてはこれを〇・七六疋としていゝるもので、これらの事実を勘案すると本件一個当りの牛革所要量は〇・八疋程度で十分と認められるのに、これを一疋〇五八として価格を決定したのはその算定過大に失し処置当を得ない。

いま仮に、一個当りの所要量を〇・八疋として計算すれば原料代だけでも約四百八十万円の開差を生じ、ひいて製品代金を著しく節減することができたものである。

(五〇) 自動車用ぼろの購入契約更改に当り処置当を得ないもの

(昭和二十四年度) (大蔵省) (一般会計) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理需品費
特別調達庁で、株式会社高島屋大阪支店外三会社から購入した各種自動車用ぼろ、一〇、八〇〇枚の代金として、昭和二十四年十月から二十五年四月までの間に、合計四四、七六七、四八八円を支出したものがあつた。

右は、二十四年六月及び八月前記各会社と価格二一、〇三六、五八八円で購入契約を締結したところ、その後綿帆布類の価格改訂及び当て皮用皮革の使用量品質の変更により二十五年二月契約金額を四五、一三二、九一九円(その後織物消費税廃止により三六五、四三一円を減額)に更改したものであるが、右皮革の使用量、品質の

変更による増額四、九〇三、二二六円の計算内容を見ると、牛多脂革一級品五耗厚のものを使用することとし、製品一枚当り二坪二ないし一坪二、坪当り四三四円五二又は四三四円五〇計二一、四四〇坪、九、三一六、〇三六円とし、差引前記金額の増額を認められたものである。しかして、更改の際の坪当り予定単価四三四円五二又は四三四円五〇は統制額一坪当り四三四円五〇(坪当りに換算すれば一四四円八三)により縁頭部分及び裁断加工等の減損を六四%として算定したものであるが、縁頭部分及び裁断加工等による減損は本件の規格にかんがみ四〇%程度を出ないものと認められ、これを六四%としているのは過大に失し処置当を得ない。

いま、減損を四〇%として計算すれば坪当り単価二六二円〇八計五、六一八、九九五円となり、差引一、二〇六、一九五円を増額すれば足り、間接費をあわせ約四百十四万円を節減することができたものである。

役 務 (五一)―(五八)

(五一) 接收した家具什器の借料支拂に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)技術部費
札幌特別調達局で、登別グランドホテルの接收家具什器の借料として、昭和二十五年度中三、六一八、七三九円を支出したものである。

本件借料算定の内容を見ると、各家具什器の二十二年九月当時の時価を算出し、これに将来の耐用年数に応じた乗率を掛け、更に火災保険料を加算して決定した借料月額二四七、八二五円を基準としてその後の物価騰貴を $\frac{1}{10}$ として二十五年四月三〇一、五三六円と改訂したものである。

しかして、その算定の内訳によれば二〇二品目中耐用年数を一年と見たものが銀ざら等九八品目、三年と見たものが家具類等四二品目あり、これらの借料の半ばをこえる状況であるが、耐用年数を一年としたものについて見るに東京、横浜両特別調達局においては $\frac{1}{10}$ をおおむねこれを五年として算出しているのに比べ短きに失するもので、既に耐用年数を経過したものに依然として当初決定価格のまま借料を算定し支拂つているのはその処置当を得ない。

なお、札幌グランドホテル接收家具什器に対する借料二、〇一五、九三三円についても本件と同一方法によつて支拂つている。

(五二) 味入ドラムかん等の海上輸送代金支拂に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)補給部費
横浜特別調達局で、昭和二十五年五月随意契約により日新運輸倉庫株式会社に請け負わせた味入ドラムかん及びばら石油等の管理保管及び海陸輸送その他役務の代金として六三二、一二五、四三四円を支出したものがあ

る。

右のうち、四〇四、〇六三、七〇五円は味入ドラムかん、ばら石油類及び空ドラムかんの海上輸送代金に相当

しているが、その単価の算定に当り処置当を得ないと認められるものが次のとおりある。

(1) 味入及び空ドラムかん、の海上輸送代金に相当する二四六、〇三三、四四五円は、その単価の算定に当つて特別調達庁の定めたる京浜横須賀地区木船積運賃表による雑貨運賃の基本料金及び附帯料金の平均八%減の価格を適用したものである。しかし、右運賃表の料金は二十四年八月廃止された木船積貨物運賃の統制額に準じて決定されたものであるが、本件契約当時機帆船料金の市場価格は右統制額を相当下回つてゐる実情であつて、二十五年三月同局において別途に機帆船役務提供に關し二〇業者を指名して前記運賃の基本料金に対する減価率の見積合せを行つたところ最高七五%、最低三〇%で、これに参加した本件請負人は減価率七二%と見積つた状況で、右役務と本件とは取扱貨物において幾分の相違はあつたとしても本件減価率は低きに過ぎ、結局他に低価な契約をする事例があるにかかわらず、これをしん、し、やく、することなく実情にそわなない運賃表を基準とし特定の業者と随意契約したため、著しく高価になつたものと認められる。

(2) 本件支出額中には、調達業務の手續が一般業務に比べ複雑であるという理由で代行手数料として一航海一屯当り二七四六〇の計算で総額千八百八十二万余円が含まれているが、本件と同種の前記機帆船提供役務に於いてはこの種の手数料はこれを支拂わないことにしているもので、本件についてだけ特にこれを支拂う必要はなかつたものと認められる。

(3) 又、味入ドラムかん、輸送運賃には危険割増として総額一〇八、九三五、九九六円を見込んであり、運賃の一〇%又は九三%五としたものであるが、本件請負人は五月同局の実施した一般雑貨類運賃減価率の見積合せにおいて味入ドラムかん及び弾薬の取扱に対する危険割増を運賃の四六%と見積つてゐる状況であるのに徴し、本件においてこれを一一〇%又は九三%五と見込んだのは著しく高率に當つてゐる。
なお、本件請負人は契約の履行につき必要な機帆船及び油そう、船を全く所有せず、實際業務をすべて日新機帆船株式会社及び昭和油槽船株式会社に下請けさせ、両会社に対し二十五年中横浜特別調達局より受領した前記四億四百余万円中二億八千三百余万円を支拂つてゐるものである。

(五三) 石油類受拂役務費の支拂当を得ないもの
(五四)

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)補給部費

福岡、横浜両特別調達局で、三菱石油株式会社外一会社にジョスコ油槽所の運営役務を請け負わせ、昭和二十五年中その代金として六八八、七一〇、七三〇円を支出しているが、うち石油類受拂役務の単価の決定当を得ないと認められるものが次のとおりある。

(五三) 福岡特別調達局で、佐世保及び横瀬油槽所の運営役務を三菱石油株式会社に請け負わせ、その代金として一六四、二二二、七七四円を支出している。

右のうち、石油類受拂役務の対価として支拂つた一二五、七六一、五六〇円について見ると、昭和二十五年四

月から二十六年三月まで年間取扱数量を三百万バレル(月平均三万九千余疋)と予定し、予定価格を物価庁認可価格一疋当り五〇円の八一%として入札を行い三九円で契約したものであるが、二十五年八月施設の充実等に伴つて油の取扱数量が著しく増加し当初の取扱予定数量月平均三万九千余疋に対し同月から二十六年三月までの月平均三七二、一八一疋に達した状況で、この種業務の提供は取扱数量の増加に比例してその経費が増大するものではなく、このように事情が激変した場合は契約を更改し適正な価格を支拂うよう処置すべきものと認められ、現に、他の同種の事例においてはこれらの事情を、しん、やくして契約を更改しているのに、本件においては当初の契約単価をそのまま支拂つてゐる。

しかして、会社業務の実態を見ると、二十五年七月まで労務者は二交替制の九九名であつたのに対し八月以降取扱数量が当初予定の九倍余に激増したにかかわらず、三交替制一八一名程度で足りたもので、同月以降一箇月の所要経費は労務者一人当りの平均賃金実績一三、三〇六円、労務費合計二、四〇八、四四九円、材料費平均実績一〇三、一四二円で、これに諸雑費を二十四年度実費精算における諸経費率五九%を適用し一、四七七、四七九円とすれば合計三、九八九、〇七一円程度に過ぎないものと認められるのに、本件の月平均支拂額は一四、五二三、八三八円となつてゐる。

(五四) 横浜特別調達局で、宝町油槽所の運営業務を日本石油株式会社に請け負わせ、その代金として五二四、四八七、九五六円を支出している。

右のうち、石油類受拂業務の対価として支拂つた六七、六五九、九五六円について見ると、月間取扱数量を五万疋と予定し取扱単価を一疋当り五〇円として支拂つたものであるが、昭和二十五年七月以降取扱数量が激増し二十六年三月まで月平均一三四、八七九疋となつたので同月契約を更改し、二十四年十月から二十五年三月までの月平均取扱数量に当る七四、〇〇〇疋までは一疋当り五〇円、これをこえる分は一疋当り四円に改め、これによる過拂額二二、九六〇、〇〇七円を二十六年度において返納させることとしている。

しかし、当初の単価五〇円は前項福岡特別調達局の分が取扱予定数量において本件よりも少量であつたのにかわらず三九円であるに比べ、高価と認められるばかりでなく、単価を更改するに当つては実績を勘案の上当初基準とした数量及び単価についても再検討し適正を期すべきものと認められ、同会社の実績によつて見れば、なお相当に減額の余地があつた状況である。

(五五) ドラムかん修理代金の算定当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)補給部費

吳特別調達局で、昭和二十五年五月から八月までの間に、随意契約により熊野空罐株式会社^(部)に請け負わせたドラムかん修理業務の代金として二二、〇三四、九三四円を支出したものである。

右修理業務は、ドラムかん九七、二二三本の整形、よう接、洗てき、塗装等の作業を行うもので、そのうち洗てき、塗装作業費の積算内容を見ると一本当り材料費九〇円一七、労務費四〇円五〇、諸経費一七円五〇計一四八円

一八としている。しかして、右の積算において材料費については塗料の所要量を〇・六疋と見込んで九〇円一七としていたが、本件塗装は一回塗りをするものであるから、通常の場合塗料の所要量は〇・三三疋程度で足りるものと認められ、これにより材料費を計算すれば約六十円となるのに比べ著しく高価に当っている。

いま仮に、塗料の使用量を当局者の提出した会社の使用実績〇・四八疋によるとしても、洗て、塗装作業費は労務費、諸経費をあわせ一本当り一三四円四一をもつて足りる計算であつて、これに比べても本件支拂額は百三十三万八千余円高価に当っている。

（五六） バス運行料金の決定に当り処置当を得ないもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）運輸部費

横浜特別調達局で、昭和二十五年五月国際自動車株式会社と契約した二十五年度中の英連邦軍用川奈ホテルバス提供の代金として一三、七八九、三五二円を支出したものである。

本件役務は、同ホテル、伊東駅間の定期運行を主としたものであつて、右支拂代金のうち待機料金を除く運行料金は一一、〇五九、四九二円に当り、その運行に要する燃料はすべて軍給（二十六年二月以降業者持）の条件をもつて契約したものであつて、契約単価はバス運賃の統制額五、五〇〇円から燃料費として九九〇円を控除し四、五〇〇円と査定して基本料金とし、超過料金等もこれに基づいて決定したものである。

しかし、右統制額五、五〇〇円には燃料費一、六五三円余が積算されているのであるから、本件のように統

制額を基準として契約価格を決定するに当つては、右統制額に積算されている燃料費をそのまま控除すべきものと認められるのに、これに比べ著しく過少な金額を控除して価格を決定したのはその処置当を得ない。

いま、本件を統制額からこれに積算されている燃料費を控除した額をもつて契約したとすれば、概算百二十万円を節減することができた計算である。

（五七） 洗たく、役務の解約を遅延しむだな手待補償金を支拂つたもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）終戦処理既定調達費

愛知県及び名古屋特別調達局で、有限会社スターランドローリーに対し、昭和二十二年十二月から二十三年三月までの洗たく、役務手待補償金等として二、五三四、一七七円（うち二十二年分一、二五一、三九六円）を支出したものである。

右は、愛知県で二十一年八月の調達要求書に基き連合軍専用洗たく、役務を前記会社に請け負わせていたところ、二十二年十一月軍との連絡庁である岐阜県に対し解除命令が発出されたのに、岐阜県が契約担当庁である愛知県に対し二十三年三月まで解除命令の通報をしなかつたため同月まで契約の解除をすることができず、愛知県は引続き二十二年十二月から二十三年一月までの定額請負費等合計一、二五一、三九六円を支拂い、その後本件業務を引き継いだ名古屋特別調達局も二十三年一月から三月までの手待補償として合計一、二八二、七八一円を支拂つたものであるが、岐阜県において解除通報を遅延しむだな手待補償金を支拂うに至つたのは処

置当を得ない。

なお、右のうち名古屋特別調達局で支拂つた二十三年一月分の手待補償金に相当するものは、既に愛知県で支拂済であつたのに同県において未拂として通知したため重複して支拂うに至つたもので、愛知県はその支拂額四〇五、〇〇〇円を回収することとしたが、二十六年十月末現在まだ収納に至つていない。

(五八) 石炭がら処理代金の支拂に当り処置当を得ないもの

(昭和二十四年度) (大蔵省) (一般会計) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

札幌特別調達局で、連合軍放出廃品処理協会に概算契約をもつて請け負わせた昭和二十三年四月から二十四年三月に至る間の全道(千歳地区を除く。)石炭がら処理役務の精算代金として一六、六三三、六九九円(うち二十三年度分一二、一一三、三〇九円)を支出したものである。

右は、札幌その他の地区において発生する石炭がらを貨物自動車又は馬車により運搬廃棄するもので、石炭がらの処理数量二一、九〇〇屯に対し貨物自動車一、二六六台(真駒内地区の分)、馬車六、二五九台(真駒内を除く他地区の分)及び荷役夫などの労務者一〇、九一八人を使用したこととして支拂つたものであるが、

(1) 馬車によつて処理する地区の石炭がら発生量は九、三二〇屯で、これに対し馬車六、二五九台を使用したものとして、馬車一日一台の処理可能数量は二屯程度であるから、これを処理するに要する馬車数は左のとおり

地 区	馬車によつて処理する石炭がらの量	所要馬車数	摘 要
札幌	六、五〇〇 屯	三、二五〇 台	廃棄量が少いため一日一台を要するものとして計算
函館	二、四〇〇	一、二〇〇	
小樽	二〇〇	三六五	施設が一箇所であるから一日〇・五台を要するものとして計算
登別	二二〇	一八二	
計	九、三二〇	四、九九七	

四、九九七台で足り、差引一、二六二台は多きに過ぎた計算である。

(2) 労務者一〇、九一八人は業者の支拂実績によれば一〇、四七八人で四四〇人の相違があるばかりでなく、函館、小樽及び登別地区において馬車使用数三、二八〇台に対し労務者の使用実績は四、五八三人で、これによると馬車一台当り馬車ひきの外平均一人三九の労務者を付き添わせたこととなつてはいるが、札幌市における一般の石炭がら処理の実情を見ると、馬車一台、一日の処理二屯程度では馬車ひきの外に労務者を付き添ふ必要はないものであるから、結局労務者は貨物自動車によつて処理する真駒内地区の分に対し上乗人夫一台につき四人として五、〇六四人を見込めば足りたものである。

更に、労務費はすべて荷役夫の賃率を適用して三、〇九八、八五三円を支拂つているが、本件作業の内容を見ると単に石炭がらを貨物自動車又は馬車に積み込み積み卸すだけの単純なもので、特に技能を要しないも

のであるから普通人夫で足りたものと認められる。いま、これを普通人夫によつて計算すれば左のとおり

期	荷役夫として支拂つたもの		普通人夫として計算		差額
	人員	単価	人員	単価	
二三年四月一から九まで	一、五三〇人	一〇六・二五円	二四六、一八二人	七四二円	九一、九六三円
二三年四月一〇から八、三一まで	三、八〇〇人	一二五・〇〇円	八七五、一〇二人	一、五九〇円	二八八、〇九三円
二三年四月一〇から八、三一まで	二、三九九人	一七五・〇〇円	六九六、七三二人	八七二円	二二九、三三四円
二三年四月一〇から八、三一まで	三、一八九人	一、二八〇、八三八円	一、八六〇円	二三五円	四〇五、二〇五円
二三年四月一〇から八、三一まで	三、三一一人	四六八・〇〇円	一、〇九八、八五三円	五、〇六四円	一、〇二四、六〇五円
計	一〇、九一八人				

備考 単価は單に基本給を掲げたが、金額には各種手当が加算されている。

二、〇七四、二四八円は多きに過ぎた計算である。

いまた、馬車の使用台数を四、九九七台、一台当り借料一、〇五〇円とし、労務者を普通人夫五、〇六四人として計算すれば諸経費をあわせ合計二二、三二五、〇七〇円となり、約四百三十万余円を減額することができた計算である。

不正行為

(五九) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

東京特別調達局外三箇所、昭和二十四年九月から二十六年四月までの間に、関係職員により解除物件売渡の入札及び契約保証金、労務者の給與及び労務者の給與から控除して国に納付すべき源泉徴収所得税等をほしのままに領得されたものが、左のとおり四件計八、二七六、一七二円(うち二十六年十月末現在補てんされた額六二四、七〇〇円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(五九) 東京特別調達局	経理部出納課 総理府事務官 吉某	二五年四月から 二六年四月まで	六、五九五、九四〇円
(六〇) 埼玉県	熊谷渉外労務管理事務所 雇 柴崎 某	二四年一月から 二五年三月まで	三、一八、三二八円
(六一) 東京都	港渉外労務管理事務所 主事補 島田 某	二五年、一〇	二九一、六二七円
(六二) 兵庫県	神戸西部渉外労務管理事務所 主事 増田 某	二五年、一〇から 二六年、三まで	一、〇七〇、二八七円
計			八、二七六、一七二円

その他 (六三) - (六五)

(六三) 連合国軍関係使用人の給與支拂に当り処置当を得ないもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）雑労務費

特別調達庁で、連合国軍の要求する労務を提供し、昭和二十五年度において一日平均約二十五万人に対しその給與として総額三百六十六億九千余万円を都道府県を通じて支拂つてゐる。しかして、本院において二十六年中二三都道府県六八労務管理事務所につき給與支拂の会計実地検査を実施した結果によると、前年に比べ相当改善の績が認められるが、なお当を得ないと認められるものが次のとおり計二、五四九、八五二円あり、又、取扱者の不正行為も本検査報告別項に記載したように連年跡を断たない状況である。

(1) 臨時語学加給は、加給率を決定した翌月から支給することとなつてゐるのに、これを考査又は加給率決定の当月から支給したなどのため、東京都外一〇府県において計一、〇四五、一四〇円が過拂となつてゐる。

(2) 扶養手当及び勤務地域手当は、扶養親族の範囲、地域区分及び支給率などは一般公務員の場合に準ずることとなつてゐるのに、その適用を誤つたなどのため、青森県外二三都府県において計七〇二、三七〇円が過拂となつてゐる。

(3) 軍休出勤手当、休業手当及び日雇者の給與等につき、基本給には役付手当を加算しない取扱であるのにこれを加算したもの、あるいは実働時間が八時間に満たないものに対しては実働時間に応じた賃金を支拂うべきであるのに八時間実働したこととして支拂つたものなどがあるため、東京都外一四府県において計八〇二、三四二円が過拂となつてゐる。

(六四) 退職手当等の支拂に当り所得税の源泉徴収処置当を得ないもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）雑労務費 外一科目

東京都千代田外四涉外労務管理事務所^註で、昭和二十五年十二月の退職者三七三名に対する退職手当及び解雇予告手当九、四六五、一一七円（うち二十六年度分一四五、八四五円）を二十六年一月から八月までの間に支拂つてゐるが、所得税の源泉徴収額の算定を誤つたため徴収不足となつたものが二、一三四、三〇〇円ある。

なお、右については二十六年十月末現在まだ何らの処置がとられていない。

（註）千代田、澁谷、港、中央、立川各涉外労務管理事務所

(六五) ホテル焼失補償金の支拂に当り処置当を得ないもの

（部）終戦処理費（款）終戦処理事業費（項）終戦処理業務補償費

福岡特別調達局で、昭和二十年九月接收し二十一年一月焼失したため使用解除となつた博多ホテルに対する補償金として、二十六年四月福岡市牟田某に対し一、六六一、一六五円を支出したものである。

右補償金は、被災当時の複成価格五、八九四、八三一円から被災後の残存価格六〇一、五三六円を差し引いた五、二九三、二九五円を被災による損失額と決定し、これから牟田某が火災保険金として受け取つた三、六三二、一二九円を控除して一、六六一、一六五円として支拂つたものであるが、本件補償金は火災により焼失した建物の損害に対する補償であつて、右火災保険金を支拂つた東京海上火災保険株式会社においては、保険契約締結

当時の保険価額五、〇七七、六六〇円から超過保険の超過分相当額一、一一六、〇七一円及び残存価格三二九、四六〇円を控除した三、六三二、一二九円を焼失による損害額として保険金を支拂つたものである。

しかして、本件ホテルの接收当時の価格については格別の資料もなく、前記保険会社の焼失による建物損害額を三、六三二、一二九円と見積つたことに對し不当と認定する根拠もないから、損害は保険金を受領したことにより補償されたと認められるのに、一、六六一、一六五円を支拂つたのは当を得ない。

是正させた事項

物 件

(六六) 官給資材代金の徴收処置当を得ないもの

(一) 一般会計 (部) 特別収入 (款) 解除物件処理収入 (項) 解除物件処理収入

北海道特別建設事務所が昭和二十一年九月日本発送電株式会社北海道支店に請け負わせた真駒内送電線路工事の有償支給資材である裸硬銅より線三屯外三件の代金四八九、三九三円の請求権を札幌特別調達局に引き継ぎ、更に工事請負人からも二十四年九月買受の申請があつたのに同特別調達局は漫然これを放置し、二十六年七月本院会計実地検査当時まだこれを徴収していなかつたので注意したところ同月これを收納した。

(六四) 既往年度決算検査報告掲記事項に對するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

(一) 昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節掲記の分

(各件の上部の頁数は昭和二十四年度決算検査報告の頁数を示し、() 内の数字は同検査報告の番号を示す。以下同じ。)

七八頁(三九四) カーテン取付工事費の精算に当り処置当を得ないもの

特別調達庁 過拂額七、四六〇、六七八円のうち、七、二六〇、六七八円についてはまだ回収の報告に接してゐない。

(四一一) 過拂金の回収に当り処置当を得ないもの

(四一二)

八四頁(四一一) 仙台特別調達局及び宮城外二県 (1) 過拂額一七、二三七、二八八円のうち、五、八三六、三五〇円についてはまだ回収の報告に接してゐない。(2) 過拂額一、六五四、五三一円のうち、一、三七八、五三〇円についてはまだ回収の報告に接してゐない。

(二) 昭和二十四年度決算検査報告第五章第四節第一掲記の分(昭和二十三年度決算検査報告第五章第二節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十四年度決算検査報告の頁数を示し、() 内の数字は昭和二十三年度決算検査報告

告の番号を示す。以下同じ。)

二三三頁(三五六) 過拂金の回収に關し処置当を得ないもの

東京都 回収未済額六五、三七〇、六三二円のうち、七、四九七、二三三円についてはまだ回収の報告に接してゐない。

(三九七)

物品の購入及び管理当を得ないもの

(四一九)

二三三頁(三九七) 特別調達庁 回収未済額一六、〇一四、一八四円のうち、一三、八〇九、八一五円についてはまだ

回収の報告に接してゐない。

第三 法 務 府

不 当 事 項

(一 般 会 計)

租 税

(六七) 登録税の賦課当を得ないもの

(部)租税及印紙収入 (款)印紙収入 (項)印紙収入

東京法務局で、昭和二十五年四月三和銀行及び日産汽船株式会社の申請による汽船日産丸(総屯数四、八〇〇屯、持分六三%)の抵当権の設定登記に当り、課税額を七二、五七六、〇〇〇円として登録税四七一、七四四円を徴収したものがあつた。

右は、船舶の価格を七二、五七六、〇〇〇円(屯当り二三、九九九円)と評価し債権金額一二六、二六〇、〇〇〇円よりも低いものとして課税額を決定したものであるが、右船舶は船舶公団と共有しているもので前記会社の持分価格は三〇一、六〇〇、〇〇〇円(屯当り九九、七三一円)であり、これに徴しても本件価格は債権金額より低いものではないから課税額は債権金額によるべきである。いま、その課税額を債権金額による場合は登録税は八二〇、六九〇円となる。

未 收 金

(六八) 刑務所収入の徴收処置当を得ないもの
(七五)

(部)官業及官有財産収入 (款)官業収入 (項)刑務所収入

刑務所収入の昭和二十五年年度未收納未済額は前年度以前の分をあわせ五六、五四七、六七〇円であるが、このように多額の收納未済を生じたのは、主として代金の納付前に作業製品等を引き渡したり、賃金の支拂を受け

ないのに受刑者の出役を継続したりしていたためであつて、そのおもなものは左のとおりである。

刑務所	作業又は売渡物件の種類数量	作業又は物件の引渡の時期	徴收決定額	同上のうち十五年未収納未済額	同上二十六年未収納未済額	債 務 者 名
(六八) 府 中	ピストルライター一、〇〇〇個その他	二五、七から二六、二まで	五三七、六二〇円	五三七、六二〇円	五三七、六二〇円	紅屋 有限会社
(六九) 横 浜	漁労作業賃金延四、一三九人	二五、八から二六、一まで	六六三、二四〇	六六三、二四〇	五〇七、六〇〇	三崎定置漁業経営組合
(七〇) 大 阪	工場(木造平家建二五二坪二五)一棟	二六、一	一、五三三、九三〇	一、五三三、九三〇	一、五三三、九三〇	光陽アルミ株式会社
(七一) 岐 阜	種菌駒一五、八二八、〇〇〇個及びパンフレット二〇、〇〇〇部	二六、一から二六、三まで	五三三、一八四	五三三、一八四	五三三、一八四	株式会社津久井食用菌中部研究所
(七二) 広 島	コンクリートわく、二、二五二個及び荷作箱一五、〇〇〇個	二五、九から二六、二まで	五四〇、一七〇	五四〇、一七〇	五四〇、一七〇	広島県米田某
(七三) 長 崎	岩瀬浦漁港修築及び埋立工事賃金延四、八四〇人	二五、四から二五、七まで	六七七、七六	六七七、七六	六〇七、七六	長崎県南松浦支庁
(七四) 宮 崎	護岸復旧並びに水路井せき、復旧工事賃金延一六、四〇七人	二五、四から二五、八まで	二四六、一八五	二四六、一八五	二四六、一八五	南本庄普通水利組合
(七五) 札 幌	ビール箱六九、五八八個	二五、二から二六、三まで	二、三九五、六	二、三九五、六	一、八四六、五八	札幌市秋山某
計			九、一四五、六三	九、一四五、六三	八、五四五、〇三	

予 算 経 理 (七六)(七七)

(七六) 予算の使用当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)行刑施設費 外一科目

法務府外三三箇所^(註)で、昭和二十五年^(註)度中に行刑施設費五三、〇一一、二一〇円(うち翌年度繰越額三、二三八、九九一円)、官庁営繕費二二二、〇六〇、二〇五円(うち翌年度繰越額一七、〇三一、八六六円)計一七五、〇七二、四一五円(うち翌年度繰越額二〇、二七〇、八五七円)をもつて豊島区検察庁庁舎新築工事外五八件の高等、地方、区各検察庁又は地方検察庁支部の庁舎新築工事等を施行したものがあつた。

右のうち、行刑施設費支弁の分は、予算額五三、一〇二、五〇〇円をもつて仮留置場延二、五三一坪八六を施設することとしたものであるが、本院においてその実地を調査し又はその仕様書、設計図面等を調査したところ、仮留置場、被疑者控室等行刑施設と認められるものはわずかに約二百六十坪を庁舎内に施設したに過ぎず、仮留置場施設予算の大部分は庁舎新築等に使用されている状況で、結局官庁営繕費の不足を行刑施設費によつて補足したものと認められる。

(註) 法務府、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松各高等検察庁、浦和、宇都宮、静岡、長野、京都、奈良、和歌山、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、佐賀、熊本、宮崎、福島、山形、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、松山各地方検察庁

(七七) 会計経理をみだつたもの

(部)司法及警察費 (款)矯正保護費 (項)刑務所作業費

神戸刑務所で、昭和二十五年四月丸紅株式会社から購入した亜鉛引鉄線四九屯四の代金として、同月に一、八

〇〇、〇〇〇円を支出したることとしているが、実際にはこれを直ちに支拂わないうで、そのうち一、〇九六、〇二九円を二十四年度刑務所収入の収納未済額に充当して日本銀行に拂い込み、残りを現金で保有し、同会社に対しては五月から十二月までの間に数回にわたり手元保有金及び前年度収納未済であつたものの回収金のうちから一、四七五、〇〇〇円を支拂い、残りの未拂分三二五、〇〇〇円は二十六年三月に至り別途二十五年七月に同会社に対して過拂していたものの回収すべき額に充当して歳出の金額にれい入したものである。

又、同刑務所で、二十五年五月架空の名義により物品購入代金二四二、八三〇円を支出し、これを二十四年度刑務所収入の収納未済額に充当して日本銀行に拂い込んだものがある。

不正行為

(七八) 職員の不行為に因り国に損害を與えたもの (二〇三)

足立区検察庁外二五箇所で、昭和二十二年十二月から二十六年七月までの間に、関係職員により収入金、歳入歳出外現金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり二六件計一四、九四五、六五二円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一、七九二、九五一元)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七八) 足立区検察庁	分任収入官吏 歳入歳出外現金出納官吏 検察事務官 川上某外一名	二四年七月 二五年一〇まで	七七四、九七四円

(七九) 立川区検察庁	検察事務官 茂呂某外一名	二四年 二六年	九から 四まで 八四三、五五〇
(八〇) 千葉地方検察庁佐倉支部及び 佐倉区検察庁	佐倉区検察庁 雇 坪井某	二六年	一 二九二、四七六
(八一) 松戸区検察庁	検察事務官 山崎某	二四年、 二五年	一から 八まで 二〇五、七一六
(八二) 前橋地方検察庁沼田支部及び 沼田区検察庁	沼田区検察庁 検察事務官 原沢某	二三年、 二五年	一から 五まで 三一五、五六八
(八三) 三條区検察庁	検察事務官 織田某外一名	二四年、 二五年	九から 九まで 三七二、〇一二
(八四) 大阪地方検察庁	証拠品課 検察事務官 寺田某外二名	二四年、 二五年	九から 一まで 一、八四九、三〇八
(八五) 布施区検察庁	検察事務官 布野某	二六年	三から 五まで 二六三、四〇〇
(八六) 大津地方検察庁彦根支部及び 彦根区検察庁	彦根支部 検察事務官 吉田某	二四年、 二六年	八から 二まで 四九三、二二三
(八七) 八日市区検察庁	分任収入官吏 歳入歳出外現金出納官吏 検察事務官 吉田某	二六年	三から 七まで 一六一、九二五
(八八) 名古屋地方検察庁岡崎支部及 び岡崎区検察庁	岡崎区検察庁 検察事務官 大野某	二四年、 二六年	一〇から 七まで 一、四四三、二二九
(八九) 安芸西條区検察庁	検察事務官 松田某	二五年	六から 一二まで 一二六、四二〇
(九〇) 岡山地方検察庁高梁支部及び 高梁区検察庁	高梁支部 検察事務官 長谷川某	二三年、 二五年	八から 三まで 二四八、〇〇〇

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(九一) 岡山地方検察庁新見支部及び新見区検察庁	新見区検察庁 分任収入官吏 池上 某	二五、二 三、二 三、六 月 から まで	二二四、七〇〇円
(九二) 牛窓区検察庁	分任収入官吏 池上 某	二五、二 六、三 月 から まで	五三三、七五二
(九三) 佐賀地方検察庁唐津支部及び唐津区検察庁	唐津区検察庁 池上 某	二五、二 六、一 二 月 から まで	二三三、二一一
(九四) 熊本区検察庁	池上 某	二五、一 七、一 二 月 から まで	三三一、〇七九
(九五) 鹿児島地方検察庁及び鹿児島区検察庁	鹿児島地方検察庁 池上 某	二五、一 六、一 二 月 から まで	一、一六七、四三二
(九六) 滝川区検察庁	池上 某	二五、一 二、一 二 月 から まで	四一七、八一六
(九七) 函館地方検察庁	池上 某	二五、一 二、一 二 月 から まで	七二八、三一四
(九八) 旭川地方検察庁及び旭川区検察庁	旭川地方検察庁 池上 某	二五、一 二、一 二 月 から まで	九七二、九〇〇
(九九) 福井地方法務局丸岡出張所	福井地方法務局 池上 某	二五、一 一、一 一 月 から まで	一六七、五四一
(一〇〇) 広島法務局	池上 某	二五、一 七、一 一 月 から まで	八五二、七九四

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇一) 福島地方法務局	池上 某	二五、一 七、一 一 月 から まで	六五五、〇〇〇
(一〇二) 札幌法務局伊達出張所	池上 某	二五、一 五、一 一 月 から まで	三〇一、〇五〇
(一〇三) 神戸刑務所	池上 某	二四、一 〇、一 六 月 から まで	九七三、二七四
計			一四、九四五、六五二

その他

(一〇四) 刑務所作業の実施に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官業収入 (項)刑務所収入

長崎刑務所で、昭和二十四年八月から二十五年五月までの間に、受刑者延四、九三八人を就業させ、帆布三、四三八碼等材料費一、〇二五、三一三円を使用して、帆布製ランドセル一、八〇〇個、運動靴九〇〇足、雑のう、一、〇〇〇個を製作したものがあつた。

右製作品は、その体裁が一般市販品に比べ著しく劣り、市販に適しないことが製作当時予測できたと認められるのにこれを製作したため、材料費にも達しない価格で売り渡さなければならぬこととなり、二十五年度末までに材料費七〇五、四四一円を要したもの二、五四二点を五七九、六八〇円(うち二十四年度分九七、九八〇円)で売り渡し、その他は処分の見込のないまま保有していた状況である。

第四 大 蔵 省

租税(税関徴収の分を除く。)及びその徴税関係経費

昭和二十五年度の租税歳入(税関徴収の分を除く。)は、徴収決定済額四千九百三十五億六千七百余万元、収納済額四千三百九十六億五百余万元、不納欠損額七十四億二千三百余万元、収納未済額四百六十五億三千八百余万元であるが、徴税上において注意を要すると認められる点は、所得調査の不徹底、課税資料の相互連絡又は整備が不十分などのため課税標準額の決定を誤つたり、徴収すべき源泉徴収所得税、源泉徴収加算税を徴収せず又は徴収を遅延したものが依然として多いこと、收税職員が税金等をほしきままに領得したものが多いことなどであつて、そのおもなものは後述のとおりであり、担当職員の訓練になお一層努力の要があると考えられる。

又、国税庁、国税局、税務署における二十五年度の支出済総額は百四十五億六千七百余万元であつて、その経理につき不当と認められた事項は次のとおりで、架空の名義により支出し食糧費などに使用しているものが少くない。

なお、税務調査委託費は、予算額三億余万元のうちその大部分を他に移用流用した結果、本費で支出済額として決算された額は七千余万元に過ぎない。

不 当 事 項

(一 般 会 計)

予 算 経 理 (一〇五)―(一一四)

(一〇五) 架空の名義により支拂つたもの

(部)行政部費 (款)大蔵省 (項)国税庁 外二科目

東京外三国税局及び日本橋外四〇税務署で、昭和二十四年二月から二十六年九月までの間に、架空の自動車使用料、会場借上料等の名義により一七、一〇三、三四三円(うち二十三、二十四兩年度分一、九五八、八六一円、二十六年分二五五、五六九円)を支拂い、食糧費及び接待費に一〇、六八八、五三八円、物品購入代に二、〇四七、七五四円、その他に三、七〇一、二六五円計一六、四三七、五五七円を使用したものが左のとおりある。

なお、本院会計実地検査当時において現金六六五、七八六円を保有していたので注意したところ、二十六年十二月までに全額を歳入に納付した。

部 局 名	架 空 支 拂		使 用		実地検査当 高時現金保有
	金 額	名 義 年 月	金 額	お も な 使 途 年 月	
(一〇五) 東京国税局及び同局管内日本橋外二〇税務署(註一)	二、二八、二二	自動車使用料等	二、九五、四四	食糧費、接待費、物品購入代等	二、七から九まで 二〇、二七六
(一〇六) 関東信越国税局及び同局管内大宮外五税務署(註二)	二、三九、八六	同	二、三九、八六	同	二、二から五まで 二、五〇、三三六
(一〇七) 札幌国税局及び同局管内札幌外四税務署(註三)	一、二四、七五	委託費等	一、〇四、四九	食糧費、接待費、修理費等	二、三から七まで 二、五〇、三三六
(一〇八) 仙台国税局管内塩釜、大河原、山形各税務署	一、二四、四七	自動車使用料等	一、〇三、二五	食糧費、接待費、物品購入代等	二、八から五まで 六、二八一
(一〇九) 金沢国税局管内輪島税務署	四、二二、九一	同	四、二二、九一	食糧費、接待費、修理費等	不 明
(一一〇) 広島国税局及び同局管内三原、倉敷両税務署	一、五二、〇三	委託費等	一、〇五、五九	食糧費、接待費、債務返済等	二、三から四まで 一〇〇、四一一
(一一一) 高松国税局管内松山税務署	二、三、八二	会場借上料	二、三、七三	食糧費、接待費、賃金等	二、七から五まで 七〇
(一一二) 熊本国税局管内熊本、中津両税務署	四、四、七七	自動車使用料等	四、〇、五七	自動車使用料、修理費等	二、一から七まで 四、三九〇
計	一七、一〇、四四		一六、四三、五七		六、五七六

(一一三) 物品売渡代金をそのまま使用したもの

広島国税局で、昭和二十五年七月及び十月、中国自動車工業株式会社へ乗用自動車一台外二点を価格四八

〇、〇〇〇円で売り渡したが、その代金を歳入に納付することなく四六〇、〇〇〇円を別途購入の電気自動車の代金の一部などに充てていたのは当を得ない。

なお、残額二〇、〇〇〇円は現金で保有していたのでこれを歳入に納付させた。

(一二四) 国有財産売渡代金等をそのまま使用したもの

中国財務局尾道出張所で、同所所長藤原某が、昭和二十四年十月から二十五年六月までの間に、元東京第二陸軍造兵廠忠海製造所外二箇所の建物二四一坪及び工作物等を正規の手續によらないで、内田某外一二名に売り渡し、その代金等八六三、六六五円をほしむままに受領し、これを接待費、庁舎落成式の経費等に使用したものである。

物 件 (一一五)―(一六五)

(一二五) 国有財産の管理及び処分に関し処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産貸付料 外一科目
関東外九財務局の昭和二十五年年度における官有財産収入の徴收決定済額は五、六二六、〇五四、九九二円で、うち收納未済額は一、四九〇、四四六、四一四円に及び、徴收決定済額に対して二六%に当たっている。

右收納未済額のうちおもなものは公団整理収入の一、一四九、二五九、四三〇円であるが、これは年度末に回収困難な債権を引き継いだなどのため多額となつたもので、同整理収入の徴收決定済額に対し九一%六に當つている。しかして、国有財産の貸付料及び売渡代金の收納未済額は前年度までは相当の高率を示し、本院においてもこれが收納促進について連年当局者の注意を促してきたところで、本年度收納未済額は三二二、六三三、七四五円、徴收決定済額四、二〇一、二一一、二四七円に対し七%に當り前年度の二二%に対し著しく好転しているが、過年度分の本年度收納未済額四四八、四二二、九六四円をあわせると、收納未済累計額は七六一、〇五六、七一〇円に達する状況である。

いま、国有財産の管理及び処分績を見るに、正規の手續を経ないで国有財産を使用し数年にわたり貸付料の徴收処置をとつていないもの、買受人が建物、機械等を代金納付前に解体移築し使用しているのに長期にわたつて代金が收納未済となつているもの及び一時使用の許可を受けた者がその物件を無断で処分しているものなどに対し適宜の処置をとらないで放置しているものがあり、本院会計実地検査の結果判明したもののうちおもな事例をあげると、左のとおり貸付料において二件計五、五九〇、五四四円、売渡代金において二一件計三〇、七七一、八六一円ある外、一時使用中の物件を無断で処分されたものが四件計三、四六五、五六六円ある。

(一) 貸付料の收納処置当を得ないもの

財務局	区分	数量	所在地	貸付先	貸付料を徴收すべき期間	貸付料
(一一五)	関東 東建	一三七、五一二	東京都昭和三十八年	昭和外三八	二一、一〇から三月まで	二、五九二、八〇四円
(一一六)	国土 建物	六一三、六五一	岡山県連島町	水島工業都市開発株式会社	二二、一〇から五月まで	二、九九七、七四〇
	計	七七、六三三				五、五九〇、五四四

備考 (イ) 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、工作物は個とする。なお、数量は貸付期間中の最終のものを示す。
(ロ) 徴收決定をしていないものについては当局者計算の見込価格を掲げている。

(二) 売渡代金の收納処置当を得ないもの

財務局	区分	数量	所在地	売渡先	売渡年月	売渡価格
(一一七)	関東 建	二、三九八	横須賀市	横須賀市	二四、三月	五、八一六、一六〇円
(一一八)	同	四、〇九二	横浜市	横浜市	二三、一九	三、四八二、二五〇
(一一九)	同 船舶	二	福島県遠藤某	福島県遠藤某	二三、九	二、二七〇、〇〇〇
(一二〇)	同 建物	一、二四〇	東京鉄道局	東京鉄道局	二五、三	一、一九五、七〇〇

財務局	区分	数量	所在地	売却先	売却年月	売却価格
(一一一)	関東 建物	六七五	神奈川県相模原市 (元陸軍兵器学校)	横浜市	二三年九月	一、一八六、三七〇
(一一三)	近畿 土地	四八、二三四	姫路市 (元大阪陸軍造兵廠 白浜製造所)	沢谷化学工業株式会 社	二四年三月	一、〇六一、一六七
(一一三)	東北 建物	二、一九五	宮城県名取郡 元仙台陸軍飛行学 校	宮城県	二二年七月	三五〇、五七八
(一二四)	東海 同	七八一	鈴鹿市 (元第二海軍航空廠 鈴鹿支廠)	鈴鹿市	二六年九月	八一五、〇〇五
(一二五)	同 船舶	一	清水市 (元横須賀海軍工廠 元横須賀海軍工廠)	東海造船株式会社	二四年七月	六八七、〇〇〇
(一二六)	同 建物	七七四	愛知県矢作町 (元第一岡崎海軍航 空隊)	共進反毛有限公司	二三年二月	六三一、一三六
(一二七)	中国 同	五、七三〇	岡山県福田町 (元倉敷海軍航空隊 元倉敷海軍航空隊)	岡山県	二四年四月	四、一四二、三四〇
(一二八)	同 船舶	二	吳市 (元大竹掃海部)	愛媛県菊山某	二四年一月	一、七〇〇、〇〇〇
(一二九)	同 同	二	戸畑市及び吳市 (元吳海軍軍需部 山支部外一箇所)	奈良県岡本某	二三年、 二四年、 一九	一、〇六三、〇〇〇
(一三〇)	同 建物	一、七四六	防府市 (元防府海軍通信学 校)	山口県	二四年四月	一、〇〇六、五〇〇
(一三一)	同 同	一、〇九一	同	徳山市	二三年、 二四年、 七月	六二二、〇〇〇
(一三二)	同 機械	二一三	同	共栄工業株式会社	二四年三月	五八九、〇〇二

(一三三)	同 建物	六七〇	吳市 (元第十一海軍航空 廠横路工員宿舎)	吳市藤原某	二三年、 五月	五三一、五二〇
(一三四)	北九州 同	一、一七六	福岡県糟屋郡 (元香椎軍需品集積 所)	三光企業株式会社	二四年九月	一、〇九九、二〇〇
(一三五)	同 同	六九〇	長崎県南高来郡大正 村 (元川棚海軍工廠)	長崎県南高来郡大正 村	二四年四月	一、〇三五、八四〇
(一三六)	同 船舶	一	福岡県 (元海軍省)	熊谷組工業株式会社	二四年六月	五四三、九四三
(一三七)	南九州 工作物	一	大分県坂ノ市町 (元東京第二陸軍造 兵廠坂ノ市製造所)	株式会社星野組	二四年、 一九	九四三、一五〇

備考 数量欄の單位は土地は坪、建物は延坪、船舶は隻、機械器具及び工作物は個とする。

(三) 一時使用中の物件を無断で処分されたもの

財務局	区分	数量	価格	所在地	行為者	期間
(一三八)	近畿 克蘭クプレス その他	一五台	四七〇、〇〇〇 円	大阪府 (元海軍艦政本部)	関西興業株式会社 長岡 某	二三年、 四、 ころ (円は二四年一 〇月納付済)
(一三九)	東海 木工機 械 ユニットヒーター	七台 一個	一六三、八一六 三四、五〇〇	沼津市 (元沼津海軍工廠)	福光建材興業株式会 社社長 田 某	二四年、 四から 二六、 三まで
(一四〇)	同 はしけ及び伝馬船	二三隻	九七三、七九〇	岐阜県海津郡 (元大阪陸軍造兵廠 及び横須賀海軍工 廠)	中央林材株式会社 山崎 某	二二年、 三、 六から 六まで

財務局	区	分	数量	価	格	所在地	行為者	期間
(一四一)	南九州	地下ケーブルその他	六個	一、八二三、四六〇	円	熊本県天草郡 (元天草海軍航空隊)	大動開發株式会社天 草製塩場場長 齊藤 某	二二、一〇から 二二、二まで
計				三、四六五、五六六				

(一四二) 国有財産の管理当を得ないもの

(一四二) 関東財務局で、普通財産である東京都千代田区霞ヶ関三丁目所在の土地六五〇坪を昭和二十四年二月以降ニユーエンバイモーター株式会社で使用させているものがある。

右は、明治四十五年以降東京都に公園用地として無償貸付し、都はこれを公園に使用してきたもので昭和二十年九月連合国軍に接收されたものであるが、二十三年十二月に至り前記会社に使用させることを条件として接收を解除され、都はこれを同会社の建物用地に使用させることとしたものであつて、既に公園としての用途に使用されていないものであるのに二年余を経過しながらそのままにしているのは処置当を得ない。

なお、都は本件土地使用料として前記会社から月額坪当り五円一〇計三、三一五円を徴収し、他に寄附金として二、〇〇〇、〇〇〇円を収納している状況である。

(一四三) 同局で、東京都千代田区永田町一丁目所在の国有財産である元海軍施設本部の土地二三四坪四二、建物石造二階建一棟延一二坪六六を元所有者伊東某により衆議院に売り拂われたものがある。

右は、昭和二十年八月七日海軍省が前記施設本部の用地とする目的で伊東某から価格六九、一八二円をもつて買収し、所有権移転の登記未了のまま大蔵省に引き継がれたものであるが、その後四年余を経過したのに登記手続を行わずそのまま放置していたため、二十四年十一月元所有者により衆議院の用地として価格一、二一〇、〇〇〇円で売り拂われ同月所有権移転の登記も完了したもので、国有財産の管理当を得ない。

(一四四) 東海財務局で、昭和二十二年十一月から三重水産専門学校に三重県一志郡香良洲町所在元三重海軍航空隊の施設の一部を一時使用させていたものがあるが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査するに、二十二年十二月から二十三年一月までの間に、同校理事長村尾某外一名がほしいままに発電装置等を価格二、四二〇、〇〇〇円で他に売り渡しているのに何らの処置も講じていないので注意したところ、二十六年十二月三、七〇二、九八七円を徴収する旨の回答があつた。

(一四五) こん包用木材の管理当を得ないもの

東海財務局で、不要になつた賠償機械撤去こん包用木材を長期にわたり処分せず、結局低価に売り渡すのやむなきに至つたものが次のとおりある。

(1) 元名古屋陸軍造兵廠柳津製造所構内に、昭和二十二年三月購入し製材した賠償機械こん包用木材二、二三四石を長期間集積保管していたものがある。

財務局では、二十三年六月からこん包用資材の調達及びこん包作業を行わないこととなり、本件木材を同

局において保管する必要がなくなつたものであるから早急に主務庁に引き継ぐか又は処分すべきであつたのに、そのまま長期間放置したため衰損はなほだしく、二十六年七月衰損減耗二〇%ないし六〇%を見込み、石当り約四百円、八九三、〇〇〇円の低価で売り渡すに至つた状況である。

(2) 元名古屋陸軍兵器補給廠守山分廠外三箇所の建物二二棟延七、六一三坪を二十一年五月から十月までの間に解体し、発生材のうち四、一五四石を賠償機械こん包用として元名古屋陸軍造兵廠千種製造所構内に集積保管していたものがある。

右は、賠償機械こん包用資材の規格も判明しなかつた当時、急ぎよ準備されたため、その規格に適合せず不要となつたものであるが、長期にわたり野積のまま放置していたため建築用等に使用できるものはわずかに三二石に過ぎず、四、一二二石は腐しよくはなほだしくこれを一括して二十五年五月薪材価格の二二%に当る一九七、五〇〇円で売り渡すに至つた状況である。

なお、右代金は二十六年八月本院会計実地検査当時まだ徴收決定の手續をとつていない。

(一四六) 物件の管理当を得ないもの

(一四六) 中国財務局で、昭和二十五年十一月ごろ下関市彦島所在の福志満丸(鋼船一〇九屯九八台帳価格三二二、三〇〇円)を明田某により解体搬出されたものがある。

右船舶は、二十三年九月吳市亜細亜海運株式会社に価格二四五、六〇〇円で売渡契約をしたものであるが、代金収納未済のため引き渡さないでそのまま長期にわたり放置していた間に、前記明田某により無断で解体搬出されるに至つたものでその管理当を得ない。

(一四七) 南九州財務局で、昭和二十四年一月大分県速見郡所在元大神海軍基地施設の一部である木造平家鉄板ぶき建物二棟延一、四三七坪を大分兒童福祉社会館理事長永島某に母子寮等として使用する條件で随意契約により移築費等を差し引き二、七〇五、三三七円で売り渡したものがあつたが、代金が納付されていないので二十六年二月本院会計実地検査の際調査したところ、買受人は建物の引渡前であるのに屋根等の鉄板約七千三百枚を搬出してあり、建物は二十五年九月までに倒壊し、附近住民によつて木材類を搬出され、建物は全く残存していない状況で、このような事態を招来したのは管理当を得ないものである。

なお、当局者は二十六年三月本件売渡契約を解除し、前記理事長に鉄板の価額として四五〇、〇〇〇円を、又、住民代表北野某に廃材四一石等の価額として六六、五五二円を弁償金として徴收決定した。

(一四八) 機械の使用料が低価に過ぎたもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金

東北財務局で、東北興業株式会社に使用させていた元光海軍工廠所屬の酸素発生装置一式の昭和二十二年四月から二十四年十二月までの使用料二八七、八六六円を弁償金として二十六年三月徴收決定したものがあつた。

右機械は、二十四年六月仙台財務部が広島財務部から所属替を受けたものであるが、同機械に対する前記期間の使用料を徴収するに当り、機械の値上りを考慮することなく広島財務部における二十一年度当時の低廉な使用料をそのまま採用し徴収していたので、二十六年八月本院会計実地検査の際注意したところ、十月五四三、七九七円を追徴することとした。

(二四九) 鉄くず等の売渡に当り処置当を得ないもの
(二五九)

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売却代
全国財務局で、昭和二十五年度に売渡処分した鉄くず等は総量二十四万二千余屯価格十一億六千二百余万円に達するが、当時鉄鋼類は第一次、第二次製品とも既に統制が解除され、鉄くず類も単に価格だけの統制が残存し、配給の統制はなかつたので業者の買あさりを招来し、実際取引価格は統制額をはるかに上回っている状況で、物価庁は、二十五年一月から二十六年二月までの間に前後四回にわたつて統制額を大幅に引き上げたが、ついに四月一日統制が解除されたものである。

この情勢下において、国有の機械器具等の処分はくず化を條件に競争契約によることを原則として発足したが、実施に当つては各財務局の取扱は区間で、非鉄金属類を含め競争に付して最高入札額をそのまま落札価格としたもの、鉄くずの統制額を最高額としこれをこえる入札者について更に抽せんによつて買受人を決定したもの及び統制額から破砕等の処理費を実費により又は名目的な少額を控除して売渡価格を決定したものな

どがあつて、同種の物件でその処分価格に著しい開差のある結果となつている。

しかして、これが処分の状況を検査するに、売渡数量の確認が十分でないものがあるばかりでなく、随意契約によつたものの中には、価格の変動のはなはだしい時期に対処し適時に適量を処分すべきものと認められるのに、契約後六箇月以上を経ようやく搬出を完了したほどの大量を一括して売り渡したものの、統制額の値上げ又は統制解除により有利に処分できる見込があるのにその直前に大量を売り渡したものなどがあり、又、関係職員が関與して契約数量をこえて搬出したと認められるものも多数あり、その事例をあげると次のとおりである。

(一) 統制額の値上げ及び統制解除直前に売り渡したもの

(一四九) 近畿、中国兩財務局で、昭和二十六年二月から四月までの間に、株式会社神戸製鋼所外二六会社及び呉市に鉄くず等三四、〇九〇屯を左のとおり随意契約により価格三五七、〇七五、九七三円で売り渡している。

財務局	所在地	売渡先	年月日	数量	売渡価格	単価	契約直後の統制額	統制解除当時の市場価格
近畿	大阪(元大阪陸軍造兵廠)	株式会社神戸製鋼所	二六年三月二七	四〇〇〇 屯	二八、一〇〇、〇〇〇 円	八七〇〇 円	鋼鉄 一四、〇〇〇 円	鋼鉄 二四、〇〇〇 円
同	同	同	三月三十一	五、〇〇〇	五五、三三〇、〇〇〇	一一、〇六六 円	鋼鉄 二四、〇〇〇 円	鋼鉄 三三、〇〇〇 円
中国	呉市、光市(元呉、光兩海軍工廠)	八幡製鉄株式会社	二七年一月二七	一、一九六	七六三、九六六	八七〇〇 円	鋼鉄 一四、〇〇〇 円	鋼鉄 二四、〇〇〇 円

財務局	所在地	売渡先	年月日	数量	売渡価格	単価	契約直後の統制額の相場	統制解除当時の相場
中国	吳市、光市、徳山市 元吳、光兩海軍工廠及び元第三海軍燃料廠	八幡製鉄株式会社外 一九会社及び吳市	年月日 三、三二	三、九四 吨	三、九八四 円	鉄 一、五〇〇から 一四、〇〇〇まで 鋼 八、二〇〇から 一三、〇〇〇まで	鉄 一〇、〇〇〇から 二四、〇〇〇まで 鋼 二、〇〇〇から 三、〇〇〇まで	
同	吳市 元吳海軍工廠、元第十一海軍航空廠	八幡製鉄株式会社外 五会社	〃 〃 〃	一、四三〇	一、五七九 円	同	同	
同	同	日亜製鋼株式会社外 四会社	〃 〃 〃	四、一九	五、九〇〇	同	同	
計				三、四〇九	三、五七九 円			

右のうち、二月七日に売り渡した五、一九六屯は二十五年十二月改訂の統制額を適用しているが、本件売渡直後の二月九日に大幅の値上げが行われた状況であり、又、三月三十一日に売り渡した二二、九九四屯についても既に四月一日から鉄くずの価格統制が解除され市場価格による処分が可能となるのに統制額の値上げ又は解除の前日に急ぎ売渡処分したのはその処置当を得ない。

又、四月十九日に売り渡した五、九〇〇屯については、当時既に統制額はなかつたのに著しく低価な旧統制額を適用して売り渡したものである。

右に關し、当局者は当時の鉄くずの不足に対処して早急に処分することとし、契約に先だち破砕、集積等の作業を実施させたものもあり、契約内容については早期に交渉を終了していたが正式の事務手続が遅延したものの

であるというが、たとえそのような事情があつたとしても、統制額の改訂又は統制解除も必至だつたのであるから、本件のように契約締結後解体に着手し、長期間にわたつて搬出するものについては、引渡時期によつて売渡価格を更改することを契約条件とするなど適宜の処置を講ずべきであつたと認められる。

いま、本件を二十六年二月改訂の統制額及び四月当時の市場価格により売り渡したとすれば六億八千五十余万円となり、本件売渡価格はこれに比べ三億二千三百余万円低価に當る状況である。

(一五〇) 中国財務局で、昭和二十五年一月川崎重工業株式会社に吳市所在元吳海軍工廠及び第十一海軍航空廠の鉄くず等七、五〇〇屯を隨意契約により価格二三、四七二、七九四円で売り渡している。

右は、一月七日契約を締結したものであるが、搬出作業は三月八日に開始され、売渡代金の納入も同月二十日にされている状況であり、統制額の改訂も間近と予想される一月七日に急ぎ売渡契約を締結する必要はなかつたものと認められる。

本件については、関係職員が買受人から收賄し、統制額が二十五年一月中旬ごろ値上げされることを予想し、その以前に急ぎ売渡契約を締結するよう処置したものとして起訴されている。

いま、本件を二十五年一月改訂の統制額を適用して売り渡したとすれば二千六百八十余万円となり、これに比べ本件売渡価格は千三百三十余万円低価に當る状況である。

(一五一) 北九州財務局で、昭和二十五年八月二十七日及び二十八日、八幡製鉄株式会社に大村市所在元第二十一

海軍航空廠外一箇所の鉄くず等二、七九五屯を随意契約により価格一一、一五五、四三八円で売り渡している。

右は、二十五年一月に改訂された鉄くずの統制額によつて売渡価格を決定しているが、本件売渡の決議は八月三十一日又は九月十五日であるから八月三十日に改訂された統制額を適用すべきであるのに、旧統制額により著しく低価に処分したのはその処置当を得ない。

いま、本件を八月三十日の改訂統制額により売り渡したとすれば千四百二十七万余円となり、これに比べ本件は三百十二万余円低価に当る状況である。

(二) 統制額の適用が妥当でなかつたもの

(一五二) 中国財務局で、昭和二十四年九月日本製鉄株式会社に吳市所在元吳海軍工廠外一箇所の鉄くず等一九、四四五屯を随意契約により価格三一、七三三、〇七三円で売り渡し、二十五年八月に至り数量を二四、三五八屯価格を三三、〇六八、〇〇五円として契約を更改し、差額一、三三四、九三二円を追徴したものがあつた。

右は、二十三年六月当時の統制額、鋼くず一級品屯当り二、一〇〇円等を適用して売渡価格を決定し、搬出超過数量四、九二三屯に対し数量についてだけ契約を更改し単価は当初契約のままとしたものである。しかし、本件の搬出は契約後一年余にわたつていゝものであり、二十五年一月統制額改訂後に搬出されたものは九、七九六屯に上つてあり、少くとも右超過数量四、九一三屯については搬出当時の統制額を適用して契約価格を更改すべきものと認められ、総額において千百七十三万余円低価に売り渡す結果となつていゝのはその処置当を得ない。

ない。

(一五三) 同局で、昭和二十五年八月株式会社播磨造船所吳船渠に鉄くず一、六四四屯を随意契約により価格二、六七四、〇〇〇円で売り渡している。

右は、同会社が施行した元航空母艦阿蘇外五隻の解撤作業から発生した資材のうち放置されていたものを同年七月同会社の買受申込により売り渡したもので、売渡当時の統制額を適用すべきであるのに、著しく低価な

二十三年六月当時の統制額を適用したのはその処置当を得ない。
いま仮に、売渡当時の統制額を基準として価格を計算するときは四百三十一万余円となり、これに比べ本件は百六十四万余円低価に当る状況である。

(三) 諸経費を多額に控除したもの

(一五四) 関東財務局で、昭和二十六年二月太陽産業株式会社に元東京第一陸軍造兵廠十條工場所在の銅、鉛、鉄のくず等を随意契約により売り渡し、実数量六〇屯に対し価格六六四、〇六三円で精算したものがあつた。
右のうち、銅及び鉛のくず一〇屯八六九価格四三七、二五〇円は地下ケーブンを発掘の上解体して発生するものであるが、その諸経費を見ると屯当り発掘費八〇、七五七円、整地費二〇、一六〇円、解体費七、〇〇〇円、その他四四五円計一〇八、三六二円で経費総額一、一七七、七八六円を物件の価格から控除している。しかし、同局で別途に二十五年八月産業復興公団に売り渡した横須賀海軍軍需部外一箇所所在の同種品の発掘整地等の作

業経費(解体費を含まない。)は屯当り九、〇四五円又は九、一二九円で、この種作業の経費はおおむねこの程度と認められ、本件が解体費を含むとしてもこれを屯当り一〇八、三六二円とし、ひいては売渡価格を著しく低価としたのはその処置当を得ない。

いま仮に、前記売渡実例の作業経費屯当り一六、一〇〇円(本件の解体費七、〇〇〇円を含む。)により計算すれば本件ケーブルの作業経費は一七四、九九〇円で足り、売渡価格は百万二千余円低価となつてゐる状況である。

(一五五) 同局横浜財務部で、昭和二十五年七月東都製鋼株式会社に横浜市所在元海軍艦政本部の鉄くず、砲金くず等四九二屯を随意契約により価格八七一、九六七円で売り渡してゐる。

右のうち、鉄くず類の価格五四七、四二二円は売渡当時における統制額屯当り鋼くず一級品三、〇〇〇円、上銑くず五、六〇〇円を適用した総額二、〇六九、一七九円から切断、破碎等の諸経費として屯当り鋼くず分二、九一七円、銑くず分三、三八八円総額一、五二二、七五七円を控除したものであるが、当時大蔵省が各財務局に指示した経費は鋼くず分一、三二〇円、銑くず分七七〇円で、買受人の提出した見積りも一、九〇〇円及び一、七一九円であるのに、前記のように著しく多額の諸経費を控除し、鋼くずを屯当り八二円、銑くずを二、二二一円で処分したため、大蔵省の経費基準により算定した場合に比べ総額において一、〇一五、二七〇円低価に當つてゐるのはその処置当を得ない。

又、本件のうち砲金くず等非鉄金属九屯三二六価格三二四、五四五円は一律に屯当り三五、〇〇〇円で算定しているが、売渡当時の市場価格は屯当り砲金くず八二、〇〇〇円、銅くず一〇二、〇〇〇円、青銅くず七一、〇〇〇円程度で、これを基準とし破碎費等を控除して計算すれば総額七十九万三千余円となり、これに比べ本件は四十六万八千余円低価に當つてゐる。

(一五六) 同部で、昭和二十五年十二月東都製鋼株式会社に横浜市所在元第一海軍技術廠支廠の鉄くず等を随意契約により売り渡し、二十六年三月精算の結果、鉄くず五四八屯その他をあわせ代価六、一四五、一六五円に対し処理費四、七四六、二一六円を控除し差額一、三九八、九四九円を徴収したものがあつた。

右は、当初構内の主として屋内に散在する物件について契約し、次いで歳入増加を図るためと称して、鉄くず等が埋没してゐる屋外の灰山くずを追加したものであるが、九月及び十一月本院会計実地検査の際調査したところ、右は、灰山くずの処理費を過大に見積り、結局精算額を著しく減少させたもので、破碎、積込、整地等に要する経費を屯当り四・七八一、二四二円及び一、三二二円総額三、三八一、三五四円としてゐる。しかし、作業工事日報によれば人夫賃は屯当り一・五八五〇七円及び五三五円で足り、人夫賃の経費総額一、三八〇、六二五円となり、これに灰山くずを構内に敷きならすため使用した自動車の借料一四〇台分約六十五万円を加算すると本件処理費は約二百三万円をもつて足りるものと認められるのに、前記のように多額の経費を見積り約百三十五万円低価に処分したのはその処置当を得ない。

(四) 地下ケーブルの売渡価格低価に失したるもの

(一五七) 東海財務局で、昭和二十六年二月音羽電機株式会社に元豊川海軍工廠所在の銅くず二二屯〇四九、鉛くず一九屯二三九を随意契約により四、三九八、八一七円で売り渡している。

右は、工廠構内から発掘した地下ケーブルの構成素材であつて、契約前の二十五年十一月既に会社が撤去したものであるとして、同月の市場価格屯当り銅くず一八〇、〇〇〇円、故鉛一一〇、〇〇〇円により総額五、九〇五、一一〇円と評定し、これから撤去費、素材回収費等として五〇八、一四六円、運賃、利益等として九九八、一四七円計一、五〇六、二九三円を控除して前記価格で売り渡したものである。しかし、大蔵省ではこの種の埋設工作物については運賃は買受人の負担とする方針でこれを各財務局に指示し、現に、同財務局で同年七月本件と同一構内に埋設されていた地下ケーブルを他の業者に売り渡したのを見ると撤去費、素材回収費等を控除したに過ぎず、その他の財務局においても同一の取扱によつてゐるのに、本件に限り更に運賃、利益等と称して前記多額を控除し、結局九十九万余円低価に売り渡したのはその処置当を得ない。

本件については、関係職員が買受人から收賄し、売渡に關し便宜を供したるものとして起訴されている。

(五) 契約数量超過分の代金徴収を怠つたもの

(一五八) 同局で、昭和二十六年二月から四月までの間に、中日本興業株式会社外六会社に元名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所外三箇所の銅線くず、鉄くず等推定数量一八二屯を随意契約により五、〇六六、七〇〇円で売り渡し

してゐる。

本件売渡物件は、広大な地域に散在し正確な数量をあらかじめ調査することが困難なため、一応推定数量により契約し、搬出実数量がこれを超過する場合はこれに相当する代金を追徴することとしたものであるが、四月本院会計実地検査の際調査するに、搬出数量は正規の記帳がなく確認もできない状況で、作業現場の手控などによつて集計すると、推定数量に比べ二六一屯余超過するので注意したところ、六月右超過数量に対する代金五、〇六六、四一五円を追加徴収した。

(六) 契約数量をこえて鉄くず等を搬出したもの

(一五九) 近畿、東海両財務局で、昭和二十五年十二月ごろから二十六年五月ごろまでの間に、鉄くず等売渡物件の搬出に當り関係職員が買受人から收賄し共謀の上契約数量を超過して引き渡したるものとして起訴されたものが、左のとおり計一七、四七九、九七六円ある。

財務局	所在地	区分	数量	価額	搬出期間	関係職員	買受人
近畿	枚方市 (元大阪陸軍造兵廠枚方製造所)	鉄くず	四三・五一〇 屯	八七〇、二〇〇 円	二六、四から五まで	山田 某	株式会社豊田鋼管製造所
東海	名古屋 (元名古屋陸軍造兵廠千種製造所)	鑄鉄管等	四〇・一三四	二、一一九、〇七五	二六、四ごろから五ごろまで	同 小島 某	太陽工業株式会社
同	同	ケーブルくず	二七・八二〇	五、一四六、七〇〇	二六、四ごろから五まで	大蔵事務官 奥村某外一名	丸繁産業株式会社

財務局	所在地 (口座名)市	区分	数量	価	格	搬出期間	関係職員	買受人
東海	名古屋陸軍造兵廠千種製造所 (元名古屋陸軍造兵廠)	鉄くず	二九一・八〇〇 屯	三、九四五、一三六	円	二六、三から四まで	大蔵事務官 竹内某外二名	中京金属株式会社
同	同	ケーブルくず	九・八〇八	一、五〇五、一七一		二六、二から五まで	同 奥村某外一名	日豊冶金工業株式会社
同	春日井市 (元名古屋陸軍造兵廠鷹来製造所)	鉄くず	五〇・〇〇〇	六一七、五〇〇		二六、二ごろ	大蔵技官 鬼頭某外二名	中京 会社金属株式
同	豊川市 (元豊川海軍工廠)	ケーブルくず	一一・〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇		二五、二二ごろから二六、三まで	大蔵事務官 船川某外四名	音羽電機株式会社
計			五六二・四九〇・一七	四七九、九七六				

(一六〇) 古軌條を低価に売り渡したるもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売却代

関東財務局で、昭和二十五年九月義合祥建設工業株式会社に東京都大田区所在の古軌條五、二八六米(一九五屯五八二)とその附属品等を随意契約により一、一五二、四五〇円で売り渡したるものがある。

右は、前記会社が同年三月横浜特別調達局と契約した相模兵器廠第三期建物その他改修工事のうち側線増設工事に使用することを条件として売り渡したものであるが、そのうち軌條の売渡価格算定の内容を見ると、型钢の統制額屯当り二二、〇〇〇円から耐用年数を四〇年、本品の経過年数を三〇年ないし四〇年として経年に伴う償却額等を控除し、屯当り三、三二〇円から五、三九〇円総額八四三、六六五円と決定したものである。し

かし、本件のように大体三米以上の軌條で軌條として使用できるものを売り渡す場合は、古軌條の統制額(再生用一級品)屯当り一六、七〇〇円を基準として価格を決定するのが相当であるのに、型钢の新品価格から経年に伴う償却額等を控除し、結局スクラップ程度に近い前記価格で売り渡したのは低価に失するものと認められる。

よ、本件売渡価格を前記統制額屯当り一六、七〇〇円で計算するときは三、二六六、二一九円となり、本件売渡価格との間に二百四十二万余円の開差を生ずる計算である。

なお、買受人が本件古軌條を使用した前記工事の工事費内訳書を見るに、材料費中古軌條の価格は屯当り一七、七五〇円と積算している状況である。

(一六一) 鉛製品の売渡価格低価に失するもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売却代

関東財務局横浜財務部で、昭和二十五年七月昭和電工株式会社川崎工場に神奈川県愛甲郡所在元第二海軍火薬廠荻野工場所属の鉛製タンク等一九個その重量一九屯六を随意契約により価格六〇七、三〇〇円で売り渡したるものがある。

右は、二十一年十二月以降同会社が一時使用中無断でよう解使用したため、これを追認し売渡の処理をしたもので、国有物件の管理当を得ないばかりでなく、価格算定の内容を見るに本品の耐用年数を二〇年、経過年

数を九年とし、その複成価格一、五三七、四二九円から経年償却額八一六、一六九円、欠品見積額一、二三、九六〇円を控除した機械器具としての評価額六〇七、三〇〇円が故鉛としての評価額五七九、三〇二円を超過したので、機械器具としての評価額で売り渡したものである。しかし、右両評価額は本件売渡当時の屯当り市場価格が鉛板八四、〇〇〇円、故鉛七〇、〇〇〇円であるのに、二十四年九月廃止された二十三年八月の統制額鉛板六九、八六〇円、故鉛三六、五〇〇円を基準として評価するなど著しく低きに失するばかりでなく、機械器具としての評価は残存価格をわずか一五%と見積つている計算であつて、本件売渡の予定価格は著しく低きに過ぎ、ひいては売渡価格を低価にしたものと認められる。

いま仮に、本件売渡当時の故鉛の市場価格屯当り七〇、〇〇〇円を基準とし、切断費等を考慮して計算すれば約百二万円となり、本件売渡価格は約四十万円低価に当る状況である。

(一六二) 自動車掛秤量機の売渡価格低価に失するもの

(部) 官業及官有財産収入 (款) 官有財産収入 (項) 官有財産売拂代
近畿財務局で、昭和二十五年十二月駿河製衡株式会社随意契約により二〇屯自動車掛秤量機二台を価格一六〇、〇〇〇円で売り渡したものがあつた。

右売渡価格は、新品価格を一台三〇〇、〇〇〇円とし、部分品の欠及び腐し、よくなる減耗率四五%、経年を八年とする償却額を控除して八〇、〇〇〇円に決定したものであるが、二十六年六月本院会計実地検査の際調査

するに、右物件は二十五年三月まで配炭公団が使用し七月ごろ買受人に引き渡したもので、減耗率四五%は高きに過ぎるものと認め再調査させたところ二〇%程度であり、更に経過年数も二年に過ぎないのに、前記のように多額を減額して低価に処分したのは処置当を得ない。

いま、減耗率を二〇%、経年を二年として売渡価格を算定すれば一台約二十万円となるもので、現に、買受人は買受直後その一台を二七〇、〇〇〇円で他に転売している状況である。

(一六三) 国有財産の売渡に当り処置当を得ないもの

(部) 官業及官有財産収入 (款) 官有財産収入 (項) 官有財産売拂代
四国財務局で、昭和二十六年二月日新産業株式会社に対し、香川県三豊郡元詫間海軍航空隊施設の一部土地一七、七七五坪、建物七棟延二、二四七坪、工作物三個を塩田及び化学製品工場に使用することを条件として隨意契約により価格三、七〇〇、〇〇〇円で売り渡したものがあつた。

右のうち、土地の一部八、五一六坪には、床(厚さ、玉石二尺、割栗石七寸、コンクリート五寸)が施工され現に塩田として使用されているのに、これを価格に算入しなかつたのはその処置当を得ない。

(一六四) 船舶の売渡条件に違背しているのにそのまま放置していたもの

(部) 官業及官有財産収入 (款) 官有財産収入 (項) 官有財産売拂代
中国財務局で、昭和二十四年十月内外運輸産業株式会社に対し、吳市所在元吳海軍軍需部外一箇所所属の給

油船一隻七二屯九七及びえい船六隻計六五五屯五四を港湾運送事業に使用することを条件として随意契約により一六、四〇〇、〇〇〇円で売り渡したものである。

右は、二十五年三月前記船舶のうちえい船五隻を担保として延納を認め、二十六年三月までに一〇、〇〇〇、〇〇〇円が納入されたものであるが、六月本院会計実地検査の際調査したところ、会社は同年二月既に給油船を転売し、又、担保物件であるえい船のうち二隻を借入金の方済のために譲渡し、一隻を無断で解撤に着手している状況であるのに、そのままこれを放置していたのはその処置当を得ない。

なお、前記代金のうち収納遅延となつていた三、〇〇〇、〇〇〇円を七月ようやく収納したが、残額三、四〇〇、〇〇〇円は十月末現在なお収納されていない。

(一六五) 建物の売渡に關し処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売拂代

北九州財務局で、昭和二十三年九月財団法人佐世保済美高等学校に佐世保市所在元佐世保海軍工廠大野工員宿舍の建物二、〇五六坪を随意契約により価格九一八、一二五円で売り渡したものである。

本件は、解体移築の上焼失校舎復興用として使用することを条件とし、売渡当時の財産価格から解体移築費五六〇、二四四円を控除し、前記価格で売り渡したものであるが、二十六年四月本院会計実地検査の際調査するに、買受人は売渡条件に違反して建物を移築することなく二十四年九月以降その一部を工場に貸し付け、

二十六年二月に至りその全部を一、八〇〇、〇〇〇円で転売している。

その 他

(一六六) 差押物件処分委託費の決定に當り処置当を得ないもの

(部)行政部費 (款)大蔵省 (項)稅務署

大阪国税局で、昭和二十五年八月から二十六年三月までの間に、福永某外一名に対し公売業務委託契約による手数料として計五、一九〇、一八七円を支拂つたものがある。

右は、受託者に対し差押物件の保管及び公売業務を委託し、各月の公売代金の一五%相当額又は実費のいずれが多額である金額によつて各月ごとに手数料を支拂うこととし、二十五年八月から二十六年三月までの間の手数料として支拂つたものであるが、契約に當り實際支拂額が実費に比べ著しく上回る場合にこれを制限する何らの取決めをしないで委託手数料の支拂を続けたため、受託者の計算による実費二、三八〇、四三五円に対し二倍余に當る五、一九〇、一八七円を支拂う結果となつたものである。

(造幣庁特別会計)

財務諸表

(一六七) 財務諸表の表示が適確でないもの

第二章 第四節 第四 大蔵省 (一六六一一六七)

造幣庁特別会計の昭和二十五年末の決算整理に当り、貸借対照表中借方、作業資産において過少計上又は計上もれとなつてゐるものが次のとおりある。

(1) 引揚貨幣のうち厘銭は、二十五年三月造幣庁特別会計法の改正により地金の時価で評価すべきであるのに、決算に当り額面価格二四、三八三円のまま地金勘定に計上したため一〇、四二八、一六五円が過少に計上されてゐる。

(2) 金属工芸品ペーパーナイフ外一三八点は、生産品として物品出納簿に受入整理すべきであるのに、簿外品としていたため生産品勘定において二、三六九、〇一四円が計上もれとなつてゐる。

(印刷庁特別会計)

物 件

(一六八) 黄銅板の製造に当り処置当を得ないもの

(款)印刷庁作業費 (項)作業費

印刷庁で、昭和二十五年十二月株式会社玉野製作所に黄銅板二三、八一六疋の加工製造を請け負わせ、その代金として一、四五〇、六八〇円を支拂つたものがある。

右は、二十四年五月及び六月に滝野川工場在庫の電気亜鉛六、〇〇〇疋及び故銅三二、九〇〇疋を官給して加工させ、二十五年三月から十二月までの間に右製品の納入を見たのであるが、十二月二十一日付をもつて正式契約を締結し代金を支拂つたものであつて、このような処理方法は支出負担行為制度に準拠しない取扱であるばかりでなく、その材料の交付量について見ると、黄銅板一屯を製造するには本件交付材料の品質では電気亜鉛四二九疋四、故銅七〇〇疋六計一、二三〇疋を基準とすることが相当と認められるから、契約数量に対しては電気亜鉛五、九三三疋、故銅九、六七九疋で足りたものであつたのに、交付材料の品質の点検が不十分であつたため低純度のものと想定し、その純度を高めるため必要とする歩減り及び経費を見込み、この経費を交付材料の現物で償ふこととして経費分に相当する数量をも含めて前記のような数量の官給取扱をしたものであつて、過大交付と認められるものは電気亜鉛六七疋、故銅二三、二二一疋で、これを交付当時の価格で計算すると両者あわせて百九十七万七千余円となつてゐる。

財 務 諸 表

(一六九) 財務諸表の表示が適確でないもの

印刷庁特別会計の昭和二十五年末の決算整理に当り、貸借対照表中借方、作業資産及び流動資産において過大計上、過少計上又は計上もれとなつてゐるもの、貸方、負債において過大計上となつてゐるものが次のとおりある。

(1) 受注物品に対する前受金を受領したもののうち、既に相当額の生産品を引渡済であるのに、この仕訳整理をしなかつたため、前受金勘定で七、三三八、八九二円、又、一般生産品勘定で六、三八五、六六九円が過大に計上されている。

(2) 滝野川工場で、印刷インキ第三号黒色二一、〇二〇疋の帳簿価額は九、一二二、六八〇円であつたのに、年度首において誤つて九一二、二六八円として受け入れたため、ひいて年度末半製品勘定で三、三九二、九六七円、仕掛品勘定で一三四、九一四円が過少計上となつている。

但し、完成品価格は別途決定の価格で整理されている。

(3) 東京病院における二十五年度分の入院料につき、歳入の徴收決定をしなかつたため未收金勘定で一、〇一八、〇四二円が計上もれとなつている。

(財産税等収入金特別会計)

物 件

(一七〇)
(一七六) 物納財産売渡代金の徴收処置当を得ないもの

(款)財産収入 (項)物納及譲受財産収入

関東外三財務局で、物納財産売渡代金のうち都不動産株式会社外一六名が受領したまま国に納付していない

ものが、昭和二十六年三月末現在な五四、九一六、二四五円ある。

右物納財産売渡代金の徴收処置当を得ないことについては、昭和二十四年度決算検査報告に掲記したところであるが、その後本院会計実地検査の際の調査によると、受託者がこれをほしのままに自己の営業費、貸付金等に流用し又はその使用人が横領消費したものなどが前記多額に上り、その後逐次回収されたが十月末現在なお二九、〇三四、〇三二円が未回収となつており、いま、五十万円以上のものをあげると左のとおりである。

財務局	受 託 者	未回収金額	摘 要
(一七〇) 関 東	都不動産株式会社	八、六三四、二五六	社員、外交員による費消
(一七一) 同	新郊土地建物株式会社	五、四三九、三七一	営業費に充当
(一七二) 同	国際商事株式会社	一、二六五、五五三	同
(一七三) 近 畿	近畿物納不動産株式会社	八、六二〇、三二六	営業費に充当、社員、外交員による費消
(一七四) 同	宝不動産株式会社	三、〇九九、一三三	営業費に充当、貸付金に流用
(一七五) 北 九 州	原 永 組	一、〇二七、八六一	外交員による費消
(一七六) 同	大里測量事務所	八七八、六八一	外交員等による費消
計		二八、九六五、一八一	

(一 般 会 計)

(大蔵省預金部特別会計)

(財産税等収入金特別会計)

不正行為

(一七七) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの
(一三四)

東海財務局外三箇所及び神田外五三税務署で、昭和二十三年七月から二十六年五月までの間に、関係職員により歳入金、歳出金、国有物件等をほしきままに領得されたものが、左のとおり五八件計三五、六一八、五六九円(うち二十六年十月末現在補てんされた額五、〇九三、〇一四円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一七七) 東海財務局	融資課 大蔵事務官 沢田某外三名	二五、一〇から 二六、四まで	一〇、七四二、三五〇円
(一七八) 北九州	小倉出張所 大蔵事務官 磯野某外一名	二四、二から 二五、九まで	一、〇八九、〇八六
(一七九) 南九州	鹿児島財務部鹿屋出張所 所長 大蔵事務官 鶴添某外二名	二三、九から 二六、一まで	一、六五五、八八七
(一八〇) 熊本財務部	大分支部日田管財支所 所長 大蔵事務官 林田某	二三、七から 二五、三まで	一三四、〇〇〇

(一八一) 神田税務署	分任収入官吏 大蔵事務官 林某	二四、八から 二五、四まで	七一六、二四三
(一八二) 京橋	出納員 平田某	二四、七から 二五、二まで	一、〇八七、〇〇〇
(一八三) 世田谷	分任収入官吏 大蔵事務官 齊藤某	二五、五から 二六、七まで	八九、〇八八
(一八四) 八王子	同 小川某	二三、一〇から 二四、六まで	三三四、四七〇
(一八五) 川崎	同 高橋某	二五、四から 二六、二まで	一四四、二七六
(一八六) 千葉	大蔵事務官 今関某外一名	二四、九	九〇〇、〇〇〇
(一八七) 川口	出納員 八幡某外一名	二四、一から 二五、九まで	九一八、七〇二
(一八八) 土浦	同 飯島某	二三、一から 二五、二まで	二七九、〇〇〇
(一八九) 前橋	分任収入官吏 大蔵事務官 渡辺某	二四、一〇から 二五、九まで	二五八、九八六
(一九〇) 中之條	同 山田某	二五、四から 二六、一まで	三五七、二〇〇
(一九一) 東	大蔵事務官 加登某	二四、一から 二六、五まで	一、〇五〇、〇〇〇

第二章 第四節 第四 大蔵省 (一九二二—二〇二)

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一九二) 西 税 務 署	分任收入官吏 大蔵事務官 中藤某外三名	二三年、二から 二四、一まで	一、五〇六、八六一 ^円
(一九三) 天王寺	出納員 伊藤某	二五、四	二七〇、〇〇〇
(一九四) 北	分任收入官吏 大蔵事務官 飯田某	二五、三から 二七まで	一七八、〇〇〇
(一九五) 大阪福島	同同	二三、二から 二四、六まで	五二〇、八三七
(一九六) 西淀川	同同	二四、二から 二四、一まで	八九三、〇六五
(一九七) 東成	臨時雇 市田某	二四、四から 二五、五まで	六六、一〇三
(一九八) 旭	出納員 三浦某	二四、七から 二五、二まで	一四七、三二六
(一九九) 城東	分任收入官吏 大蔵事務官 佐竹某	二四、八	二四〇、六三七
(二〇〇) 東住吉	同同	二四、二から 二五、八まで	一六七、五八〇
(二〇一) 西成	同同	二四、七から 二五、三まで	一八〇、七三七

(二〇二) 富田林	同同	藤本某	二四、一から 二四、四まで	一、三〇一、四一一
(二〇三) 上京	同同	北村某	二四、四	一六六、九三六
(二〇四) 灘	同同	増見某	二三、二から 二四、一まで	一九四、一五六
(二〇五) 尼崎	雇	野瀬某	二四、二から 二五、二まで	一二八、五四五
(二〇六) 吉野	分任收入官吏 大蔵事務官 福山某	福山某	二五、四から 二五、九まで	一二五、二三九
(二〇七) 粉河	同同	守口某	二五、六から 二五、七まで	三三〇、三九二
(二〇八) 新宮	同同	宮本某外一名	二四、三から 二四、七まで	三八八、四五九
(二〇九) 草津	同同	田中某	二四、七から 二五、二まで	一、一九七、一一二
(二一〇) 岩見沢	同同	岡田某	二五、五から 二五、一まで	一三七、七八三
(二一一) 名寄	同同	佐々木某	二五、五から 二五、六まで	八〇、〇三五
(二一二) 仙台北	同同	松村某	二四、八から 二四、九まで	八五、六二三

第二章 第四節 第四 大蔵省 (二〇二—二二二)

庁 名 関係職員

(二二三)	一 関 税 務 署	分任收入官吏 大蔵事務官	佐 渡 某	二四、五 二五、五 二四、五 二五、五	不正行為期間 年 月	一六七、五九八 九三九、〇〇〇	不正行為金額 円
(二二四)	秋 田 南	雇 山 本 某	山 本 某	二四、九 二五、六	九から 六まで	(農地証券の物納価格) 三八八、一二四	
(二二五)	大 館	分任收入官吏 大蔵事務官	阿部某外一名	二四、二 二六、三	二から 三まで	一五四、〇〇〇	
(二二六)	名 古 屋 東	同同	山 下 某	二五、六	二から 六まで	八七八、九七九	
(二二七)	西 尾	同同	柵木某外一名	二四、七 二五、五	七から 五まで	一四一、〇七八	
(二二八)	多 治 見	出納員	玉 樹 某	二四、一 二五、三	一から 三まで	四七八、四二二	
(二二九)	大 野	分任收入官吏 大蔵事務官	中 井 某	二四、七 二五、六	七から 六まで	七五五、六九七	
(二三〇)	海 田 市	同同	富 本 某	二四、一 二五、一	一から 六まで	一五一、八五五	
(三三一)	山 口	同同	塚本某外二名	二四、六 二五、一	六から 一まで	七六七、三四〇	
(三三二)	厚 狭	同同	生本某外一名	二五、三 二六、三	三から 三まで		

(三三三)	岡 山	同同	森下某外一名	二三、一 二四、一	一から 二まで	六四四、四一〇
(三三四)	高 知	雇 出納員	橋 詰 某	二四、九 二五、二	九から 二まで	三三九、五二二
(三三五)	須 崎	同同	浜田某外一名	二四、一 二五、八	一から 八まで	三四〇、一六八
(三三六)	福 岡	分任收入官吏 大蔵事務官	都 甲 某	二五、一 二六、二	一から 二まで	七〇、七五〇
(三三七)	久 留 米	同同	伊 藤 某	二五、八		二六〇、五八〇
(三三八)	八 女	出納員	内 田 某	二五、一 二六、二	一から 二まで	一六三、〇四〇
(三三九)	小 倉	同同	坂 口 某	二五、九		一六三、一九〇
(三四〇)	熊 本	同同	福 島 某	二五、八 二六、一	八から 一〇まで	三五六、三〇〇
(三三一)	玉 名	同同	矢 加 部 某	二五、二 二六、四	二から 四まで	五九、一七五
(三三二)	鹿 兒 島	同同	田 之 頭 某	二四、九 二五、四	九から 四まで	六八、六五一
(三三三)	鹿 屋	分任收入官吏 大蔵事務官	上ノ宮 某	二四、六 二五、六	一から 六まで	一九〇、四九四

庁 名 関係職員

(二三四) 高千穂 税務署 出納員 稲葉 某

不正行為期間

二四、九から
二五、一まで

一一〇

不正行為金額

九七、〇六七
三五、六一八、五六九

是正させた事項

租 税 (二三五)―(五二一)

(二三五) 租税の徴收過不足を是正させたもの
(四九三)

(一般会計) (部)租税及印紙収入 (款)租税
(財産税等収入金特別会計) (款)租税

租税の徴收過不足をきたしていたものに対し、本院会計検査の結果これを是正させたものは、徴收過不足税額一事項五万円未満のものを除き左のとおり徴收不足の分二三五件計一二五、五一九、七一八円、徴收過の分二四件計一八、七九九、八〇一円である。

(一) 徴收不足一事項百万円以上のもの

(二三五) 税務署 年度 税 目 徴 收 不 足
福 岡 二四 法 人 税 三、〇三三、四二八円

(二三六) 同 同 同 二、〇七一、〇六七

(二三七) 鶴 見 二二 戦時補償特別税 一、三四四、六六六

(二三八) 同 二五 所 得 税 一、三二九、九六四

(二三九) 同 二三 同 一、〇九四、九九〇

(二四〇) 玉 野 二五 同 四、七〇八、九〇〇

(二四一) 東 法 人 税 一、九六〇、六三六

概 要

日本酒類株式会社の二十三年十月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正に当つて固定資産の減価償却超過額は七、二七九、四三六円であるのに、これを一、七六五、九三二円としたことに因るもの
新興産業株式会社の二十三年九月から二十四年三月までの事業年度分所得額の決定に当つて雑収入四、〇九〇、〇〇〇円を脱漏したことに因るもの
昭和組造船株式会社の本税申告に当つて相模陸軍造船廠などから受けた仕掛品補償金など二、三四四、六六六円を脱漏したのに、これを更正しなかつたことに因るもの
横浜市上條某の二十四年分所得額の更正に当つて事業所得一、七九八、九三八円などを脱漏したことに因るもの
横浜市立山某が昭和特殊製鋼株式会社から受けた賞與の性質を有する給與三、八〇〇、一八八円などに対する二十二年分所得額を決定しなかつたことに因るもの
三井造船株式会社は二十五年度四月から十一月までの間に支拂つた給與に対する源泉徴收所得税九四、一八一、八五七円は正当の事由なく納付が遅延してゐるのに、これに対する源泉徴收加算税を徴收しなかつたことに因るもの
株式会社壽屋の二十三年十二月から二十四年十一月までの事業年度分所得額の更正に当つて企業再建整備法第三十九條第二項の規定による益金不算入額は二六、九三三、三〇七円であるのに、これを三〇、五三三、二二四円としたことに因るもの

第二章 第四節 第四 大蔵省 (二四二―二四八)

(二四二) 東 税務署 年度 税 目 徴 收 不 足 一、二五四、〇九二円

(二四三) 久留米 所得 税 一、五八七、七九二

(二四四) 同 同 税 一、二〇八、九五一

(二四五) 堺 法人 税 二、二二一、七〇〇

(二四六) 大分 所得 税 一、〇九三、五七〇

(二四七) 南 法人 税 一、九六五、五七三

(二四八) 玉川 所得 税 一、九五五、二五〇

概 要

東洋棉花株式会社の二十二年十月から二十三年三月までの事業年度において損金に計上した非戦災者特別税三、四八、八七二円を否認しなかつたこと並びに二十三年十月から二十四年三月までの事業年度において償却した在外財産一七、二三八、九四二円は二十一年四月において繰越欠損金を在外財産勘定に振り替えたものであるのに、これを否認しなかつたこと及び既往に否認した在外負債等一四、六八三、九六〇円が益金に含まれているのに、これを認容しなかつたことなどに因るもの

久留米市倉田某の二十三年分所得額の更正に當つて日華ゴム株式会社から支拂を受けた配当所得二、八〇〇、〇〇〇円などを脱漏したことによるもの

久留米市倉田某の二十三年分所得額の更正に當つて日華ゴム株式会社から支拂を受けた配当所得一、九八〇、〇〇〇円などを脱漏したことによるもの

大日本セルロイド株式会社二十三年六月から十一月までの事業年度分所得額の更正に當つて企業再建整備法第三十九條第二項の規定による益金不算入額は五、七六〇、五四六円であるのに、これを九、七八一、八一九円としたことによるもの

大分食糧工業株式会社二十三年五月徳丸某に支拂つた賞與の性質を有する給與三、七〇八、五〇〇円に對する源泉徴收所得税を徴收しなかつたことによるもの

三協鉄器株式会社二十二年六月から十二月までの事業年度分所得額の更正に當つて加工利益三、〇二三、九五八円を脱漏したことによるもの

株式会社新東宝が二十五年四月から八月までの間に支拂つた給與に對する源泉徴收所得税七、八二四、四一四円は正当の事由なく納付が遅延しているのに、これに對する源泉徴收加算税を徴收しなかつたことによるもの

(二四九) 遠賀 同 税 一、五二四、九八一

(二五〇) 鹿兒島 相続 税 一、五〇六、三六一

(二五一) 氣仙沼 所得 税 一、四六〇、四一五

(二五二) 岩見沢 同 税 一、三二五、七五五

(二五三) 佐世保 同 税 一、三〇二、七六〇

(二五四) 名古屋西 同 税 一、二六二、八六九

(二五五) 和泉佐野 財産 税 一、一五八、九〇〇

(二五六) 熱海 所得 税 一、一一八、七九七

(二五七) 西 法人 税 一、〇九六、八〇六

計 四〇、五七七、二二三

第二章 第四節 第四 大蔵省 (二四九―二五七)

若松市有田某の二十四年分所得額の更正に當つて事業所得は二、九〇八、一〇〇円であるのに、これを九四〇、〇〇〇円としたことによるもの

鹿兒島市米重某が米重某外四名に贈與した木材など二、九三〇、〇〇〇円に對し二十四年分贈與税を決定しなかつたことによるもの

山一漁業株式会社が二十四年四月千葉某に支拂つた賞與の性質を有する給與二、九九四、七五七円に對する源泉徴收所得税を徴收しなかつたことによるもの

美唄土建工業株式会社が二十二年五月から十二月までの間に支拂つた給與七、一九、四五九円に對する源泉徴收所得税を徴收しなかつたことによるもの

佐世保港灣運輸株式会社が二十三年四月から二十四年三月までの間に支拂つた給與のうち八、六八五、〇六七円に對する源泉徴收所得税を徴收しなかつたことによるもの

愛知県宮崎某の二十四年分所得額の申告に當つて事業所得一、五七九、九六四円を脱漏していたのに、これを更正しなかつたことによるもの

大阪府阪本某の財産税課税価格は一、八五七、二〇〇円であるのに、これを決定しなかつたことによるもの

伊東市稲葉某の二十三年分所得額の更正に當つて事業所得一、二九四、四一三円及び譲渡所得一、五三三、七三二円を脱漏したことなどに因るもの

瀬尾高庄フランズ株式会社二十三年三月から二十五年二月までの事業年度分所得額の更正に當つて仮拂した法人税額一、九九四、一九四円を誤つて所得額から除算したことによるもの

(二) 徴收不足一事項百万円未満のもの(一事項五万円以上のもの)の税務署ごとの集計)

税務署	年	度	税	目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(東京国税局)	(二五八)	麴町	所得税、法人税	六〇〇、四六三	帝国蚕糸株式会社外四名	
	(二五九)	日本橋	所得税	八〇〇、五九一	島村某外四名	
	(二六〇)	京橋	所得税、法人税	一、五九〇、五八六	株式会社国際出版印刷所外六名	
	(二六一)	芝	所得税	一、〇〇一、五七一	奥平某外五名	
	(二六二)	四谷	所得税、法人税、戦時補償特別税	七五一、三一七	株式会社旺文社外三名	
	(二六三)	麻布	所得税	三七五、二三七	株式会社東京尚美堂外一名	
	(二六四)	小石川	所得税、物品税	四二七、二二三	大橋某外三名	
	(二六五)	本郷	所得税	二三八、九二五	山川工業株式会社外二名	
	(二六六)	下谷	所得税、再評価税	二六六、八三〇	遠藤某外二名	
	(二六七)	浅草	所得税	二五二、二九九	古沢某外一名	
	(二六八)	品川	所得税、物品税	一、二一六、六三〇	株式会社福信製作所外三名	
	(二六九)	大森	所得税	二八五、七二〇	鶴野某外一名	
	(二七〇)	世田谷	所得税	二八一、五〇六	飯塚某外一名	
	(二七一)	玉川	所得税	六〇九、〇五二	亀井某外四名	
	(二七二)	目黒	所得税	六八、八三八	森下某	
(二七三)	澁谷	所得税	五八六、九五〇	株式会社東急ベースボールクラブ外一名		
(二七四)	淀橋	所得税、相続税	二八五、六二八	石井某外二名		
(二七五)	中野	所得税	四一四、二六四	株式会社丸井外一名		
(二七六)	杉並	所得税	五四〇、六二〇	加藤某外三名		

税務署	年	度	税	目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(関東信越国税局)	(二七七)	板橋	所得税、取引高税	八一九、八一五	大鹿振興株式会社外二名	
	(二七八)	豊島	所得税	二〇三、九一二	高村紙業株式会社外一名	
	(二七九)	王子	所得税	七七四、二〇〇	日本製紙株式会社	
	(二八〇)	荒川	所得税	六五三、八二九	荒川運送株式会社外五名	
	(二八一)	足立	所得税	五四三、九四六	赤松織物株式会社外二名	
	(二八二)	江東	所得税	七八二、五七六	細田某外七名	
	(二八三)	八王子	所得税、相続税	一九六、八五〇	上野某外二名	
	(二八四)	立川	所得税	四六六、九九四	関口某外二名	
	(二八五)	武蔵野	所得税	七五、二八八	野沢某	
	(二八六)	神奈川	所得税、法人税	三〇一、七九九	山本某外二名	
	(二八七)	鶴見	所得税、戦時補償特別税	一、二八九、七五八	帝国社農芸化学株式会社外二名	
	(二八八)	川崎	所得税	二七四、九〇六	東京造機株式会社外一名	
	(二八九)	横須賀	所得税	一五七、五九四	石渡某外一名	
	(二九〇)	小田原	所得税	二二五、二九六	亀井某外一名	
	(二九一)	千代田	所得税	二七三、九〇〇	関東電気工事株式会社	
	(二九二)	松戸	所得税	四〇一、一九〇	染谷某外四名	
	(二九三)	市川	所得税、相続税	四一九、〇九八	渡辺某外一名	
	(二九四)	木更津	所得税	六三、六七五	中村産業株式会社	
	(二九五)	館山	所得税	六〇、〇〇〇	鈴木某	
	(二九六)	浦和	所得税	一二九、二〇九	星野某	
	(二九七)	川口	相続税	一七一、九三〇	大野某外一名	
	(二九八)	行田	所得税	六八、一〇五	清水某	
	(二九九)	水戸	法人税	六五、八五七	吉藤商事株式会社	
	(三〇〇)	宇都宮	所得税	七三、九四七	前田某	

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三〇一—三三二)

稅務署 年 度 稅 目

一 二 六

(三〇一)	鹿沼	二四、二五	所得稅	二四四、七一九	納稅義務者(又は徵收義務者)
(三〇二)	佐野	二四	所得稅	五六、七二四	金谷某外二名
(三〇三)	高崎	二四、二五	同	一九一、六〇〇	吉田某
(三〇四)	中之條	二四	相統稅、再評價稅	五九、四六五	森田某外一名
(三〇五)	岩村田	二四	所得稅	一六三、二二〇	千川工業株式會社
(三〇六)	諏訪	二五	同	五六、七〇六	菊地某
(三〇七)	上田	二四	同	九一、九一五	株式會社佐壽中商會
(三〇八)	三條	二四	法人稅	一一七、五一一	上田第二木材合資會社
(三〇九)	長岡	二四	所得稅、相統稅	四二三、九二〇	土田某外一名
(三一〇)	東	二四	同	一、二二一、四二三	株式會社田村商會外三名
(三一〇)	大阪國稅局	二四	法人稅	五四六、八九一	武田藥品工業株式會社外一名
(三一〇)	西	二四、二五	所得稅、法人稅	一四四、四八七	富島自動車運送株式會社外二名
(三一〇)	南	二四	法人稅	六一九、七四二	不易糊工業株式會社
(三一〇)	天王寺	二五	同	六九三、一二六	株式會社小林紙製品工業所
(三一〇)	大阪福島	二四、二五	所得稅	三八五、八二一	三興紙業株式會社外一名
(三一〇)	此花	二四	同	五四、九九九	大阪鐵板製造株式會社外二名
(三一〇)	旭川	二四、二五	法人稅	二一六、八九〇	株式會社帝國機械製作所
(三一〇)	城東	二四	所得稅	一二四、六八五	片岡某外二名
(三一〇)	東住吉	二三	同	二二七、九七三	旭粧脂化學工業株式會社外一名
(三一〇)	淀川	二五	所得稅、法人稅	二七二、四四一	龜井某
(三一〇)	泉大津	二四	法人稅	七八八、三六二	カトボンペーパー株式會社外二名
(三一〇)	布施	二四、二五	所得稅、法人稅		宮内油業株式會社

(三三三)	八尾	二四	法人稅	八二、七一一	對滿藥品工業株式會社
(三三四)	中京	二四	所得稅	一〇〇、〇〇〇	串本某
(三三五)	左京	二五	同	二四五、二六六	小沢某
(三三六)	宮津	二五	法人稅	七八、九三三	株式會社大内啓治商店
(三三七)	舞鶴	二四	所得稅	五四、九一二	大和工藝株式會社
(三三八)	神戶	二三、二四	同	二五九、七五一	成川某外一名
(三三九)	灘	二四	所得稅、法人稅	六九五、七六八	石井某外二名
(三三九)	須磨	二四	所得稅	一一一、七一一	原田某
(三三九)	兵庫	二五	法人稅	三〇八、三七六	日本發動機株式會社
(三三九)	西宮	二四	同	八三、九九八	大和化學工業株式會社
(三三九)	伊丹	二四	同	三五六、三八八	池方精機工業株式會社外一名
(三三九)	明石	二四	所得稅	二一八、一六〇	若林某
(三三九)	龍野	二三、二四	所得稅	二七三、四一五	神戸燐寸株式會社
(三三九)	和田	二四	所得稅、法人稅	二八〇、四七五	川井某外一名
(三三九)	和歌山	二四	所得稅	七四、八一八	平井某
(三三九)	奈良	二四	所得稅	六七二、一四〇	小阪某外二名
(三三九)	和歌山	二四	所得稅、相統稅、再評價稅	一〇八、〇二五	吉村某
(三三九)	粉河	二三	同	五三、一九〇	田端某
(三三九)	御坊	二四	相統稅	五二、六〇〇	山口某
(三三九)	新宮	二四	所得稅、法人稅	一四四、四八八	三興商事株式會社外一名
(三三九)	近江八幡	二四、二五	所得稅	五六、五七〇	大橋某
(三三九)	彦根	二四	法人稅	九八、四一九	合資會社井筒屋商店
(三三九)	長浜	二五	所得稅	八〇二、七二三	中山某外七名

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三三三—三四五)

(札幌國稅局)

所得稅

一 二 七

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三四六―三六六)

事務所	年	度	税目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(三四六) 石狩	二五		所得税、法人税	二五三、三四三	石狩木材工業株式会社外一名
(三四七) 函館	二四、二五		所得税、法人税、相統税	五一七、四五一	株式会社宮前造船鉄工所外三名
(三四八) 渡島	二五		所得税	四五二、四八二	日本セメント株式会社外二名
(三四九) 小樽	二五		所得税、相統税	二九〇、九六〇	有限会社昭和造船所外二名
(三五〇) 岩見沢	二五		所得税	五四七、八六八	小谷某外五名
(三五一) 滝川	二五		所得税	三九〇、七五〇	油谷鋳業株式会社外二名
(三五二) 旭川	二四、二五		所得税	五〇一、〇二九	共立油脂工業株式会社外二名
(三五三) 帯広	二四、二五		所得税、法人税、相統税	四一八、四一二	株式会社十勝ハムいろは商會外二名
(仙台国税局)					
(三五四) 仙台北	二四、二五		所得税、法人税	五九〇、〇四二	熊谷某外三名
(三五五) 塩釜	二四		所得税	二二九、七三〇	株式会社福宮商會外二名
(三五六) 石巻	二四		所得税	四四六、六八三	北上林産商事株式会社外二名
(三五七) 宮古	二五		所得税	三六四、六九九	津軽石村漁業會外二名
(三五八) 若松	二五		法人税	一八四、九九二	株式会社石堂園茶舗
(三五九) 秋田	二四		相統税、再評価税	二一三、三七〇	辻某外二名
(三六〇) 秋田	二四		法人税	一三〇、四六〇	秋田港湾運送株式会社
(三六一) 大曲	二四		所得税	五五、〇〇〇	合名会社榎田本店
(三六二) 横手	二四		所得税	七三、四三〇	伊藤建設工業株式会社
(三六三) 青森	二四		所得税	二二四、一三八	堀内某外一名
(三六四) 八戸	二四		所得税	九八、五七四	八戸港湾運送株式会社
(三六五) 山形	二五		相統税	一〇〇、六〇〇	長谷川某
(三六六) 酒田	二五		所得税	五六四、六七〇	小川某外一名

事務所	年	度	税目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(三六七) 鶴岡	二四		取引高税	六〇、〇〇六	大同電気株式会社
(三六八) 米沢	二四		取引高税	二二七、六五一	米沢商事株式会社
(名古屋国税局)					
(三六九) 名古屋東	二三		所得税、相統税	三七九、七二六	神谷某外一名
(三七〇) 名古屋西	二二、二四		所得税、法人税	四三五、九五二	渡辺某外一名
(三七一) 名古屋中	二四		所得税	五八四、九九五	株式会社美濃文製作所外六名
(三七二) 昭和	二五		所得税、再評価税	七九四、四九九	竹田某外一名
(三七三) 熱田	二五		法人税	七七五、五〇〇	広瀬合名会社
(三七四) 尾張瀬戸	二四、二五		所得税	四五三、一四七	宮崎某外二名
(三七五) 一宮	二四		所得税、相統税	五三三、二三八	磯部某外五名
(三七六) 津島	二四		所得税	一一二、〇八五	安達某
(三七七) 半田	二三、二四、二五		所得税	六五四、九三二	杉田某外三名
(三七八) 西尾	二四、二五		所得税、相統税	一、二五七、八九七	大河内某外八名
(三七九) 岡崎	二三		所得税	一三五、五五七	安田某
(三八〇) 豊橋	二四		所得税、取引高税	五四一、五七〇	夏目某外五名
(三八一) 清水	二三、二四		法人税、相統税	七三六、九七八	清水麻袋株式会社外三名
(三八二) 下田	二三		相統税	二二三、六〇〇	河津某
(三八三) 熱海	二四		所得税	五〇、六五〇	杉山某
(三八四) 島田	二四、二五		所得税	五一四、一四九	大井川向谷木材株式会社外五名
(三八五) 磐田	二四		相統税	一二五、六八〇	大見某
(三八六) 浜松	二三、二四		所得税	五六一、五三〇	馬淵某外三名
(三八七) 津名	二五		所得税	七六、九九六	合名会社三藤紙店
(三八八) 桑名	二四		相統税	三四六、五〇〇	桑原某
(三八九) 木本	二三、二三、二四		所得税	六三八、八九四	株式会社五郷共栄木材組合外四名

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三六七―三八九)

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三九〇―四一〇)

税務署	年	度	税	目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(三九〇) 岐阜北	二四、二五		所得税、法人税		八三八、八二三	丸佐株式会社外五名
(三九一) 岐阜南	二四、二五		所得税、法人税、相続税		四八八、七七七	武藤醸造株式会社外三名
(三九二) 大垣	二四		所得税		四五五、六五〇	外村某外一名
(三九三) 関	二二		戦時補償特別税		一七六、七五五	宮川某外一名
(三九四) 郡上	二四		所得税、相続税		二三三、七九二	木村某外一名
(三九五) 多治見	二四		所得税		三〇五、七一〇	加藤某
(三九六) 中津川	二四		同		八七、二二四	有限会社山川製陶所
(金沢国税局)						
(三九七) 金沢	二四、二五		所得税、法人税		三七八、三七七	上田工業株式会社外一名
(三九八) 小松	二四		相続税		三二六、八二〇	白尾某
(三九九) 福井	二四		所得税		一二四、六八三	高山某外一名
(四〇〇) 三野	二五		所得税、法人税		五六五、三六三	白崎某外二名
(四〇一) 大野	二四		所得税		三七八、八八五	酒清織物株式会社外一名
(四〇二) 富山	二五		相続税		五二、六〇〇	三浦某
(四〇三) 富山	二五		所得税		九一、四〇〇	株式会社北日本新聞社
(広島国税局)						
(四〇四) 広島東	二四、二五		所得税、法人税		三六一、三三〇	藤堂某外四名
(四〇五) 広島西	二四、二五		所得税、物品税		一、二二〇、八三〇	田村某外五名
(四〇六) 廿日市	二四、二五		所得税		六三六、七二二	株式会社陽明社外三名
(四〇七) 吳	二五		同		一六三、六三五	海生某外二名
(四〇八) 海田市	二五		同		八一、〇〇〇	高尾某
(四〇九) 吉田	二五		同		二五五、〇八〇	横山某
(四一〇) 吉田	二五		同		一一八、七〇〇	藤川某

年	度	税	目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(四一一) 西條	二三		相続税	一八九、二二〇	平田某
(四一二) 尾道	二四		同	二〇三、五〇〇	住田某外一名
(四一三) 山口	二四、二五		所得税、法人税	二六六、一二九	藤井某外一名
(四一四) 山口	二四		所得税	五三、五五〇	八木某
(四一五) 山国	二三		同	五七、五九六	山崎某
(四一六) 柳井	二四		同	一一二、〇四〇	中司某外一名
(四一七) 徳山	二二、二四		所得税、法人税	三六六、八〇一	松下某外二名
(四一八) 光	二二、二四		所得税、戦時補償特別税	四〇三、二二二	ツルバ建設株式会社外一名
(四一九) 防府	二四		所得税	五四四、六三二	吉田某外四名
(四二〇) 厚狭	二四、二五		所得税	一一三、三二八	合資会社田辺孝三酒造場
(四二一) 宇部	二五		所得税、相続税、再評価税	三三六、八〇八	仲林某外三名
(四二二) 萩	二四、二五		同	九一五、九四六	安徳某外三名
(四二三) 岡	二四、二五		同	九〇、六〇〇	日本通運株式会社
(四二四) 岡	二四、二五		同	二九九、五五四	山本某外三名
(四二五) 兒島	二四		法人税	三二四、一一八	尾崎興業株式会社外一名
(四二六) 玉野	二四		所得税	九二、六八一	藤原某
(四二七) 倉敷	二四		同	七六、〇三五	寺山某
(四二八) 津山	二四、二五		同	四八七、四六二	有限会社美作探炭鉱業社外一名
(四二九) 鳥取	二四、二五		同	二〇二、七八二	村上某外一名
(四三〇) 松江	二四、二五		同	七五八、五三一	玉水堂薬品株式会社外四名
(高松国税局)					
(四三一) 大洲	二三		物品税	四〇一、二二九	大洲製紙株式会社
(四三二) 徳島	二三、二五		所得税	二〇六、五三一	真鍋産業株式会社外一名
(四三三) 徳島	二三		法人税	三三一、〇二三	筒井製糸株式会社
(四三四) 富岡	二五		所得税	七二七、四六六	牟岐線通運株式会社

第二章 第四節 第四 大蔵省 (四一一―四三四)

第二章 第四節 第四 大蔵省 (四三五―四五五)

一三三二

税務署	年	度	税目	徴收不足	納税義務者(又は徴收義務者)
(四三五)	高	知	戦時補償特別税	一〇〇、〇〇〇	片岡某外一名
(四三六)	須	崎	法人税	三〇七、八七一	ハヤシ産業株式会社
(四三七)	福	岡	所得税、相統税、再評価税	三、八八〇、四〇〇	株式会社古賀製作所外一六名
(四三八)	博	多	所得税、相統税	一、四四四、一五六	生田某外六名
(四三九)	香	椎	所得税	一三八、〇四五	三浦某
(四四〇)	筑	紫	同	七三、五二四	阿部某
(四四一)	八	幡	同	一、六三三、九七五	九州築炉工業株式会社外二名
(四四二)	遠	賀	同	九一〇、二二三	小玉某外四名
(四四三)	田	川	同	三〇〇、一〇〇	共同石炭鉱業株式会社
(四四四)	飯	塚	所得税、相統税	一、六一七、二一四	野見山某外六名
(四四五)	久	留	所得税、再評価税	一、九五九、六〇七	倉田某外四名
(四四六)	大	牟	所得税	一四四、九八一	執行某外一名
(四四七)	小	倉	同	二六八、八七七	上村某外一名
(四四八)	門	司	同	一一一、七三〇	吉田某外一名
(四四九)	長	崎	同	一、三五五、四九六	長崎船舶整備株式会社外一名
(四五〇)	諫	早	法人税	一一四、〇二一	山崎土建株式会社
(四五一)	佐	保	所得税	一五〇、五二〇	青木産業株式会社外一名
(四五二)	島	原	同	一八三、三九五	長池某外一名
(四五三)	福	江	同	九九五、〇四三	耕田水産株式会社外三名
(四五四)	佐	賀	同	四三三、一一四	古賀某外三名
(四五五)	武	雄	同	一五七、八一〇	中島某

(熊本国税局)

(四五六)	熊	本	所得税	一、九六六、二〇〇	我妻某外八名
(四五七)	宇	土	同	一三〇、七七九	西海酒造合名会社
(四五八)	玉	名	同	一〇三、四四二	城北煉炭工業株式会社
(四九九)	山	鹿	同	九二、〇五〇	馬場某
(四六〇)	限	府	相統税	九三、七三〇	岩下某
(四六一)	宮	地	所得税	一〇〇、七二二	城井某
(四六二)	天	草	法人税	八〇、一一四	原水産株式会社
(四六三)	大	分	所得税、法人税	七一八、五六八	日本建設工業株式会社外二名
(四六四)	別	府	再評価税	八六、八四〇	藤井某
(四六五)	中	津	所得税	二六一、〇四九	朝日林業株式会社外一名
(四六六)	宇	佐	同	三〇〇、六四三	長洲漬物食品有限会社外一名
(四六七)	豊	高	同	一五九、六六五	金谷製蠟工業株式会社外一名
(四六八)	鹿	島	所得税、相統税	六二〇、四九五	前村某外一名
(四六九)	伊	集	所得税	八四、八二一	松元某

(三) 徴收過一事項百万円以上のもの

税務署	年	度	税目	徴收過
(四七〇)	福	岡	法人税	一〇、一八七、九一一
(四七一)	久	留	米	四、四四四、七一一
計				一四、六三三、六二二

第二章 第四節 第四 大蔵省 (四五六―四七一)

一三三三

久恒鉱業株式会社の二十三年十月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正に当つて超過留保額がないのに、誤つてこれを二、九七二、六一一円として同族会社の加算税規定を適用したことに因るもの

日華ゴム株式会社の二十三年十月から二十四年九月までの事業年度分所得額の更正に当つて仮拂金勘定に計上した法人税、非戦災者特別税計一四、八〇九、五四九円を誤つて否認したことなどに因るもの

(四) 徴收過一事項百万円未満のもの(二事項五万円以上のもの)の税務署ごとの集計

税務署	年度	税目	徴收過	納税義務者(又は徴收義務者)
(東京国税局)	(四七二)	江戸川	二五	東洋亜鉛株式会社
	(四七三)	横浜中	二二	池田木工株式会社
	(四七四)	小田原	二五	牧野織維合資会社
(関東信越国税局)	(四七五)	館山	〃	伊沢某
	(四七六)	甲府	〃	山梨県水産物荷受商業協同組合
(大坂国税局)	(四七七)	熊谷	二五	坂田某
(札幌国税局)	(四七八)	峯山	二四	丹後織物協栄有限公司
	(四七九)	上郡	二五	株式会社播磨造船所
(札幌国税局)	(四八〇)	岩見沢	二四、二五	日興建設工業株式会社外一名
	(四八一)	釧路	二五	株式会社丸三鶴屋
(仙台国税局)	(四八二)	赤湯	二五	石岡某
(名古屋国税局)	(四八三)	名古屋東	二四	愛知セロハン株式会社
(名古屋国税局)	(四八四)	名古屋中	二五	興和紡績株式会社
	(四八五)	一宮	〃	有限会社木村鉄工所
(広島国税局)	(四八六)	山口	二五	株式会社能美順天堂

(福岡国税局)

(四八七)	福岡	二五	法人税	三〇六、六一八	西九州石炭株式会社外一名
(四八八)	博多	〃	法人税	一〇一、六三三	株式会社貝印石油博多発売所
(四八九)	小倉	二四	同	二〇〇、三二一	合資会社池田大盛堂
(四九〇)	長崎	二五	所得税	三一六、〇七五	合資会社中島伍平商店
(四九一)	諫早	〃	所得税	二二八、三二七	株式会社諫早温仙堂
(熊本国税局)					
(四九二)	臼杵	二四	所得税	一一六、五〇〇	中野某
(四九三)	宮崎	〃	法人税	一六七、二九一	合名会社日米商会
計				四、一六七、一七九	

(四九四) 源泉徴收所得税の未徴收分を徴收させたもの

(一般会計) (部)租税及印紙収入 (款)租税

源泉徴收所得税の未納付があるときは徴收義務者から遅滞なくこれを徴收すべきであるのに、事務整理不十分等のため徴收を遅延しているものが多く、本院会計検査の結果徴收させたものは、未納付税額一事項五万円未満のものを除き総額九八、八四二、一七二円であつて、そのうち一税務署税額百万円以上のものは左のとおり二四件計八二、〇八八、八〇二円である。

税務署	徴收義務者	支拂期間	支拂総額	未納付税額
(東京国税局)	株式会社毎日新聞社外一八名	二四年七月二五、五	一三三、五〇九、二四〇円	一七、一一二、四二七円
(四九四)	麴町			

税務署	徴收義務者	支拂期間	支拂総額	未納付税額
(四九五)	小石川 株式会社日本婦人新聞社外一四名	二四、九―二五、三	一七、〇二八、四〇二	一、九五八、八九四
(四九六)	玉川 株式会社新東宝	二四、三―二五、二	一三、七六八、八五二	二、八三四、六九〇
(四九七)	澁谷 株式会社東急ベニスボールクラブ 外三名	二五、六―一	五、四四八、六四一	一、二五六、四七五
(四九八)	王子 二葉株式会社外九名	二五、二―一	六四、一九九、一五六	九、二一九、三一八
(四九九)	立川 東京重機工業株式会社外三名	二五、一―五	三一、四二六、五一五	二、五四二、八二二
(五〇〇)	横須賀 横須賀運送株式会社外五名	二四、六―二五、五	一二、一三七、七四五	一、〇〇二、九五八

(大阪国税局)

(五〇一)	西成 大阪書籍株式会社外六名	二五、一―四	二五、九二三、九六二	二、八八五、三三六
(五〇二)	舞鶴 大和工芸株式会社外四名	二五、六―一	四一、四九五、五九八	三、四〇九、一二三
(五〇三)	兵庫 株式会社神戸新聞社外二名	二五、七―一	三四、四五六、〇一一	三、六三六、九四七

(札幌国税局)

(五〇四)	函館 函館海陸運輸作業株式会社外一名	二四、四―二五、一	四三、八一二、五四八	四、三七一、七三一
(五〇五)	岩見沢 北辰建設株式会社外六名	二四、五―二五、五	二〇、三九三、八七三	一、九八一、六一〇

(仙台国税局)

(五〇六)	宮古 岩手窯業鉦山株式会社	二五、七―二六、一	一八、七四八、八二三	一、〇三四、三四七
(五〇七)	秋田北 東北製綱株式会社外二名	二五、一―二六、一	一五、六六八、三八〇	一、一四五、一六四
(五〇八)	新庄 東北興業株式会社外三名	二四、二―二五、四	二四、七二七、五一一	一、一八一、三四三

(名古屋国税局)

(五〇九)	中川 株式会社土井鉄工所外三名	二五、八―一二	五〇、六五九、一七九	四、九〇三、七九七
(五一〇)	島田 株式会社大井川機器製作所外四名	二五、一―一一	四八、二三五、一七九	三、一七一、〇〇一

(広島国税局)

(五一一)	広島東 株式会社中国新聞社外四名	二四、二―二五、五	五二、五〇四、六八二	五、九九一、三七四
(五一二)	廿日市 昭和金属工業株式会社外三名	二四、二―二五、五	二八、六九〇、九三八	二、六〇七、九六七
(五一三)	宇部 理研金属株式会社外四名	二四、一―一五	一六、六八九、八六八	一、九四七、三二八
(五一四)	玉野 玉野市生活協同組合外二名	二五、八―一二	一〇、九〇四、五七八	一、〇四六、六四一
(五一五)	松江 島根貨物運送株式会社外八名	二四、一―二五、一〇	三七、六〇〇、二二六	二、〇六六、四三〇

(福岡国税局)

(五一六)	博多 九建工業株式会社外一名	二五、三―二六、二	二六、九四二、三三三	二、〇九〇、七一七
(五一七)	飯塚 原口鋳業株式会社外一三名	二四、九―二六、一	三七、二七一、五五八	二、六九〇、三六二
計			八一、二二三、七九八	八、二、〇八八、八〇二

(延滞金の未徴收分を徴收させたもの)

(一般会計) (部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金
延滞金の未徴收のままになつてゐるものに対し、本院会計検査の結果徴收させたものは一事項五万円未満のものを除き

左のとおり四件計五六三、四四〇円である。

税務署	年度	徴收不足	納付義務者
(東京国税局)			
(五二八) 芝	二四	六一、〇〇〇円	東光電気株式会社
(大阪国税局)			
(五一八) 東	二四	二〇五、六三〇	田辺製薬株式会社
(五一九) 中	二三	一一〇、七二〇	日本新薬株式会社
(五二〇) 龍	二四	一八六、〇九〇	合名会社三徳機械製作所
(五二一) 計		五六三、四四〇	

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十四年度決算検査報告第五章第四節第二掲記の分(昭和二十二年度決算検査報告第五章第二節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十四年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は昭和二十二年度決算検査報告の番号を示す。)

一三七頁(一九五) 国有物件の貸付料及び売拂代金の収入に当り措置当を得ないもの

東京外七財務局 二十三年度末収納未済額九八、八七二、〇一四円のうち、三二、四五四、二三六円についてはまだ収納の報告に接していない。

第五 文 部 省

不 当 事 項

(一) 一般会計)

未 收 金

(五二二) 病院収入の取扱当を得ないもの

(五二三)

(部)官業及官有財産収入 (款)官業収入 (項)病院収入

(五二三) 名古屋大学医学部附属病院で、昭和二十四年九月から二十六年五月までの間に、愛知県社会保険診療報酬支拂基金事務所などから支拂を受けた病院収入二〇、八九七、五二〇円を直ちに日本銀行に拂い込むことなく市中銀行に預け入れ、その預金利子七六、三五五円のうち六六、五三四円を二十四年度以前の病院収入の収納未済額に充当したものである。

又、前記基金事務所から支拂を受けた病院収入を支拂を受けた都度その総額を日本銀行に拂い込まなかつたりしていたために、二十四年二月から二十六年五月までの間に支拂を受けた額と日本銀行に拂い込んだ額との間に一一八、二七〇円の不符があり、亡失金として処理したがその原因が明らかでない。

(五二三) 京都大学結核研究所で、昭和二十三年七月ごろから二十六年四月までの間に、病院収入のうち一、二三一、〇九七円を日本銀行に拂い込むことなく、職員に対する貸付金、土地購入費補足、接待費等に使用したも

のがある。

予算経理 (五二四)―(五二九)

(五二四) 予算をこえて薬品類を購入したもの

(部)教育文化費 (款)直轄学校費 (項)直轄学校

予算をこえて医学部附属病院用の薬品類を購入し、その代金を翌年度に支出したものが、本院会計実地検査の結果判明しただけでも左のとおり北海道外四大学分計一三、九二七、九二六円ある。

学 校 名	昭和二十四年度で購入し二十五年度予算で支出したもの	二十五年度で購入し二十六年で予算で支出したもの
北海道大学	六六四、六五八	二、三九〇、一九四
千葉大学	一、二〇一、六九六	三、五四六、四六五
東京大学		二、二六六、一九二
信州大学		三、八五八、七二〇
京都大学		二、〇六一、五七二
計	一、八六六、三五四	

(五二五) 経費の年度区分をみだつたもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)文教施設費

(五二五) 名古屋大学で、医学部附属病院B病棟、渡廊下新営その他二件の工事が年度内に完成したものととして、請負代金の全額九、二七三、〇〇〇円を支出したが、年度内の出来高は七〇%程度に過ぎなかつたものである。

(五二六) 熊本大学で、医学部附属病院棟外三件新営工事が年度内に完成したものととして、請負代金の全額一四、二三〇、〇〇〇円を支出したが、年度内の出来高は六五%程度に過ぎなかつたものである。

(五二七) 補助金の交付に当り処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)文教施設費 外一科目

公立学校その他施設の整備又は災害復旧等に対する補助金は、当該年度内に完成することを条件として交付するもので、年度内完成に至らないときは予算繰越をすべきであるのにその手続を経ず、当該年度末に又は年度をこえた四月に至り、まだ事業主体である地方公共団体が工事に着手さえしていなかつたものに全額補助金を交付した事例が多かつたので、これについては昭和二十二、二十三、二十四各年度の決算検査報告に掲記したところであるが、二十五年分についても、本院会計実地検査により判明した同様の事例がなお左のとおり愛知外二県で一二校分計一四、六三七、一〇〇円ある。

支出庁	事業主体	工 事 内 容	補 助 金	支出年月
(五二七) 愛知 県	愛知県外二市	豊橋盲学校外五校建物整備	八、三六九、五〇〇	二六、二

支出行	事業主体	工 事 内 容	補 助 金	支 出 年 月
(五二八) 長 崎 県	佐世保市	山澄中学校建物整備	三、八二三、八〇〇	二六、三月
	長 崎 県	諫早農業高等学校校建物災害復旧	六七八、〇〇〇	〃
(五二九) 熊 本 々	荒尾市外一村	荒尾第四中学校外一校建物整備	八六一、一〇〇	〃
	荒尾市外一村	荒尾第四小学校外一校建物災害復旧	九〇四、七〇〇	四
計			一四、六三七、一〇〇	三

既往年度決算検査報告掲載事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節掲記の分

一〇二頁(四五二) 病院収入の徴収に当り処置当を得ないもの

東京大学外一八箇所 収納未済額二三三、五二七、三二七円のうち、一九、三三二、二〇一円については二十六年三月末現在まだ収納の報告に接していない。

第六 厚 生 省
不 当 事 項

(一) 般 会 計)

未 収 金 (五三〇)―(五三二)

(五三〇) 超過補助金の回収を遅延しているもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金
厚生省で、昭和二十一年度から二十四年度までの間に、北海道外二四県に対し交付したそ族こん虫駆除実施費補助金のうち、補助超過となつていものが五二、七八二、二五一円ある。
右補助金は、各年度終了後すみやかに精算しその補助超過額を国庫に返納させなければならないのに、二十五年末においてもその徴収決定さえしていない。

(五三一) 病院収入の取扱当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官業収入 (項)病院収入
国立宮崎療養所分院国立日向療養所で、昭和二十五年三月から九月までの間に、宮崎県社会保険診療報酬支拂基金事務所から支拂を受けた三三七、八〇四円及び同所分任収入官吏が窓口で収納した一〇六、九〇一円計四四四、七〇五円の診療収入金を直ちに日本銀行に拂い込むことなく、市中銀行の普通預金とし又は現金で保有し、これを五月から二十六年四月までの間、食糧費、旅費、図書購入費などに流用し又は職員に対し貸し付け

ていたものがある。

(五三二) 国の負担金が超過交付となっているもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金

神奈川県で、公共団体である県に対し、昭和二十四年十月及び二十五年一月、二十四年度性病予防費負担金として三、六九四、四九〇円を交付しているが、二十六年九月本院会計実地検査の際調査したところ、国の負担金は一、〇六九、五四九円で足り、差引二、六二四、九四一円が超過交付となっている。

予算 経 理 (五三三)―(五三九)

(五三三)

架空の名義により支出したもの

(五三四)

(部)行政部費 (款)厚生省 (項)厚生本省

(五三三) 厚生省(統計調査部)で、昭和二十五年十一月から二十六年二月までの間に、架空の賃金の名義により一、九六五、〇四〇円を支出し、これを超過勤務手当、会議費、接待費などに使用したものがある。

(部)保健衛生費 (款)医療施設費 (項)国立結核療養所

(五三四)

国立療養所大湊病院で、昭和二十四年七月から二十五年四月までの間に、架空の名義により又は正当支拂額に付掛して物品購入代等一、〇一七、八五〇円(うち二十四年度分九〇九、二五〇円)を支出し、これを修繕

費、接待費、職員の慰安費などに使用したものがある。

(五三五)

補助金の交付に当り処置当を得ないもの

(五三九)

(部)社会及労働施設費 (款)救済保護費 (項)児童保護費

(五三五) 宮城県で、昭和二十六年三月公共団体である県に対し、二十四年度児童保護費補助金(措置費の分)の精算不足額として八〇〇、〇〇〇円を交付しているが、二十六年六月本院会計実地検査の際調査したところ、右精算の補助基本額には八三〇、一二二円が実際の支出額以上に計上されている外、計算の誤りなどがあるのに精査することなく前記金額を交付したため、結局三〇四、四四二円が補助超過となっている。右の外、同費補助金に対する本院会計実地検査の結果補助超過となっていたものが大阪府において四五四、七七六円、岩手県において四一二、三九四円ある。

(部)社会及労働施設費 (款)救済保護費 (項)生活保護費 外二科目

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)厚生施設費 外一科目

(五三六)

新潟外三県で、児童福祉法、生活保護法などによる各種施設費を事業主体である地方公共団体において

(五三九)

まだ年度内に工事に着手さえしていなかったものに対し、年度末又は年度をこえた四月に至り補助金の全額を交付したものが左のとおり四件計二一、九九九、九八〇円ある。

第二章 第四節 第六 厚生省 (五三六―五三九)

一四六

支出庁	設置主体	施設	内容	補助金	支出年月
(五三六)	新潟県	新潟市	引揚者住宅	一、四五七、〇〇〇円	二六、四月
(五三七)	愛知県	豊橋外一市	養老院、引揚者住宅	四、九〇八、〇〇〇	〃
(五三八)	兵庫	兵庫県外二市村	診療所、引揚者住宅、保健所、母子寮	一〇、〇〇二、三〇〇	〃
(五三九)	徳島	小松島外一町	引揚者住宅、母子寮	五、六三三、六八〇	〃
計				二一、九九九、九八〇	四三

(厚生保険特別会計)

本会計においては、財務諸表を歳入歳出決算に添附していないが、これを添附する処置を講じて明確な損益を表示することが望ましい。

厚生省で作製した昭和二十五年各勘定財務諸表によれば、(1)健康勘定においては、前年度繰越利益二億八千四百余万円をあわせ七億三千九百余万円の利益となつては、被保険者資格を喪失した者に対し翌年度以降支拂うことになる保険給付費を考慮するときはむしろ欠損を示すものと認められ、(2)年金勘定においては、前年度繰越利益二百五十三億四千百余万円をあわせ三百八十四億九千八百余万円の利益となつては、責任準備金を考慮していない計算であつて、すみやかに責任準備金の計算をする必要がある。

又、本会計の年間経理の状況を見るに、健康勘定においては、支拂元受高を著しく超過して支出したものの、年

金勘定の支拂元受高を正規の手續によらず一時使用したものの、翌年度の歳入を財源として保険給付をしたものなどがあり、なお、年度末において保険給付の未拂となつては十二億七千七百余万円に上つては、状況で、すみやかに收支の均衡を図り支拂未済額を解消できるような処置を講ずることが望ましい。

予算経理

(五四〇) 歳入の年度区分をみだつたもの

(健康勘定) (款)健康保険収入 (項)保険料収入
 (年金勘定) (款)厚生年金保険収入 (項)保険料収入
 厚生省保険局で、昭和二十六年五月中に収納した保険料を二十五年歳入として決算したものが健康勘定において二二一、一八八、六三一円、年金勘定において九六、六三七、七一六円ある。

物件

(五四一) 印刷物の購入又は検収に当り処置当を得ないもの

(業務勘定) (款)厚生保険業務支出 (項)業務取扱費
 厚生省保険局で、印刷物の購入又は検収に關し処置当を得ないものが次のとおりある。

- (1) 昭和二十五年五月随意契約により東京都成瀬某から購入した診療報酬請求明細書一般用及び歯科用各五五

〇、〇〇〇枚の代金として五五〇、〇〇〇円を支出したものがあつたが、その単価一枚五〇銭は、本院において印刷庁につき調査したところによれば著しく高価であり、又、東京都社会保険診療報酬支拂基金互助会において同年四月から十月までの間に購入した同種品の単価一枚三〇銭に比べても高価に失するものである。

(2) 同年五月及び十一月に共和印刷株式会社外一名に請け負わせた厚生年金保険被保険者台帳四、〇〇〇、〇〇〇枚の印刷代金として二七二、〇〇〇円を支出したものがあつたが、右は、製品規格を縦一二八耗、横一八二耗とし板紙二六〇連を支給して印刷させたものであるのに、二十六年三月本院会計実地検査の際調査するに、その実際の製品は縦一二六耗、横一七七耗のものであつた。

なお、当局者は本院の指摘の結果支給板紙二二連分に相当する額一八九、九二〇円を請負人から弁償させることにした。

(船員保険特別会計)

本会計は昭和二十五年年度において一億二千五百余万円の利益を示しているが、財務諸表の記載が適正でなく、記載されていない未收保険料、未拂保険給付費などを加減すれば利益は三百余万円となる計算であり、更に長期給付の責任準備金を考慮すればむしろ欠損を示すものと認められる。すみやかに責任準備金の計算をし、損益を正確に表示する必要がある。

又、二十五年年度末の積立金は四億七千二百余万円であるが、これを給付部門別に見ると長期給付部門において八億七千九百余万円、失業給付部門において一億百余万円の積立金を有する計算となるのに対し、疾病給付部門においては五億七百余万円の収入不足となる計算であつて、疾病給付部門において收支が著しく均衡を失するに至つたのは、受診率の増加等による保険給付費の増大などもあるが、むしろ保険料算定の基礎である標準報酬月額が低きに失したことに因るものである。

なお、二十五年年度末において保険給付費一億七千余万円を未拂のまま繰り越している状況で、すみやかに收支の均衡を図り、支拂未済額を解消できるように処置を講ずることが望ましい。

その他

(五四二) 保養委託費等の支拂に当り処置当を得ないもの

(款) 船員保険費 (項) 保険給付費 外一科目

厚生省保険局で、昭和二十六年一月から四月までの間に、財団法人船員保険会に対し船員保険の被保険者の保養及び休療を委託した保養所及び休療所の二十五年年度中の超過利用料として二、〇五四、一〇〇円を支出しているが、本院において調査したところ超過利用人員に誤差があつて、三八六、一五〇円が過拂となつており、又、二十五年十二月及び二十六年一月に同会に対し受給者援護事務委託費として八七八、四一八円を支出して

いるが、実際に要した費用は六八二、一三八円であつて一九六、二八〇円が過拂となつていたので、それぞれ注意したところ、二十六年十月過拂相当額五八二、四三〇円の返納の手續をとつた。

(国立病院特別会計)

未 收 金

(五四三) 病院収入の取扱当を得ないもの

(款)病院収入 (項)料金収入 外一科目

国立別府病院で、昭和二十五年年度中に、帳簿外藥品等の売却代金二、〇八七、五五九円、ストレプトマイシンの代金及びその注射料一七三、九四五円、その他の収入金九五、三九三円合計二、三五六、八九七円を直ちに日本銀行に拂い込むことなく、これを市中銀行の普通預金とし又は現金で保有し、一、七二五、〇四三円を医療機械の購入費、管繕費、接待費等に使用したものである。

予 算 経 理

(五四四) 会計経理をみだつたもの

(款)雑収入 (項)雑収入

(款)病院費 (項)病院管理費 外四科目

国立大阪病院で、昭和二十四年七月から二十六年四月までの間に、物品売拂代及び患者の自動車使用料二一五、一〇九円を日本銀行に拂い込まないで接待費、自動車修繕料等に使用し、又、歳出金小切手三八、五一〇、一七八円(うち二十四年度分一七、六六七、五三五円)を振り出し、これを市中銀行の預金又は現金で保有し、そのうち三六、八一二、一七二円(うち二十四年度分一七、三七八、五一八円)は後日債権者に支拂つたものと認められるが、残りの一、六九八、〇〇六円(うち二十四年度分二八九、〇一六円)は当初から架空の名義により支出したもので、これを接待費等に使用していた。

(一 般 会 計)

(厚生保険特別会計)

(船員保険特別会計)

(国立病院特別会計)

不 正 行 為

(五四五) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの
(五五二)

国立登別病院外七箇所、昭和二十三年十二月から二十六年二月までの間に、関係職員により収入金、前渡資金等をほしのままに領得されたものが、左のとおり八件計五、六二〇、六四六円(うち二十六年十月末現在補てんされた額七五三、六四三円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(五四五) 国立登別病院	備島田某	二六、二月	四一七、八八二
(五四六) 国立療養所千城園	庶務課 中島某	二二、二一から 二五、二一まで	一、〇四三、〇四七
(五四七) 国立療養所日野荘	同 宮川某	二二、四から 二五、九まで	八六五、七二六
(五四八) 国立神戸療養所	同 益田某	二五、二から 二五、五まで	一五八、八〇六
(五四九) 国立療養所松籟荘	同 小松某	二二、四から 二五、七まで	九六、五九五
(五五〇) 静岡県民生部世話課	資金前渡官吏 増田某	二五、一四から 二五、一四まで	一、五七〇、〇〇〇
(五五一) 兵庫県民生部保険課	地方事務官 西山某外二名	二二、四から 二五、八まで	五三八、八九六
(五五二) 直方社会保険出張所	業務課 分任収入官吏 地方事務官 占部某	二二、四から 二五、一四まで	九二九、六九三
計			五、六二〇、六四六

是正させた事項

未 收 金 (五五三)―(五六七)

(五五三) 健康保険及び厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの
(五六四) (厚生保険特別会計) (健康勘定) (款)健康保険収入 (項)保険料収入
(同) (年金勘定) (款)厚生年金保険収入 (項)保険料収入

健康保険及び厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたものに對し、本院会計実地検査の結果これを是正させたものが、健康保険保険料において八、二二二、三六七円、厚生年金保険保険料において一、四四五、五五二円計九、六六六、九一九円あり、そのうち一事項五万円以上のものを都府県ごとに集計すると左のとおり一二件計八、九六六、〇六一円である。

都府県名	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者
(五五三) 青森県	二九八、六五九	六四、三一五	三六二、九七四	日本曹達株式会社船打鋳業所外三事業所
(五五四) 東京都	二、〇六九、四七三	一八〇、七二五	二、二五〇、一九八	秀美堂印刷株式会社外一三事業所
(五五五) 神奈川県	五六一、一八三	一一〇、七五〇	六八一、九三三	京浜木材工業株式会社外三事業所
(五五六) 新潟県	一、二〇二、六二七	一一八、五一五	一、三二一、一四二	新潟交通株式会社外四事業所
(五五七) 愛知県	一六二、八四九	五三、一四五	二一五、九九四	第壹纖維工業株式会社外一事業所
(五五八) 滋賀県	六八、六七五	二八、六一五	九七、二九〇	西野蚊帳株式会社
(五五九) 大阪府	三一〇、五八七	二五、三九五	三三五、九八二	大日本塗料株式会社外二事業所
(五六〇) 山口県	三七一、一〇八	九六、七七五	四六七、八八三	宇部市白川某外一事業所

都府県名	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者
(五六一) 徳島県	一五〇、六三〇	六三、九四五	二一四、五七五	真鍋産業株式会社外一事業所
(五六二) 福岡県	一三八、四二〇	一三、九六五	一五二、三八五	東芝油脂株式会社外一事業所
(五六三) 大分県	一、〇七一、三七五	六六、〇七五	一、一三七、四五〇	日本セメント株式会社佐伯工場
(五六四) 宮崎県	一、二四〇、五二五	四八七、七三〇	一、七二八、二五五	日窒産業株式会社三ヶ所鉱業所外一事業所
計	七、六四六、一一一	一、三一九、九五〇	八、九六六、〇六一	

(五六五) 船員保険特別会計 (款) 船員保険収入 (項) 保険料収入

船員保険保険料の徴収不足を是正させたものが二、〇二二、二二五
円あり、そのうち一事項五万円以上のものを集計すると左のとおり三件計一、八二〇、六〇〇円である。

都府県名	徴収不足	納付義務者
(五六五) 東京都	一、〇七〇、二七五	日本油槽船株式会社外三名
(五六六) 神奈川県	六〇一、七八五	南国特殊造船株式会社外一名
(五六七) 山口県	一四八、五四〇	元山運輸商事株式会社
計	一、八二〇、六〇〇	

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事

項は次のとおりである。

昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節掲記の分

一〇六頁(四六七) 診療収入の徴収に当り処置当を得ないもの

国立療養所久里浜病院外五箇所 徴収決定済額三、一〇三、二二三三円のうち、一、九二八、八五二円に
ついてはまだ収納の報告に接していない。

第七 農 林 省

不 当 事 項

(一 般 会 計)

予 算 経 理 (五六八) — (五七八)

(五六八) 架空の名義により支拂つたもの

(部) 産業経済費 (款) 農業費 (項) 農業統計調査費
農林省青森、三重、和歌山各統計調査事務所、昭和二十五年度中に、架空の物品購入代、各種調査手当等

の名義により九二五、六三〇円を支拂い、これを庁舎購入費、厚生費、火災の際の謝礼金及び見舞金、食糧費等に使用したものである。

(五六九) 予算をこえて工事を施行したものの
(五七二)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費 外一科目
仙台、金沢両農地事務局で、予算をこえて工事を施行したものが次のとおりある。

(五六九) 仙台農地事務局で、昭和二十五年中に、鹿島建設株式会社に請け負わせた山王海農業水利事業地区ため池工事の代金として九〇、三六五、四〇〇円を支出しているが、そのうち二一、四八八、五〇〇円に相当する工事は二十四年度に施行し予算がないため二十五年予算から支出したものであり、二十五年においては前記支出金額の外、更に四六、一九八、一〇〇円に相当する工事を仮契約をもつて前記会社に請け負わせ完成し、二十六年予算から支出することとしている。

(五七〇) 同局で、昭和二十五年中に、鉄道工業株式会社外一名に請け負わせた新安積開拓建設事業幹線水路第一工区及び第二、第三工区の第十一、十二、十三期工事の代金として四九、四〇〇、〇〇〇円を支出しているが、右工事は二十四年十月に着手し年度内に大部分を施行したが、予算がないため二十五年予算から支出したものである。

(五七一) 金沢農地事務局で、昭和二十五年中に、株式会社大林組に請け負わせた阿賀野川農業水利事業長浦岡方排水路改良工事の代金として二二、三二〇、〇〇〇円を支出しているが、そのうち三、一八五、二六三円に相当する工事は二十四年度に施行し予算がないため二十五年予算から支出したものであり、二十五年においては前記支出金額の外、更に五、一七〇、七二三元に相当する工事を仮契約をもつて前記会社に請け負わせ完成し、二十六年予算から支出することとしている。

(五七二) 予算の使用当を得ないもの
(五七三)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費

(五七二) 農林省十津川紀の川農業水利事業所で、和歌山県那賀郡東貴志村の貴志川上流に山田堰堤を築造するため、その仮排水ずい道工事費として昭和二十五年十一月二、八四〇、〇〇〇円の予算配賦を受けたが、用地の買収及び補償について地元民の承諾が得られなかつたため右工事に着手することができなかつたので、差当り必要もない。回道路工事費、貨物自動車購入費等に二、〇四五、八四二円を使用したものがある。
なお、右仮排水ずい道工事は二十六年十月末現在まだ着手するに至っていない状況である。

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費

(五七三) 岡山農地事務局で、昭和二十六年三月玉藻建設株式会社に請け負わせた燧灘干拓建設事業楠河工区東汐受堤と、基礎捨石工事(その一)の代金として四月一、八七〇、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、愛媛県周桑郡楠河村地先海面に捨石三、九〇〇立米を施行したものであるが、その後の工事は二